

第3編 災害応急対策計画

第1章 風水害等の一般災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害に際して、その機能を有効かつ適切に発揮し、市民の安全と被災者の救援を図ることを目的とする。

- 第1節 組織動員計画
- 第2節 通信及び情報収集伝達計画
- 第3節 災害広報計画
- 第4節 避難計画
- 第5節 食糧供給計画
- 第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画
- 第7節 給水計画及び下水道応急対策計画
- 第8節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画
- 第9節 医療救護、防疫に関する計画
- 第10節 災害廃棄物処理計画
- 第11節 緊急輸送計画
- 第12節 交通応急対策計画
- 第13節 文教対策計画
- 第14節 避難行動要支援者対策計画
- 第15節 観光客対策計画
- 第16節 公安警備計画
- 第17節 水防計画
- 第18節 土砂災害警戒区域等の災害応急対策計画
- 第19節 消防活動計画
- 第20節 救急業務計画
- 第21節 自衛隊の災害派遣要請計画
- 第22節 電力施設災害応急対策計画
- 第23節 ガス施設災害応急対策計画
- 第24節 交通施設災害応急対策計画
- 第25節 海上災害応急対策計画
- 第26節 特殊重大災害対策計画
- 第27節 不発弾等の対応に関する計画
- 第28節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画
- 第29節 相互応援協力計画
- 第30節 ボランティアに関する計画
- 第31節 犬猫等愛護動物対策計画
- 第32節 公共施設の応急対策計画
- 第33節 その他災害応急対策に必要な事項

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するための組織及び編成について定めるものである。

1 防災組織

(1) 佐世保市災害警戒体制

災害が発生するおそれのある各種の気象警報が発表される見込みがあり、情報収集等が必要なときは、防災危機管理局長が所要の職員をもって、佐世保市災害警戒体制（以下「警戒体制」という。）を設置する。

(2) 佐世保市災害警戒本部

災害が発生するおそれのある各種の気象警報の発表、又は長雨期における大雨注意報等の発表により、各種災害の発生が予測されるときは、防災危機管理局長を本部長とし、各関係機関及び民間の協力を得て、災害情報の収集、応急対策等防災体制の一層の確立を図るため、佐世保市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）設置前の段階として、佐世保市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置し、所要の職員をもって警戒配備を行う。

(3) 佐世保市特殊重大災害警戒本部

特殊重大災害に認定されるおそれのある危機事象の発生又は発生するおそれがある場合は、防災危機管理局長を本部長とし、各関係機関及び民間の協力を得て、災害情報の収集、応急対策等防災体制の一層の確立を図るため、佐世保市特殊重大災害対策本部設置前の段階として、佐世保市特殊重大災害警戒本部を設置し、所要の職員をもって警戒配備を行う。

(4) 佐世保市災害対策本部

この機関は、佐世保市災害対策本部条例に基づき、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市長が設置するもので、市長を本部長とし、所要の職員をもって組織し、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とするものである。

なお、集落の孤立、一定地域に限っての激しい災害等が生じた場合等において、本部長が必要と認めるときは、本部長が指名する者を現地本部長とする「佐世保市現地災害対策本部」を設置するものとする。

ア 佐世保市災害対策本部の組織図（第1表）

イ 佐世保市災害対策本部の編成及び分掌事務（第2表）

(5) 佐世保市特殊重大災害対策本部

市は、航空機災害、船舶災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等の特殊重大災害が発生した場合は、「佐世保市危機対策会議設置規程」に基づき、危機管理担当副市長（佐世保市副市長事務分担規則（平成19年規則第62号）の規定により防災危機管理局の事務を分担する副市長）を議長とする危機対策会議をただちに開催し、初動措置の対応を図るとともに、危機管理担当副市長を本部長とする「佐世保市特殊重大災害対策本部」を設置する。

なお、災害が拡大し、統括的かつ統一的に処理する必要がある場合は、危機管理担当副市長が市長に具申し、「佐世保市特殊重大災害対策本部」から、市長を本部長とする「佐世保市災害対策本部」に切り替えるものとする。

(6) 佐世保市防災会議

この機関は、佐世保市防災会議条例に基づき、本市の地域に係る防災に関する基本方針の決定、並びに本市の業務及び本市域内の公共的団体、その他関係機関の業務を包括する地域防災計画を作成し、その推進、災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡調整を図ることなどを任務とするものである。

2 配備体制

(1)警戒体制

防災危機管理局の職員2名程度を配備する。

(2)災害警戒本部

市は、気象状況等により災害の発生が予想されるときには災害警戒本部を設置し、本計画に定める災害予防、災害応急対策活動を実施することにより、被害の未然防止及び軽減を図る。

- 災害警戒本部長 防災危機管理局長
- 災害警戒副本部長 防災危機管理局次長
又は警戒本部長が予め指名する防災危機管理局主幹
- 災害警戒本部員 消防局長、消防局次長、総務部長、土木部長、土木部副部長、土木部次長、地域未来共創部長、宇久行政センター所長及び警戒本部長が必要のつど指名する部長又は副部長、次長
- 配備基準 (第1段階)
・災害の発生のおそれのある各種気象警報等が発表された場合
(第2段階)
・大雨又は洪水警報が発表され、現に相当の降雨があり、災害の発生が予想されるとき
・その他の気象警報が発表され、災害の発生が予想されるとき

(災害警戒本部班編成)

| 班 | 班 長 | 副 班 長 |
|-------------|---|---|
| 本 部 対 策 班 | 防災危機管理局次長又は主幹 | 防災危機管理局主幹又は課長補佐 |
| 避 難 所 運 営 班 | 防災危機管理局主幹 市民安全安心課長 職員課長 広報広聴課長 保健福祉政策課長 コミュニティ・協働推進課長 教育総務部総務課長 | 防災危機管理局課長補佐又は係長 市民安全安心課長補佐 職員課長補佐 広報広聴課長補佐 長寿社会課長 障がい福祉課長 健康づくり課長 感染症対策課長 医療保険課長 保健福祉政策課長補佐 すこやか子どもセンター所長 |

| | | |
|----------------------|------------------|--------------------------------|
| | | コミュニティ・協働推進課長補佐 教育総務部総務課長補佐 |
| 道 路 班 | 道路維持課長 | 道路整備課長 |
| 河 川 班 | 河川課長 | 河川課長補佐 |
| 土 木 庶 務 班 | 土木政策課長 | 土木管理課長 |
| 農 林 整 備 班 | 農林整備課長 | 農林整備課長補佐 |
| 公 園 班 | 公園緑地課長 | 公園緑地課長補佐 |
| 管 財 班 | 資産経営課長 | 資産経営課長補佐又は庁舎管理係長 |
| 消 防 班 | 警防課長 | 指令課長 |
| 宇 久 行 政 セ ン タ ー 班 | 宇久行政センター住民課長 | 宇久行政センター産業建設課長 |
| 港 湾 班 | みなと振興・管理課長 | みなと整備課長 |
| 水 産 班 | 水産課長 水産センター所長 | 水産課長補佐 水産センター副主幹又は主査 |

※ 上記のほか、災害警戒本部長は災害の種類・規模に応じ、災害対策本部に準じた班の編成を行うものとする。

(災害警戒本部分掌事務)

| 班 | 担当課 | 分掌事務 |
|--------|---------------------------|--|
| 本部対策班 | 防災危機管理局 (最大9名) | ①災害応急対策の指示及び本部員等への連絡調整に関する事 ②河川・水位・土砂災害情報等の情報収集・伝達に関する事 ③避難準備検討に関する事 ④防災行政無線伝達検討及び放送に関する事 ⑤避難所開設及び閉鎖の指示に関する事 ⑥災害対策本部への移行検討及び指示に関する事 ⑦災害情報の収集及び記録に関する事 ⑧県及び関係機関との連絡調整に関する事 ⑨避難所指定、運営マニュアル(基本編)作成に関する事 ⑩避難所運営班への指示、連絡調整・情報収集に関する事 ⑪各種災害情報収集・一元管理システムの構築に関する事 |
| 避難所運営班 | 【担当課共通】 (共同事務) | ①本部対策班との連絡調整・情報収集に関する事 ②避難所との連絡調整・情報収集(備蓄状況、避難状況、保健・衛生等)に関する事 ③災害に係る各種問い合わせ対応に関する事 ④避難所内のルールや運営方針等に必要事項の協議・決定に関する事 |
| | (専任事務) 防災危機管理局 (1名) | ①避難所管理・運営の統括に関する事 ②担当各課への避難所開設・閉鎖の連絡に関する事 ③避難所(施設)管理に関する事 |
| | 市民安全安心課 (1名) | ①施設管理者との避難所備蓄品管理(配置・回収・補充)の調整に関する事 |

| | | |
|-------|--|---|
| | 職員課 (1名) | ①職員の避難所動員配備計画に関する事 |
| | 広報広聴課 (1名) | ①ホームページ等への災害情報掲載に関する事 |
| | 保健福祉政策課 長寿社会課 障がい福祉課 健康づくり課 感染症対策課 医療保険課 (最大31名) すこやか子ども センター (最大16名) | ①避難行動要支援者への対応(民生委員との調整等)に関する事 ②福祉避難所開設に係る関係団体との連絡調整に関する事 ③要配慮者の避難所における支援等に関する事 ④避難住民への保健指導及び心のケアに関する事 |
| | コミュニティ・ 協働推進課 (1名) | ①コミュニティセンター職員の避難所動員調整に関する事 ②各地区自治協議会への避難所開設・閉鎖の連絡に関する事 ③避難所(所管施設)管理に関する事 |
| | 教育委員会 総務課 学校教育課 (最大12名) | ①学校職員(学校管理員)の避難所動員調整に関する事 ②各学校への避難所開設・閉鎖の連絡に関する事 ③避難所(所管施設)管理に関する事 |
| 道路班 | 道路維持課 道路整備課 東部工事事務所 西部工事事務所 (最大32名) | ①土砂災害情報の収集に関する事 ②道路・橋梁の被害状況把握及びその対策に関する事 ③道路障害物の調査及び撤去に関する事 ④道路付属物の災害調査及び復旧に関する事 ⑤交通不能箇所の調査及び復旧に関する事 ⑥避難行動道路状況の情報収集に関する事 ⑦避難住民の輸送経路の確保に関する事 |
| 河川班 | 河川課 東部工事事務所 西部工事事務所 (最大22名) | ①土砂災害情報の収集に関する事 ②水防に関する事 ③河川、急傾斜地等の被害状況把握及びその対策に関する事 ④河川管理施設の情報収集とパトロールに関する事 ⑤市管理施設の排水機場、ポンプ等の施設管理に関する事 ⑥雨量、水位及び各種予報の情報収集に関する事 ⑦個人災害応急対策の技術指導に関する事 |
| 土木庶務班 | 土木政策課 土木管理課 (最大23名) | ①建設業者との災害対策のための連絡調整に関する事 ②災害時の輸送経路の選定に関する事 ③被災者及び避難者に対する救援物資の輸送に関する事 ④道路情報の収集に関する事 ⑤土砂災害情報の収集に関する事 ⑥交通規制に関する連絡調整に関する事 ⑦関係機関との連絡調整に関する事 ⑧部内の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関する事 |
| 農林整備班 | 農林整備課 (最大21名) | ①農地、林地及び農業用施設の被害状況の把握並びにその対策並びに連絡調整に関する事 ②緊急輸送路並びに避難路となりうる農道及び林道の被害状況の把握並びにその対策に関する事 ③障害物の除去及び処理に関する事 |
| 公園班 | 公園緑地課 (最大13名) (※3) | ①公園及び都市施設の被害状況の把握並びにその対策並びに連絡調整に関する事 ②公園施設の災害調査及びその復旧に関する事 |
| 管財班 | 資産経営課 (最大9名) | ①本庁舎の各種設備(電気、機械、通信等)の被害状況の把握に関する事 |

| | | |
|-------------|-----------------------------------|---|
| 消防班 | 消防局警防課 消防局指令課 (※4) | ① 消防配備体制に関する事 ② 関係機関との連絡及び調整に関する事 ③ 被害状況の把握及び報告に関する事 ④ 救急業務に関する事 ⑤ 消防機械の修理整備、指導に関する事 ⑥ 救助救出資機材の管理に関する事 ⑦ 災害統計事務に関する事 ⑧ 緊急消防援助隊の受援に関する事 ⑨ 情報の収集及び気象警報の受信伝達に関する事 ⑩ 災害出動指令に関する事 ⑪ 消防通信の運用及び統制に関する事 |
| 宇久行政センター班 | 宇久行政センター (最大4名) | ① 管内の災害応急対策に関する事 ② 管内の被害状況の把握及び報告に関する事 ③ 管内の防災機関、自主防災組織等との連絡調整に関する事 ④ 避難所設営及び運営に関する事 ⑤ 水防倉庫の管理に関する事 |
| 港湾班 (※5) | みなと振興・管理課 みなと整備課 (最大6名) | ① 港湾施設の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関する事 ② 港湾区域内での災害による漂流物等の除去及び汚染の防除に関する事 ③ 上記除去及び防除に必要な資機材の準備に関する事 |
| 水産班 (※5) | 水産課 (最大3名) 水産センター (最大3名) | ① 水産物の被害状況の把握及びその対策に関する事 ② 漁港及び水産施設の被害状況の把握及びその対策に関する事 |

- ※1 各班分掌事務は災害対策本部設置時においても継続実施する。
- ※2 各班の分掌事務遂行に必要な予算は各々の責任により計上、調達するものとする。
- ※3 公園班は台風接近に伴う暴風警報発表時に連絡。
- ※4 消防班は当務職員の対応を原則とするが、消防局職員動員計画に基づくものとする。
- ※5 港湾班・水産班は台風接近に伴う暴風警報発表時に連絡。台風対策と海上保安部との連絡窓口となる。

災害対策本部（第3配備）

| 配備基準 | 配備部局 | 配備要員 |
|---------------------------------|------|------|
| 佐世保市全地域に大きな災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 | 全部局 | 全職員 |

ア 職員の招集

(ア) 職員は、配備体制に基づく動員指示を受けたときは、直ちに指定された場所に参加しなければならない。

(イ) 職員は、災害の発生を知ったとき若しくは災害対策本部の設置を知ったときは、動員指示がない場合であっても、各班長等と連絡のうえ、又は自らの判断で、速やかに指定された場所に参加しなければならない。

イ 幹部職員等の参加が困難な場合の対応

市の幹部職員及び防災危機管理局職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参加が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参加予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参加手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、次のとおりとする。

| 名称 | 代替職員(第1順位) | 代替職員(第2順位) | 代替職員(第3順位) |
|----------|------------|------------|------------|
| 市長 | 西本副市長 | 田中副市長 | 防災危機管理局長 |
| 西本副市長 | 田中副市長 | 防災危機管理局長 | 消防局長 |
| 田中副市長 | 防災危機管理局長 | 消防局長 | 総務部長 |
| 防災危機管理局長 | 消防局長 | 総務部長 | 企画部長 |

4 佐世保市業務継続計画・受援計画の実行

大規模災害時において、最低限の行政サービスを維持しながら迅速に災害応急対策業務を開始するとともに、災害時の応援を可及的速やかに利活用を図る方針を定めることで、応援団体の協力を得ながら総力を結集し、早期に市の機能を復旧させるため策定した「佐世保市業務継続計画・受援計画」に基づき、市の機能が低下する中であっても、市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限にすることを旨とする。

5 関係機関との調整

本部対策部内に指定地方行政機関から派遣された職員との調整の場を設け、下記の内容について協議を行う。

- (1) 捜索・救出活動における活動範囲の調整
- (2) 各機関が保有する情報の共有及び災害対策本部からの情報提供

6 災害対策本部の解散

市長は、概ね次の基準により災害対策本部を解散する。

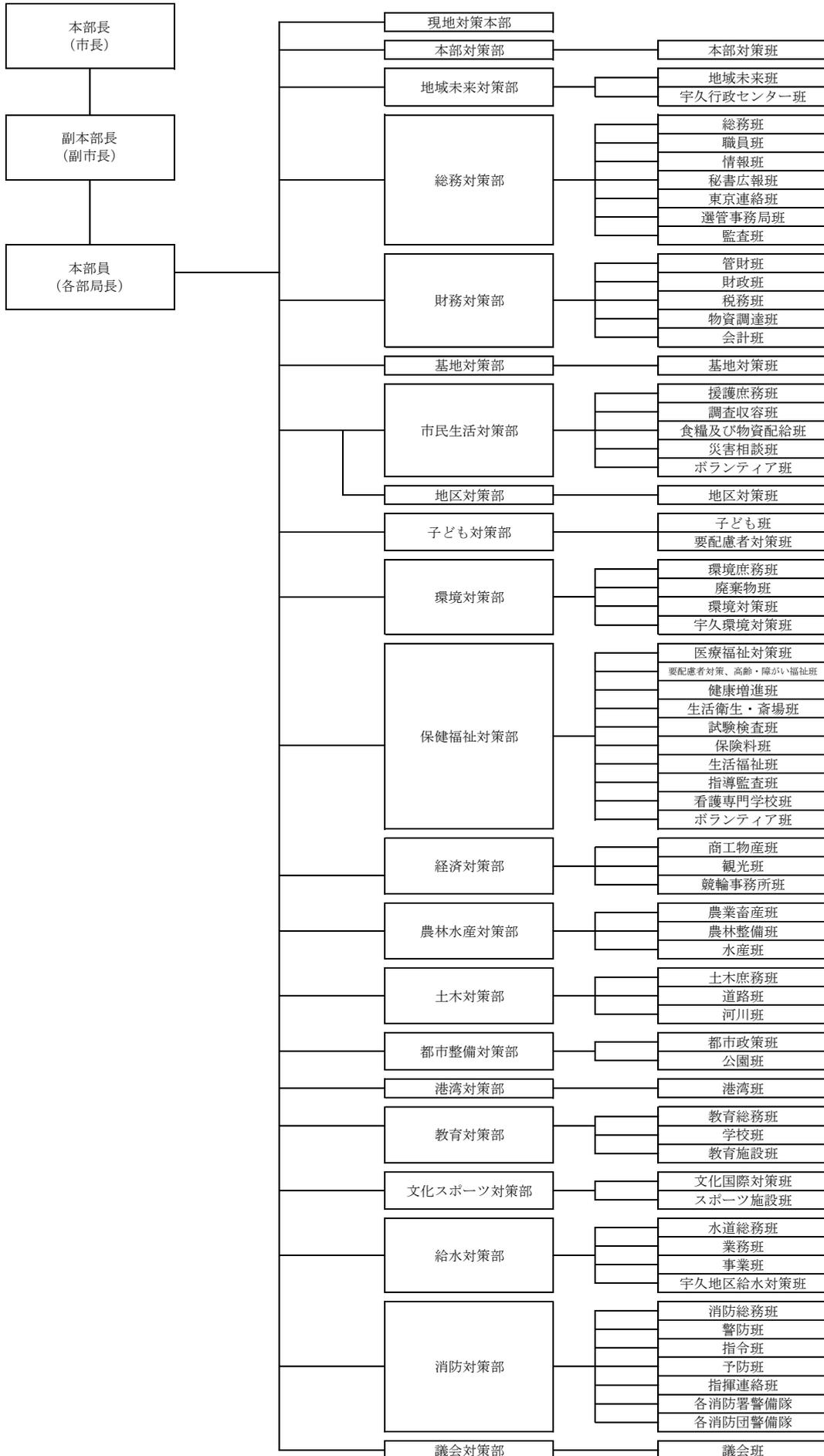
- (1) 当該災害における災害応急対策活動が概ね終了したとき。
- (2) 予想された災害における危険がなくなったと認めるとき。

7 災害対策本部の代替機能の確保

市は災害被災等により、災害対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合に備え、予備施設は以下のとおりとする。なお、状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げないものとする。

- (1) 第1順位 消防局（消防本部）
- (2) 第2順位 消防局東消防署

第1表 佐世保市災害対策本部の組織図



第2表 佐世保市災害対策本部編成及び分掌事務

各対策部の動員については、各部各班の実情に応じて、各部局長は、あらかじめ配備要員を定め、所属職員の担当事務を周知徹底させ、各部班長の指示を受けて活動し得る体制を整えるとともに、要員招集のための連絡の方法などもあらかじめ定めておくものとする。

■災害対策本部の各対策部共通分掌事務

| | |
|--------|---|
| 共通分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 部内の災害対応マニュアル（佐世保市職員参集ハンドブック）の策定に関する事 ○ 部関連に関する防災広報、広聴に関する事 ○ 災害応急対策に必要な人員の確保に関する事 ○ 災害対策本部への職員の派遣に関する事。 ○ 現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関する事。 ○ 職員の安否確認、参集状況及び参集時に収集した被害状況等の災害対策本部への報告に関する事 ○ 部内の災害状況に関する情報収集、調査及び災害対策本部への報告に関する事 ○ 災害対策本部、各対策部、部業務関係機関との連絡調整に関する事 ○ 災害救助法に基づく災害救助の実施に関する事 ○ 部関連の災害記録に関する事 ○ 他対策部への応援に関する事 ○ 非常時優先業務の選定及び見直しに関する事 ○ 外部からの人的及び物的支援の受入れ（受援）業務の選定及び見直しに関する事 |
|--------|---|

■防災危機管理局 災害対策体制

| | | | |
|--------|------------------|------------------|----------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：防災危機管理局（4名） | 第2段階：防災危機管理局（9名） | |
| 災害対策本部 | 第1配備：全職員 | 第2配備：全職員 | 第3配備：全職員 |

| | |
|---|---|
| 対策部名：本部対策部【部長：防災危機管理局長】 | |
| 班名：本部対策班【班長：防災危機管理局次長又は防災危機管理局主幹】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策に関する総合調整に関する事。 ○ 災害対策本部等に関する事。 ○ 本部職員の招集に関する事。 ○ 避難の指示等の伝達の総括に関する事。 ○ 被災者及び要避難者の避難誘導の総括に関する事。 ○ 自衛隊との連絡調整に関する事。 ○ 災害情報の収集及び記録に関する事。 ○ 市対策本部の通信施設に関する事。 ○ 県及び関係機関との連絡調整に関する事。 ○ 部内の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関する事。 |
| ●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| ●対策計画：第2節 通信及び情報収集伝達計画 【防災危機管理局・長崎県】 1. 災害発生時における各機関との情報伝達・相互連絡 2. 被害報告（基準、要領、認定基準（人的・住家等）、報告種別） 3. NTT西日本による通信確保（復旧順位、通信途絶回線（特設公衆・臨時電話・INS）復旧） | |
| ●対策計画：第3節 災害広報計画 【総務部・市民生活部・消防局・防災危機管理局】 | |

| |
|---|
| <p>1. 報道機関に対する情報提供</p> <p>2. 市民等に対する情報提供（防災行政無線、HP・SNS、広報車等）→FMさせぼとの災害緊急放送に関する協定</p> |
| <p>●対策計画：第4節 避難計画</p> <p>【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】</p> <p>1. 避難の指示の基準（発令基準、避難種別：事前避難・緊急避難・収容避難）</p> <p>2. 避難指示伝達（防災行政無線・サイレン・警鐘・車両巡回等）</p> <p>3. 避難誘導（消防局・消防団、警察）</p> <p>4. 避難所等の指定（緊急避難場所：災対法施行令基準適合、公園 1,000 m²以上、避難所：災対法施行令基準適合）</p> <p>5. 避難所の開設（開設選定、職員配置等）</p> <p>6. 避難所の運営（安全管理、物資補給、生活環境確保、避難状況記録、要支援者等把握）</p> <p>7. 避難者名簿作成（被災者氏名、性別、支援必要性の有無等の把握）</p> <p>8. 安否情報提供：権利侵害配慮（根拠：災対法第86条）</p> <p>9. 避難事前準備と留意事項（住民及び関係機関行動周知）</p> <p>10. 避難場所一覧（緊急避難場所 124 箇所、緊急避難場所兼避難所 145 箇所、福祉避難所 42 箇所）</p> |
| <p>●対策計画：第21節 自衛隊の災害派遣要請計画</p> <p>【防災危機管理局】</p> <p>1. 災害派遣要請基準（市で事態収拾不可能時又は緊急時）</p> <p>2. 派遣要請方法</p> <p>①市長（文書又は口頭）→知事へ申し出</p> <p>②知事への要求が困難な場合→市長は陸自第16普通科連隊へ直接通知</p> <p>③通知受領自衛隊→緊急時は知事要請を待たずに部隊等派遣可能</p> <p>3. 派遣要請書記載事項（災害状況・要請理由、派遣期間、派遣区域及び活動内容等）</p> <p>4. 派遣部隊受入態勢（①現場責任者設置、②災対本部で必要資器材準備、③宿営場所・建物準備、④部隊到着後、県災対本部へ報告等）</p> <p>5. 撤収要請（派遣部隊との協議→県知事要請（口頭→撤収要請書提出））</p> |
| <p>●対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画</p> <p>【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】</p> <p>1. 特殊重大災害の種類（航空機、海上、列車・自動車、大規模、危険物、その他）</p> <p>2. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合）</p> <p>3. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別により主管対策部編成</p> <p>4. 初動措置（危機発生）及び特殊重大災害認定判断</p> <p>①所管部局明確→所管部局初動対応→所管部局対応</p> <p>②所管部局不明確→防災危機管理局初動対応（一時的）→危機管理対策会議→所管部局対応</p> <p>5. 特殊重大災害認定：危機対策会議開催（佐世保市危機対策会議設置規定）→特殊重大災害対策本部設置（本部長：危機管理監）※災害対策本部事務分掌準用</p> <p>6. 災害発生時の情報連絡システム：執務時間中連絡システム、夜間・休日連絡システム</p> <p>7. 避難所の開設等</p> <p>①基準：火災、爆発等の発生により市民の安全及び生活に影響を及ぼすと認められる場合</p> <p>②選定：第1段階（災害発生施設を有する中学校区の避難所）、第2段階（第1段階の校区に隣接する中学校区の避難所）、第3段階（第2段階の校区周辺の中学校区の避難所）</p> <p>③避難対策及び応急対策上配慮事項：安全避難対策、地形や風向き、警戒区域設定等</p> <p>8. 長崎県への災害即報、自衛隊等への派遣要請（様式1～3）</p> |
| <p>●対策計画：第27節 不発弾等の対応に関する計画</p> <p>【陸上自衛隊・海上自衛隊・海上保安部・長崎県・長崎県警察・基地政策局・港湾部・農林水産部・消防局・防災危機管理局】</p> <p>1. 不発弾等情報収集体制、不発弾警戒本部、不発弾等対策本部の配備体制</p> |
| <p>●対策計画：第29節 相互応援協力計画</p> <p>【防災危機管理局・総務部・行政経営改革部】</p> <p>1. 長崎県知事に対する要請：災害対策基本法第68条</p> <p>2. 他の市町長に対する要請：災害対策基本法第67条</p> <p>3. 職員派遣要請：災害対策基本法第29条及び第30条</p> |
| <p>●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画</p> <p>【全部局】</p> <p>1. 土砂災害警戒区域等の点検、状況把握：危険箇所の住民に対する警戒避難体制通知</p> <p>2. 応急対策：異常発生時における避難指示等の迅速な情報伝達</p> |
| <p>●対策計画：第33節 その他災害応急対策に必要な事項</p> <p>【防災危機管理局】</p> |

1. 応急公用負担（物的・人的）：災害対策基本法第 64 条、第 65 条、第 71 条、第 78 条、水防法第 21 条
 - ① 物的公用負担：地域内の他人の土地、建物、その他工作物の一時使用又は収用・保管命令
 - ② 人的公用負担：地域内の住居又は応急措置現場にいる者の応急措置業務従事命令
 - ③ 公用負担の変更及び取消：処分変更令書、取消令書の交付
2. 災害対策本部従事者腕章：左上腕に腕章着用（様式 6）
3. 災害応急対策使用車両：車両全面左側窓に標示（様式 7）

■ 地域未来共創部 災害対策体制

| | | |
|--------|----------------------|---------------------------|
| 災害警戒本部 | 第 1 段階：宇久行政センター（2 名） | 第 2 段階：宇久行政センター（4 名） |
| 災害対策本部 | 第 1 配備：課長補佐以上 | 第 2 配備：主査以上 第 3 配備：全職員 |

対策部名：地域未来対策部【部長：地域未来共創部長 副部長：企画部長】

班名：地域未来班【班長：地域交通課長 副班長：政策経営課長、地域政策課長、若者活躍・未来づくり課長、I R 対策課長、市史編さん室長】

分掌事務 ○ バス及び鉄道による被災者、避難者、旅客等の運送の確保の調整に関すること。

● 対策計画：第 1 節 組織動員計画

【全部局】

1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制

● 対策計画：第 11 節 緊急輸送計画

【西肥自動車・させぼバス・地域未来共創部・港湾部・経済部】

1. 車両：市の所有車両に不足発生
バス、貨物自動車及び自動車→バス会社、運送業者等に協力を求める
特殊自動車→運送業者、土木業者へ協力を求める
2. 鉄道：鉄道による輸送必要の発生→鉄道機関と協議、対応協力要請

● 対策計画：第 24 節 交通施設災害応急対策計画

【JR九州・松浦鉄道・土木部・地域未来共創部】

1. 相互連絡：鉄道事業者の被災状況、応急復旧措置内容報告等の緊密な連絡体制構築

班名：宇久行政センター班

【班長：宇久行政センター所長 副班長：宇久行政センター住民課長、産業建設課長】

分掌事務 ○ 管内の災害応急対策に関すること。
○ 管内の被害情報の把握及び報告に関すること。
○ 管内の防災機関、自主防災組織等との連絡調整に関すること。
○ 被災者及び避難者の収容、食糧の供給並びに物資の配給に関すること。
○ 水防倉庫の管理に関すること。
○ 市民生活対策部・土木対策部・都市整備対策部の支援に関すること。

● 対策計画：第 1 節 組織動員計画

【全部局】

1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制

● 対策計画：第 4 節 避難計画

【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・総務部・保健福祉部・その他関係機関】

1. 避難所の開設（開設選定、職員配置等）
2. 避難所の運営（安全管理、物資補給、生活環境確保、避難状況記録、要支援者等把握）

■ 総務部 災害対策体制

| | | |
|--------|-------------------------------|-------------------------------|
| 災害警戒本部 | 第 1 段階：職員課（1 名） 広報広聴課（1 名） | 第 2 段階：職員課（1 名） 広報広聴課（1 名） |
| 災害対策本部 | 第 1 配備：課長補佐以上 | 第 2 配備：主査以上 第 3 配備：全職員 |

| | |
|---|---|
| 対策部名：総務対策部【部長：総務部長 副部長：行政経営改革部長】 | |
| 班名：総務班【班長：総務課長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害関係文書、物品等の郵送受理、配布及び発送に関すること。 ○ 法令等の適用解釈及び訟務に関すること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】 1. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合） 2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別（航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等） 3. 災害発生時の情報連絡系統：執務時間中連絡系統、夜間・休日連絡系統 | |
| 班名：職員班【班長：職員課長 副班長：行政マネジメント課長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常時における人員の配置及び調整に関すること。 ○ 職員の参集に関すること。 ○ 職員の被災状況調査及び健康管理に関すること。 ○ 災害時の他都市への応援職員要請及び受入れ（受援）に関すること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・総務部・保健福祉部・その他関係機関】 1. 避難所の開設（職員配置等） 2. 避難所の運営（避難状況記録） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第29節 相互応援協力計画 【防災危機管理局・総務部・行政経営改革部】 1. 長崎県知事に対する要請：災害対策基本法第68条 2. 他の市町長に対する要請：災害対策基本法第67条 3. 職員派遣要請：災害対策基本法第29条及び第30条 | |
| 班名：情報班【班長：DX推進課長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の情報システムの管理に関すること。 ○ 市の情報ネットワークの確保に関すること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 | |
| 班名：秘書広報班【班長：広報広聴課長 副班長：秘書課長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 対策本部長及び副本部長の秘書及び視察に関すること。 ○ インターネット等を利用した広報に関すること。 ○ 災害見舞及び視察者の応対に関すること。 ○ 災害関係の広報に関すること。 ○ 災害写真の撮影及び収集に関すること。 ○ 報道機関との連絡調整並びに資料及び情報の提供に関すること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第3節 災害広報計画 【総務部・市民生活部・消防局・防災危機管理局】 1. 報道機関に対する情報提供 2. 災害記録：写真等に記録保管（広報活動資料） | |

| | |
|------------------------------------|--|
| 3. 市民等に対する情報提供（防災行政無線、HP・SNS、広報車等） | |
| 班名：東京連絡班【班長：東京事務所長】 | |
| 分掌事務 | ○ 中央官庁等との連絡調整、情報収集及び情報提供に関すること。 |
| ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 | |
| 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| 班名：選管事務局班【班長：選挙管理委員会事務局長】 | |
| 分掌事務 | ○ 現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること。 ○ 避難所派遣の応援に関すること。 |
| ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 | |
| 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| 班名：監査班【班長：監査事務局主幹】 | |
| 分掌事務 | ○ 現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること。 ○ 避難所派遣の応援に関すること。 |
| ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 | |
| 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |

■ 財務部 災害対策体制

| | | |
|--------|-------------|-----------------------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：－ | 第2段階：資産経営課（最大9名） |
| 災害対策本部 | 第1配備：課長補佐以上 | 第2配備：主査以上 第3配備：全職員 |

| | |
|--|---|
| 対策部名：財務対策部【部長：財務部長 副部長：会計管理室長】 | |
| 班名：管財班【班長：資産経営課長】 | |
| 分掌事務 | ○ 公用財産(庁舎及び各課かに属しない市有財産)の被害状況の把握及びその対策に関すること。 ○ 施設の使用許可に関すること。 ○ 庁舎被災時における代替施設に関すること。 ○ 庁舎のライフライン（各部局所管施設等は除く）の寸断に対する計画に関すること。 |
| ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 | |
| 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| ● 対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 | |
| 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 | |
| 班名：財政班【班長：財政課長】 | |
| 分掌事務 | ○ 災害対策に係る予算措置に関すること。 ○ 災害措置に要する諸経費の経理に関すること。 |
| ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 | |
| 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| 班名：税務班【班長：市民税課長、副班長：資産税課長、収納推進課長】 | |
| 分掌事務 | ○ 災害に伴う市税の減免等に関すること。 ○ 被災住家等の調査、実施に関すること。 ○ 罹災証明等に関すること。 |
| ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 | |
| 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |

| | |
|--|--|
| 班名：物資調達班【班長：契約課長、副班長：技術監理課長】 | |
| 分掌事務 | ○ 災害応急物資の調達に関すること。 ○ 災害応急復旧用資材の調達に関すること。 ○ 庁用車両以外の車両の借り上げに関すること。 |
| ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| ● 対策計画：第5節 食糧供給計画 【市民生活部・農林水産部・財務部】 1. 食糧調達 ① 原則：財務対策部、農林水産対策部等と協議により決定 ② 緊急：流通備蓄協定締結業者、学校給食納入指定業者、物品指名競争入札参加資格業者等から調達 | |
| 班名：会計班【班長：会計管理室課長補佐】 | |
| 分掌事務 | ○ 義捐金等の保管に関すること。 ○ 災害時に必要な物品の出納に関すること。 |
| ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |

■ 基地政策局 災害対策体制

| | | | |
|--------|--------|-----------|----------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：－ | 第2段階：－ | |
| 災害対策本部 | 第1配備：－ | 第2配備：主査以上 | 第3配備：全職員 |

| | |
|---|---------------------------|
| 対策部名：基地対策部【部長：基地政策局長】 | |
| 班名：基地対策班【班長：基地政策局次長】 | |
| 分掌事務 | ○ 在日米海軍及び自衛隊との連絡調整に関すること。 |
| ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| ● 対策計画：第27節 不発弾等の対応に関する計画 【陸上自衛隊・海上自衛隊・海上保安部・長崎県・長崎県警察・基地政策局・港湾部・農林水産部・消防局・防災危機管理局】 1. 米海軍佐世保基地及び自衛隊敷地内に係る事案についての情報共有 | |
| ● 対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 | |

■ 市民生活部 災害対策体制

| | | | |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|----------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：市民安全安心課（1名） ：コミュニティ・協働推進課（1名） | 第2段階：市民安全安心課（1名） ：コミュニティ・協働推進課（1名） | |
| 災害対策本部 | 第1配備：課長補佐以上 | 第2配備：主査以上 | 第3配備：全職員 |

| | |
|---|--|
| 対策部名：市民生活対策部【部長：市民生活部長】 | |
| 班名：援護庶務班【班長：市民安全安心課長 副班長：コミュニティ・協働推進課長】 | |
| 分掌事務 | ○ 災害救助法及び被災者生活再建支援法に関すること。 ○ 災害救護資金貸付等に関すること。 |

| |
|--|
| <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| <p>●対策計画：第3節 災害広報計画 【総務部・市民生活部・消防局・防災危機管理局】</p> <p>1. 市民等への情報提供：町内会長等への連絡・協力依頼による市民への情報提供</p> |
| <p>●対策計画：第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画 【市民生活部】</p> <p>1. 災害救助法関係：被服、寝具、炊事用具等生活必需品の給与又は貸与 2. 災害弔慰金支給条例関係：(ア)災害弔慰金500万等、(イ)災害障害見舞金(250万等) 3. 被災者生活再建支援法関係：住宅被害(全壊100万、半壊50万)、住宅再建(建設200万、補修100万等) 4. 佐世保市小災害見舞金支給要綱関係：(ア)見舞金(住宅全壊・流失、傷病、移転避難等)、(イ)弔慰金(死亡)、(ウ)毛布等支給 5. その他機関の救護措置：社会福祉協議会、共同募金会、日本赤十字社、児童救済基金</p> |
| <p>●対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】</p> <p>1. 特殊重大災害の認定基準(死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合) 2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別(航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等)</p> |
| <p>●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】</p> <p>1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保</p> |
| <p>班名：調査収容班【班長：戸籍住民窓口課長】</p> |
| <p>分掌事務 ○被災者及び避難者の安否情報に関すること。 ○災害時における遺体の収容(遺体安置所の確保及び管理)に関すること。</p> |
| <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| <p>●対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】</p> <p>1. 安否情報の提供：災対法第86条の15(被災者又は第三者の権利権益に係る不当侵害に配慮)</p> |
| <p>班名：食糧及び物資配給班 【班長：コミュニティ・協働推進課長、副班長：人権男女共同参画課長、市民安全安心課長補佐】</p> |
| <p>分掌事務 ○被災者及び長期避難者に対する食糧の供給及び炊き出しに関すること。 ○救援物資の受入及び配給に関すること。</p> |
| <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| <p>●対策計画：第5節 食糧供給計画 【市民生活部・農林水産部・財務部】</p> <p>1. 食糧調達 ①原則：財務対策部、農林水産対策部等と協議により決定 ②緊急：流通備蓄協定締結業者、学校給食納入指定業者、物品指名競争入札参加資格業者等から調達 2. 給食方法：コミュニティセンター(炊き出し(町内会等))、学校(給食施設活用) 3. 備蓄供給：炊き出し前の初動対応として備蓄品供給 ※民間事業者との流通備蓄協定締結</p> |
| <p>●対策計画：第15節 観光客対策計画 【経済部・市民生活部】</p> <p>1. 応急食糧・飲料水・生活必需品の供給：観光客の状況把握による</p> |
| <p>班名：災害相談班【班長：市民安全安心課長補佐 副班長：コミュニティ・協働推進課課長補佐】</p> |
| <p>分掌事務 ○個人災害等の市民相談に関すること。 ○災害時の消費者の保護に関すること。</p> |
| <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> |

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●対策計画：第28節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画【市民生活部】 1. 市民相談：被災者相談、市民相談室設置、行政相談委員への協力依頼 |
| <p>班名：ボランティア班【班長：コミュニティ・協働推進課長補佐】</p> |
| <p>分掌事務 ○ 災害ボランティアセンター及び NPO(民間非営利組織)・ボランティア関係者との連絡調整に関すること。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ●対策計画：第1節 組織動員計画【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●対策計画：第30節 ボランティアに関する計画【市民生活部・保健福祉部・社会福祉協議会】 1. 佐世保市災害ボランティアセンター設置・運営（佐世保市社会福祉協議会が設置）、日赤奉仕団への協力依頼 |

| | |
|---|--|
| <p>対策部名：地区対策部【部長：市民生活部長】</p> | |
| <p>班名：地区対策班【班長：各支所長】</p> | |
| <p>分掌事務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 管内の災害応急対策に関すること。 ○ 管内の被害情報の把握及び報告に関すること。 ○ 管内の防災機関、自主防災組織等との連絡調整に関すること。 ○ 被災者及び避難者の収容、食糧の供給並びに物資の配給に関すること。 ○ 水防倉庫の利用に関すること。 ○ 市民生活対策部・土木対策部・都市整備対策部の支援に関すること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●対策計画：第1節 組織動員計画【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 | |

■子ども未来部 災害対策体制

| | | | |
|--------|-----------------------------|-----------------------------|----------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：すこやか子どもセンター (最大16名) | 第2段階：すこやか子どもセンター (最大16名) | |
| 災害対策本部 | 第1配備：課長補佐以上 | 第2配備：主査以上 | 第3配備：全職員 |

| | |
|---|--|
| <p>対策部名：子ども対策部【部長：子ども未来部長】</p> | |
| <p>班名：子ども班【班長：子ども政策課長 副班長：保育幼稚園課長】</p> | |
| <p>分掌事務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児施設の被害状況の把握、情報の提供・収集等に関すること。 ○ 関係機関との連絡調整に関すること。 ○ 乳幼児施設の災害対策に関すること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●対策計画：第1節 組織動員計画【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 | |
| <p>班名：要配慮者対策班【班長：すこやか子どもセンター所長 副班長：子ども支援課長、子ども発達センター課長補佐】</p> | |
| <p>分掌事務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者の把握及び避難誘導に関すること。 |

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の避難所における支援等に関すること。 ○ 要配慮者の被害状況の収集及びその対策に関すること。 |
| <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| <p>●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】</p> <p>1. 要配慮者利用施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病院、診療所又は助産所（病床を有する施設） ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設等 ④ 幼稚園、小・中学校、盲学校、聾学校又は養護学校 |
| <p>●対策計画：第18節 土砂災害警戒区域等の災害応急対策計画 【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会、消防局】</p> <p>1. 要配慮者利用施設（第2表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病院、診療所又は助産所（病床を有する施設） ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設等 ⑤ 幼稚園、小・中学校、盲学校、聾学校又は養護学校 |

■環境部 災害対策体制

| | | | |
|--------|--------|-----------|----------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：－ | 第2段階：－ | |
| 災害対策本部 | 第1配備：－ | 第2配備：主査以上 | 第3配備：全職員 |

| | |
|--|--|
| 対策部名：環境対策部【部長：環境部長】 | |
| 班名：環境庶務班【班長：環境政策課長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全体総括、総合調整に関すること。 ○ 渉外・連絡に関すること。 ○ 他対策部との連携に関すること。 ○ 災害廃棄物処理実行計画策定に関すること。 ○ 仮置場設置（場所の選定、事業者の選定・契約、市民広報）に関すること。 ○ 災害廃棄物処理に係る補助金に関すること。 ○ 佐世保市災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理に係る環境部職員初動マニュアルの運用に関すること。 |
| | <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| | <p>●対策計画：第10節 災害廃棄物処理計画 【環境部】</p> <p>1. 災害廃棄物の収集、分別、運搬、処理</p> |
| | <p>●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】</p> <p>1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保</p> |
| 班名：廃棄物班 【収集対策班長：廃棄物減量推進課長、副班長：廃棄物指導課長、クリーン推進課長、処理班長：施設課長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物収集業務に関すること。 ○ 廃棄物搬入調整に関すること。 ○ 廃棄物処理施設の管理に関すること。 ○ 被災地区の実情に応じた仮置場の選定に関すること。 ○ 仮置場のレイアウトに関すること。 ○ 仮置場の管理に関すること。 ○ 災害廃棄物等についての市民からの問い合わせ対応に関すること。 ○ 災害廃棄物処理に係る補助金に関すること。 |
| | <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| | 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| | ●対策計画：第10節 災害廃棄物処理計画 【環境部】 1. 災害廃棄物の収集、分別、運搬、処理 |
| | ●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 |
| 班名：環境対策班【班長：環境保全課長】 | |
| 分掌事務 | ○ 被災地区の汚染調査及び対策に関すること。 ○ 緊急時モニタリングの実施に関すること。 ○ 災害時における浄化槽の指導に関すること。 ○ 廃棄物処理現場（建設解体現場や仮置場等）におけるモニタリングに関すること。 ○ モニタリングに係る市民広報に関すること。 ○ 災害廃棄物処理に係る補助金に関すること。 |
| | ●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| | ●対策計画：第10節 災害廃棄物処理計画 【環境部】 1. 災害廃棄物の収集、分別、運搬、処理 |
| | ●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 |
| 班名：宇久環境対策班【班長：宇久環境センター所長】 | |
| 分掌事務 | ○ 宇久地区における環境対策に関すること。 ○ 災害廃棄物処理に係る補助金に関すること。 |
| | ●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| | ●対策計画：第10節 災害廃棄物処理計画 【環境部】 1. 災害廃棄物の収集、分別、運搬、処理 |
| | ●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 |

■保健福祉部 災害対策体制

| | | | |
|--------|--|--|----------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：保健福祉政策課・長寿社会課・障がい福祉課・健康づくり課・感染症対策課・医療保険課（最大31名） | 第2段階：保健福祉政策課・長寿社会課・障がい福祉課・健康づくり課・感染症対策課・医療保険課（最大31名） | |
| 災害対策本部 | 第1配備：課長補佐以上 | 第2配備：主査以上 | 第3配備：全職員 |

対策部名：保健福祉対策部【部長：保健福祉部長、副部長：保健所長】

班名：医療・福祉対策班【班長：医療政策課長、副班長：保健福祉政策課長】

| | |
|------|--|
| 分掌事務 | ○ 救急医療体制の整備に関すること。 ○ 関係機関との連絡調整に関すること。 ○ 医療機関の被害状況の把握、情報の提供・収集等に関すること。 ○ 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会及び県看護協会県北支部との連絡調整に関すること。 ○ 保健所機能の確保に関すること。 |
|------|--|

| | |
|---|---|
| ○ 医薬品等の調達、配分及び輸送に関すること。 | |
| ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 | 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| ● 対策計画：第9節 医療救護、防疫に関する計画 【保健福祉部】 | 1. 医療救護 ① 保健所の役割：災害医療情報収集、病院災害対応計画作成、医療・消防機関との連携強化 ② 市の役割：医療救護所設置、歯科医療救護班派遣、災害時医療情報広報、継続医療対応 2. 医薬品等供給：災害時調達、医療資機材調達、医薬品仕分け及び管理 |
| ● 対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】 | 1. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合） 2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別（航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等） 3. 県医師会医療救護班派遣要請（別紙第3） |
| ● 対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 | 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 |
| 班名：要配慮者対策、高齢・障がい福祉班【班長：保健福祉政策課長、副班長：長寿社会課長、障がい福祉課長】 | |
| 分掌事務 | ○ 避難行動要支援者の把握及び避難誘導に関すること。 ○ 要配慮者の避難所における支援等に関すること。 ○ 要配慮者の被害状況の収集及びその対策に関すること。 ○ 福祉避難所の設置・運営に関すること。 ○ 各福祉施設の災害対策に関すること。 ○ 各福祉避難所への要配慮者の受入れに関すること。 ○ 高齢者・障がい者への支援体制に関すること。 |
| ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 | 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| ● 対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】 | 1. 避難所等の指定：福祉避難所（福祉施設等の一部を協定に基づき指定） 2. 避難所の運営（要支援者等把握） 3. 避難場所一覧（福祉避難所42箇所） |
| ● 対策計画：第14節 避難行動要支援者対策計画 【保健福祉部】 | 1. 避難情報伝達（対象：避難行動要支援者に迅速かつ的確な情報の伝達実施） 2. 避難誘導（避難行動要支援者の避難場所安全到達） 3. 状況把握（名簿把握、健康状態・介護要否把握、不利益・孤立化防止、集団生活融合配慮） 4. 仮設住宅入居等配慮（避難長期化による仮設住宅優先的入居） 5. 支援体制充実（介護サービス提供、ホームヘルパー派遣、カウンセラー配置等） |
| ● 対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】 | 1. 要配慮者利用施設 ① 病院、診療所又は助産所（病床を有する施設） ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設等 ③ 幼稚園、小・中学校、盲学校、聾学校又は養護学校 |
| ● 対策計画：第18節 土砂災害警戒区域等の災害応急対策計画 【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会、消防局】 | 1. 要配慮者利用施設（第2表） ① 病院、診療所又は助産所（病床を有する施設） ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設等 ③ 幼稚園、小・中学校、盲学校、聾学校又は養護学校 |
| 班名：健康増進班【班長：健康づくり課長 副班長：感染症対策課長】 | |

| | |
|---|---|
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難住民への保健指導及び心のケアに関すること。 ○ 患者の収容に関すること。 ○ 予防接種（臨時）に関すること。 ○ 感染症の調査に関すること。 |
| | <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| 班名：生活衛生・斎場班【班長：生活衛生課長、副班長：食肉衛生検査所長、斎場長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲料水（上水道を除く）及び食品の衛生確保に関すること。 ○ 食肉の衛生確保に関すること。 ○ 災害時の埋葬・火葬に関すること。 ○ 狂犬病予防関連動物（愛護動物）の保護に関すること。 ○ 屋外等の消毒に関すること。 ○ 斎場の災害対策に関すること。 |
| | <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| | <p>●対策計画：第9節 医療救護、防疫に関する計画 【保健福祉部】</p> <p>1. 防疫計画：防疫活動のための機器等の整備、感染症発生時等の消毒、食品・環境衛生対策</p> |
| | <p>●対策計画：第31節 犬猫愛護動物対策計画 【保健福祉部】</p> <p>1. 被災地域における動物保護：長崎県獣医師会等との連携</p> <p>2. 避難所における動物の適正飼育：飼育状況把握、資材提供、獣医師派遣等</p> <p>3. 動物愛護活動方針：県動物救護本部参加、長崎県獣医師会等関係団体への支援、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づく要請等</p> |
| 班名：試験検査班【班長：試験検査課長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種試験検査に関すること。 ○ 食品等のモニタリングに関すること。 |
| | <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| 班名：保険料班【班長：医療保険課長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険税、介護保険料等の減免等に関すること。 ○ 被災住家等の調査、実施に関すること。 |
| | <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| 班名：生活福祉班【班長：生活福祉課長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること。 ○ 被保護世帯の被害状況の把握及びその対策に関すること |
| | <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| 班名：指導監査班【班長：指導監査課長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の社会福祉施設の運営管理に係る指導に関すること。 |
| | <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| 班名：看護専門学校班【班長：看護専門学校長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の災害対策に関すること。 ○ 学生の災害救助活動の協力に関すること。 |
| | <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| | 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| 班名：ボランティア班【班長：保健福祉政策課長補佐】 | |
| 分掌事務 | ○ 災害ボランティアセンター及び NPO(民間非営利組織)・ボランティア関係者との連絡調整に関すること。 |
| | ●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| | ●対策計画：第30節 ボランティアに関する計画 【市民生活部・保健福祉部・社会福祉協議会】 1. 佐世保市災害ボランティアセンター設置・運営（佐世保市社会福祉協議会との協議調整） |

■経済部 災害対策体制

| | | | |
|--------|--------|-----------|----------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：－ | 第2段階：－ | |
| 災害対策本部 | 第1配備：－ | 第2配備：主査以上 | 第3配備：全職員 |

| | |
|---|--|
| 対策部名：経済対策部【部長：経済部長】 | |
| 班名：商工物産班【班長：商工労働課長、副班長：企業立地推進室長、ふるさと物産振興課長】 | |
| 分掌事務 | ○ 商工業の被害状況の把握及びその対策に関すること。 ○ 被災中小企業者等に対する融資に関すること。 ○ 避難住民等に対する雇用情報の提供に関すること。 ○ 民間企業の事業継続支援に関すること。 ○ 災害救助物資の確保及び運搬に関すること。 ○ 民間企業における事業継続計画の促進に関すること。 |
| | ●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| | ●対策計画：第11節 緊急輸送計画 【西肥自動車・させぼバス・地域未来共創部・港湾部・経済部】 1. 緊急物資輸送拠点の確保：させぼつくす99 |
| | ●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 |
| 班名：観光班【班長：観光課長】 | |
| 分掌事務 | ○ 観光・宿泊施設及び観光客の被害状況の把握及びその対策に関すること。 ○ 観光客の対応（帰宅困難者等）に関すること。 ○ 他都市からの救援物資受入れの応援に関すること。 |
| | ●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| | ●対策計画：第15節 観光客対策計画 【経済部・市民生活部】 1. 宿泊施設等における避難誘導 2. 外国人観光客に対する情報提供 3. 観光客の安否確認 4. 観光客の食糧・飲料水・生活必需品の状況把握 |
| 班名：競輪事務所班【班長：競輪事務所長】 | |
| 分掌事務 | ○ 競輪場の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関すること。 ○ 競輪場内の被災者及び避難者の対応に関すること |
| | ●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |

■農林水産部 災害対策体制

| | | | |
|--------|--|---|----------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：農林整備課（1名） ：水産課、水産センター（気象（台風）情報等により必要数動員） | 第2段階：農林整備課（5名） 水産課、水産センター（気象（台風）情報等により必要数動員） | |
| 災害対策本部 | 第1配備：課長補佐以上 | 第2配備：主査以上 | 第3配備：全職員 |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 対策部名：農林水産対策部【部長：農林水産部長】 | |
| 班名：農業畜産班【班長：農政課長、副班長：卸売市場管理事務所長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関する事。 ○ 被災農業者に対する融資の斡旋に関する事。 ○ 災害時における種苗生産資材、肥料等の対策に関する事。 ○ 災害時における病害虫の発生予防及び防除に関する事。 ○ 家畜の災害対策に関する事。 ○ 死亡家畜の処理対策に関する事。 ○ 家畜の診療、防疫対策に関する事。 ○ 家畜資材及び生産物の流通対策に関する事。 ○ 卸売市場施設の災害対策に関する事。 ○ 卸売市場内業者の被害調査に関する事。 ○ 災害時における生産物等の入荷対策に関する事。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第5節 食糧供給計画 【市民生活部・農林水産部・財務部】 1. 食糧調達 <ul style="list-style-type: none"> ①原則：財務対策部、農林水産対策部等と協議により決定 ②緊急：流通備蓄協定締結業者、学校給食納入指定業者、物品指名競争入札参加資格業者等から調達 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】 1. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合） 2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別（航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 土砂災害危険区域等の点検、状況把握：危険箇所の住民に対する警戒避難体制通知 2. 応急対策：異常発生時における避難指示等の迅速な情報伝達 |
| 班名：農林整備班【班長：農林整備課長、副班長：農業委員会事務局長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地、林地及び農業用施設の被害状況の把握並びにその対策並びに連絡調整に関する事。 ○ 緊急輸送路並びに避難路となりうる農道及び林道の被害状況の把握並びにその対策に関する事。 ○ 被災林業者に対する融資の斡旋に関する事。 ○ 障害物の除去及び処理に関する事。 ○ 災害時における病害虫の発生予防及び防除に関する事。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】 |

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. ため池等の巡視 2. 決壊の通報 3. 防災重点農業用ため池（94箇所） |
| <p>●対策計画：第18節 土砂災害警戒区域等の災害応急対策計画 【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会、消防局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 地すべり等危険地域調査（農林水産省所管） |
| <p>班名：水産班【班長：水産課長】</p> |
| <p>分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水産物の被害状況の把握及びその対策に関すること。 ○ 被災漁業者に対する融資の斡旋に関すること。 ○ 漁港及び水産施設の災害対策に関すること。 ○ 非常時対策用船艇の斡旋に関すること。 ○ 漁業協同組合との連絡調整に関すること。 |
| <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| <p>●対策計画：第27節 不発弾等の対応に関する計画 【陸上自衛隊・海上自衛隊・海上保安部・長崎県・長崎県警察・基地政策局・港湾部・農林水産部・消防局・防災危機管理局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 漁港区域に係わる事案についての情報共有 |

■土木部 災害対策体制

| | | | |
|--------|--|--|----------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：土木管理課（1名） 道路維持課（1名） 河川課（1名） 東部工事事務所（1名） 西部工事事務所（1名） | 第2段階：土木政策課・土木管理課（3名） 道路維持課（6名） 河川課（3名） 東部工事事務所（3名） 西部工事事務所（3名） | |
| 災害対策本部 | 第1配備：課長補佐以上 | 第2配備：主査以上 | 第3配備：全職員 |

| |
|---|
| <p>対策部名：土木対策部【部長：土木部長】</p> |
| <p>班名：土木庶務班【班長：土木政策課長、副班長：土木管理課長】</p> |
| <p>分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部内の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関すること。 ○ 救援物資の輸送経路の確保に関すること ○ 関係機関との連絡調整に関すること。 ○ 建設業者との災害対策のための連絡調整に関すること。 ○ 災害時の輸送経路の選定に関すること。 ○ 道路情報の収集に関すること。 ○ 土砂災害情報の収集に関すること。 ○ 交通規制に関する連絡調整に関すること。 |
| <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| <p>●対策計画：第12節 交通応急対策計画 【陸上自衛隊、長崎県、長崎県警察、土木部、消防局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 実施機関：道路管理者（国、県、市）による交通規制（道路法第46条） 2. 支障箇所の通報連絡：管理道路、橋梁等の支障箇所通報及び連絡 3. 交通規制実施要領：道路管理者（交通安全のための規制、緊急通行車両通行確保のための措置（災対法第76条の6）） 4. 迂回路等：交通規制→適当な迂回路設定 |
| <p>●対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合） |

- 2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別（航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等）
 - 3. 避難道路の選定：国道、県道、市道
- 対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画
【全部局】
- 1. 土砂災害警戒区域等の点検、状況把握：危険箇所住民に対する警戒避難体制通知
 - 2. 応急対策：異常発生時における避難指示等の迅速な情報伝達

班名：道路班【班長：道路維持課長、副班長：道路整備課長、東部工事事務所長、西部工事事務所長】

- 分掌事務
- 道路状況の情報収集に関すること。
 - 道路・橋梁の被害状況の把握及びその対策に関すること。
 - 避難住民の輸送経路の確保に関すること。
 - 土砂災害情報の収集に関すること。
 - 交通不能箇所の調査及び復旧対策に関すること。
 - 道路障害物の調査及び撤去に関すること。
 - 道路付属物の災害調査及び復旧に関すること。

- 対策計画：第1節 組織動員計画
【全部局】
- 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制

- 対策計画：第17節 水防計画
【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】
- 1. 輸送路の確保：水防資材器具、人員、応援確保

- 対策計画：第24節 交通施設災害応急対策計画
【JR九州・松浦鉄道・土木部・地域未来共創部】
- 1. 道路対策：道路パトロール監視強化、応急措置、交通路確保、関係機関への要請

班名：河川班【班長：河川課長】

- 分掌事務
- 河川、急傾斜地等の被害状況の把握及びその対策に関すること。
 - 水防に関すること。
 - 個人災害応急対策の技術指導に関すること。
 - 河川管理施設の情報収集とパトロールに関すること。
 - 市管理の排水機場、ポンプ等の施設管理に関すること。
 - 雨量、水位及び各種予報の情報収集に関すること。
 - 土砂災害情報の収集に関すること。

- 対策計画：第1節 組織動員計画
【全部局】
- 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制

- 対策計画：第17節 水防計画
【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】
- 1. 水防機関（消防局及び消防団）：相互連絡により水災被害軽減にあたる
 - 2. 水防警報河川（水防法第16条）：相浦川（水防警報発表：県北振興局長）
 - 3. 水位情報周知河川（水防法第13条）：相浦川、宮村川、早岐川、江迎川（水防情報発表：県北振興局長）
 - 4. 対象量水標と指定水位：水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位
 - 5. 水防警報等の伝達方法及び避難場所
 - 6. 水防警報等に伴う活動：河川等巡視、出動、水防警報種類・発表基準等
 - 7. 決壊の通報
 - 8. 協力及び応援：長崎県（河川管理者）、近隣水防管理者、警察、自衛隊、建設業協力会
 - 9. 水防倉庫及び備蓄資材器具
 - 10. 重要防潮水門調書、雨量計設置箇所等

- 対策計画：第18節 土砂災害危険区域等の災害応急対策計画
【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会、消防局】
- 1. 指定区域：砂防指定地（国）、地すべり防止区域（国）、急傾斜地崩壊危険区域（県）、土砂災害（特別）警戒区域（県）
 - 2. 警戒配備及び応急対策：警戒配備基準雨量、警戒配備体制（第1・第2）、情報収集、緊急避難、緊急対策
 - 3. 砂防指定地一覧、急傾斜地崩壊危険区域一覧、地すべり防止区域一覧（国交省所管）、土砂災害（特別）警戒区域一覧表等

■ 都市整備部 災害対策体制

| | | |
|--------|-------------------|-----------------------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：公園緑地課（最大13名） | 第2段階：公園緑地課（最大13名） |
| 災害対策本部 | 第1配備：課長補佐以上 | 第2配備：主査以上 第3配備：全職員 |

| | | |
|--|--|--|
| 対策部名：都市整備対策部【部長：都市整備部長】 | | |
| 班名：都市政策班 【班長：都市政策課長、副班長：住宅課長、営繕課長、建築指導課長、まち整備課長、地籍調査課長】 | | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市営住宅及び所管市有建物の被害状況の把握及び連絡調整に関すること。 ○ 応急仮設住宅の管理に関すること。 ○ 応急仮設住宅の計画及び建設に関すること。 ○ 民間建築物の被害状況の調査に関すること。 ○ 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。 ○ 既存市営住宅への特定入居に関すること。 ○ 市有建築物の応急修理に関すること。 ○ 再開発事業地、土地区画整理区域内等の災害対策に関すること。 ○ 屋外広告物の災害対策に関すること。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第8節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画 【都市整備部】 1. 応急仮設住宅 <ul style="list-style-type: none"> ① 仮設住宅収容者：全焼、全壊又は流失等し、自己資本で住宅確保ができない者 ② 建築基準：規模（1戸29.7㎡）、費用（1戸5,610千円以内） ③ 建築方法：建築基準に基づく ④ 建築予定場所：県又は市有地（私有地又は国有地も検討） ⑤ 供与：入居選考（民生委員意見等を徴する）、供与期間（建築工事完了後2か年以内） 2. 住宅応急処置 <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅応急修理対象者：半焼又は半壊し、日常の生活が困難（自己資力で仮設住宅と同様の住宅確保が不可能） ② 修理基準：修理範囲（居室、炊事場、便所等）、費用（1戸584千円以内）、修理期間（災害発生から1か月以内） ③ 修理方法：修理基準に基づく（市設計） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 土砂災害危険区域等の点検、状況把握：危険箇所の住民に対する警戒避難体制通知 2. 応急対策：異常発生時における避難指示等の迅速な情報伝達 | |
| 班名：公園班【班長：公園緑地課長】 | | |
| 分掌事務 | ○ 公園施設の災害対策に関すること。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】 1. 緊急避難場所：公園等オープンスペース（概ね1,000㎡以上）→公園124箇所 | |

■ 港湾部 災害対策体制

| | | |
|--------|----------------------------|----------------------------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：気象（台風）情報等により 必要数動員 | 第2段階：気象（台風）情報等により 必要数動員 |
| 災害対策本部 | 第1配備：課長補佐以上 | 第2配備：主査以上 第3配備：全職員 |

| | |
|--|---|
| 対策部名：港湾対策部【部長：港湾部長】 | |
| 班名：港湾班【班長：みなと振興・管理課長、副班長：みなと整備課長】 | |
| 分掌事務 | ○ 港湾施設の被害状況の把握及びその対策並びに連絡調整に関すること。 ○ 水難救護、流失物及び浮遊物に関すること。 |
| ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 | 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| ● 対策計画：第11節 緊急輸送計画 【西肥自動車・地域未来共創部・港湾部】 | 1. 船艇：市有防災船による輸送、海運業者及び漁業協同組合への協力要請 |
| ● 対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】 | 1. 港湾に対する監視、警戒、通信、連絡 |
| ● 対策計画：第25節 海上災害応急対策計画 【海上保安部・港湾部】 | 1. 緊急輸送の実施：市等から海保へ要員、物資、資材等の海上輸送要請 2. 通信の確保：市等から海保へ災害に関する重要通報発信依頼 3. 海上流出油事故対策 ① 油防除資機材備蓄 ② 情報収集並びに関係機関等への連絡 ③ 漂流油等の流入防止 ④ 漂流油等の防除及び協力要請 ⑤ 県及びその他機関への汚染に係る必要検査依頼 |
| ● 対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】 | 1. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合） 2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別（航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等） 3. 避難道路の選定：国道、県道、市道 |
| ● 対策計画：第27節 不発弾等の対応に関する計画 【陸上自衛隊・海上自衛隊・海上保安部・長崎県・長崎県警察・基地政策局・港湾部・農林水産部・消防局・防災危機管理局】 | 1. 佐世保港湾区域に係わる事案についての情報共有 |
| ● 対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 | 1. 土砂災害危険区域等の点検、状況把握：危険箇所の住民に対する警戒避難体制通知 2. 応急対策：異常発生時における避難指示等の迅速な情報伝達 |

■ 教育委員会 災害対策体制

| | | | |
|--------|---------------------------|---------------------------|----------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：総務課・学校教育課 (最大12名) | 第2段階：総務課・学校教育課 (最大12名) | |
| 災害対策本部 | 第1配備：課長補佐以上 | 第2配備：主査以上 | 第3配備：全職員 |

| | |
|---------------------------------------|--|
| 対策部名：教育対策部【部長：教育長、副部長：教育総務部長、学校教育部長】 | |
| 班名：教育総務班【班長：総務課長、副班長：総務課庶務係長、総務課経理係長】 | |
| 分掌事務 | ○ 教育・文化財関係の被害調査の報告取りまとめに関すること。 ○ 教育関係義援物品の受付対策に関すること。 ○ 教科書、学用品の被害対策に関すること。 ○ 学校の避難所開設及び運営管理に関すること。 |

| |
|--|
| <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| <p>●対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】</p> <p>1. 避難所等の指定：学校等が緊急避難場所兼避難所として指定</p> |
| <p>●対策計画：第13節 文教対策計画 【教育委員会】</p> <p>1. 文教施設の応急対策：災害状況、応急措置概要報告、被災校職員派遣、他校応援協力要請 2. 教材、学用品の調達及び給与の方法：学用品等調達、給与あるいは購入の斡旋方法計画策定</p> |
| <p>●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】</p> <p>1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保</p> |

班名：学校班

【班長：学校教育課長、副班長：学校保健課長、教育施設課長、学校給食センター所長】

| | |
|------|--|
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の被害状況の把握、健康管理及び安否情報に関すること。 ○ 児童生徒の避難及び措置に関すること。 ○ 学校施設（給食センターを含む。）の被害状況の把握、情報の提供・収集等に関すること。 ○ 被災者及び避難者の学校施設の応急的利用に関すること。 ○ 学校の休校及び再開に関すること。 ○ 教職員の被災状況の把握及びその対策並びに教職員の健康管理に関すること。 ○ 学校施設の災害対策に関すること。 ○ 災害時の授業困難な場合の応急教育対策に関すること。 ○ 児童生徒の災害活動の指導に関すること。 ○ 災害時における学校給食の対策及び実施に関すること。 ○ 健康増進班との連絡調整に関すること。 ○ 学校施設の衛生管理に関すること。 ○ 学校施設の避難確保計画策定に関すること。 ○ 災害時の授業実施に関すること。 |
|------|--|

| |
|--|
| <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| <p>●対策計画：第4節 避難計画 【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】</p> <p>1. 学校等の避難対策：校長の指示、避難順序に従った児童生徒の誘導</p> |
| <p>●対策計画：第13節 文教対策計画 【教育委員会】</p> <p>1. 応急教育実施の予定場所及び教職員の確保：災害程度で予定場所選定 2. 教科書、学用品等の損失の応急措置 3. 教育の低下防止（学習方法を予め通知） 4. 教材教具等の収集整備 5. 学校給食費補助金特別申請、被害給食用物資報告</p> |
| <p>●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】</p> <p>1. 要配慮者利用施設 ①病院、診療所又は助産所（病床を有する施設） ②老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設等 ④ 幼稚園、小・中学校、盲学校、聾学校又は養護学校</p> |
| <p>●対策計画：第18節 土砂災害警戒区域等の災害応急対策計画 【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会、消防局】</p> <p>1. 要配慮者利用施設（第2表） ①病院、診療所又は助産所（病床を有する施設） ②老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設等 ③幼稚園、小・中学校、盲学校、聾学校又は養護学校</p> |
| <p>●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】</p> |

| |
|---|
| 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 |
| 班名：教育施設班【班長：社会教育課長、副班長：総合教育センター課長、文化財課長】 |
| 分掌事務 ○ 教育・文化財関係の被害調査及び報告書の作成に関すること。 ○ 文化財の保護に関すること。 |
| ●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| ●対策計画：第13節 文教対策計画 【教育委員会】 1. 文化財対策：被害文化財復旧対策の指示、指導 |
| ●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 |

■文化スポーツ部 災害対策体制

| | | | |
|--------|-------------|-----------|----------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：－ | 第2段階：－ | |
| 災害対策本部 | 第1配備：課長補佐以上 | 第2配備：主査以上 | 第3配備：全職員 |

| | | |
|--|--|--|
| 対策部名：文化スポーツ対策部【部長：文化スポーツ部長】 | | |
| 班名：文化国際班【班長：文化国際課長、副班長：図書館長】 | | |
| 分掌事務 ○ 文化施設の災害対策に関すること ○ 災害時の在住及び滞在外国人の対策に関すること。 | | |
| ●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | | |
| ●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 | | |
| 班名：スポーツ施設班【班長：スポーツ振興課長】 | | |
| 分掌事務 ○ スポーツ施設の被害状況の把握に関すること ○ スポーツ施設の被害対策に関すること ○ スポーツ施設内の被災者及び避難者の対応に関すること ○ 被災者及び避難者のスポーツ施設の応急的利用に関すること | | |
| ●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 | | |
| ●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 | | |

■水道局 災害対策体制

| | | | |
|--------|-------------|-----------|----------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：－ | 第2段階：－ | |
| 災害対策本部 | 第1配備：課長補佐以上 | 第2配備：主査以上 | 第3配備：全職員 |

| | | |
|-------------------------------------|--|--|
| 対策部名：給水対策部【部長：水道局長、副部長：経営管理部長、事業部長】 | | |
| 班名：水道総務班【班長：総務課長、副班長：財務課長、経営企画課長】 | | |

| | |
|---|---|
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急活動等に必要な資源（人・物・資金・情報等）の確保に関する事。 ○ 関係機関との連絡に関する事。 ○ 給水対策の広報に関する事。 ○ 給水対策の市民相談に関する事。 ○ 災害関係費の出納に関する事。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第7節 給水計画及び下水道応急対策計画 【水道局】 1. 水道防災組織と機構：給水対策部の設置 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 |
| 班名：業務班【班長：営業課長】 | |
| 分掌事務 | ○ 水道料金の減免に関する事。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| 班名：事業班 【給水部門班長：水道維持課長、下水道部門班長：下水道事業課長、副班長：下水道施設課長、水道施設課長、水質管理センター長、水道管路整備課長、水道計画建設課長、北部管理事務所長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 送・配水施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ○ 飲料水の応急給水活動に関する事。 ○ 水源、浄水及び送水施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ○ 水道水及び下水道放流水の水質検査に関する事。 ○ 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第7節 給水計画及び下水道応急対策計画 【水道局】 1. 水道：断水対策マニュアル対応（断水規模確定、給水復旧対応、応急給水対応） 2. 下水道：終末処理場、中継ポンプ場（非常用自家発電機有無）、マンホールポンプ施設 |
| 班名：宇久地区給水対策班【班長：宇久営業所長】 | |
| 分掌事務 | ○ 宇久地区における給水対策業務に関する事。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 対策計画：第7節 給水計画及び下水道応急対策計画 【水道局】 1. 水道：断水対策マニュアル対応（断水規模確定、給水復旧対応、応急給水対応） |

■ 消防局 災害対策体制

| | | |
|--------|-------------------------|--------------------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：消防局職員動員計画に基づくものとする | 第2段階：同左 |
| 災害対策本部 | 第1配備：消防局職員動員計画に基づくものとする | 第2配備：同左 第3配備：同左 |

| |
|-------------------------------|
| 対策部名：消防対策部【部長：消防局長、副部長：消防局次長】 |
| 班名：消防総務班【班長：総務課長】 |

| | |
|------------------------|---|
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防対策の総合調整に関すること。 ○ 災害対策の広報に関すること。 ○ 消防団との連絡調整に関すること。 |
| | <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| | <p>●対策計画：第12節 交通応急対策計画 【陸上自衛隊、長崎県、長崎県警察、土木部、消防局】</p> <p>1. 交通規制実施要領：損失補償（消防吏員の措置による破損）</p> |
| | <p>●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】</p> <p>1. 河川等の巡視・水位通報の受信</p> <p>2. 協力及び応援：水防上緊急応援確保→近隣水防管理者との応援協定締結推進</p> |
| | <p>●対策計画：第19節 消防活動計画 【消防局】</p> <p>1. 消防活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防隊の組織（消防職員及び消防団員） ② 消防活動に係る対策（情報収集・伝達体制強化、消防活動拠点整備、消防活動困難地域解消、消防団体制及び消防水利の整備、消防活動体制の強化、消防活動基準及び消防車両整備） ③ 非常招集（消防職員及び消防団員） ④ 出動計画（出動の種類、複数の出動要請への対応） ⑤ 他の機関への応援出動要請（応援協定等→市町村長等、緊急消防援助隊災害派遣要請→都道府県知事） ⑥ 消防活動（現場指揮本部設置、人命救助優先、消防活動要領、警戒区域等設定、資機材取用、避難措置、災害拡大通報、他機関協力、緊急輸送車両確認、報告） ⑦ 他機関との協力（緊急路確保等の充実） <p>2. 消防災害警備実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 警備体制の充実（警戒配備、第1～第3配備） ② 配備体制の計画（別掲） ③ 配備招集（非常招集：第1～第3配備、消防団） ④ 危険箇所把握（災害危険地域調査、警備対策事前検討、資機材準備） ⑤ 警備実施に関する事項（第1～第3配備非常体制） |
| | <p>●対策計画：第26節 特殊重大災害対策計画 【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・港湾部・農林水産部・地域未来共創部】</p> <p>1. 特殊重大災害の認定基準（死者：約10人以上、死傷者：約30人以上、重傷者：約50人以上、負傷者：約70人以上、その他社会的影響が高い場合）</p> <p>2. 特殊重大災害対策本部編成及び事務分掌：災害種別（航空機災害、海上災害、列車・自動車災害、大規模火災、危険物災害等）</p> <p>3. 災害発生時の情報連絡系統：執務時間中及び夜間・休日</p> |
| | <p>●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】</p> <p>1. 土砂災害危険区域等の点検、状況把握：危険箇所の住民に対する警戒避難体制通知</p> <p>2. 応急対策：異常発生時における避難指示等の迅速な情報伝達</p> <p>3. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保</p> |
| <p>班名：警防班【班長：警防課長】</p> | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防配備体制に関すること。 ○ 関係機関との連絡及び調整に関すること。 ○ 被害状況の把握及び報告に関すること。 ○ 災害統計事務に関すること。 ○ 消防相互応援に関すること。 ○ 緊急消防援助隊の受援に関すること。 ○ 救急業務に関すること。 ○ 消防機械の修理整備、指導に関すること。 ○ 救助救出資機材の管理に関すること。 |
| | <p>●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】</p> <p>1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制</p> |
| | <p>●対策計画：第17節 水防計画</p> |

| |
|--|
| <p>【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水位情報周知河川（水防法第 13 条）：相浦川、宮村川、早岐川、江迎川（水防情報発表：県北振興局長） 2. 対象量水標と指定水位：水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位 3. 水防警報の種類、内容及び発表基準 <ol style="list-style-type: none"> ① 水防警報発表基準（待機、準備、出動、警戒、解除） ② 避難判断水位、氾濫危険水位（内容：避難指示等の目安、発表基準） |
| <p>●対策計画：第18節 土砂災害警戒区域等の災害応急対策計画</p> <p>【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会、消防局】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 警戒配備応急対策：第 1 及び第 2 警戒配備（警戒巡視及び住民広報等実施） 2. 緊急対策：シート等による保護、水流変更 |
| <p>●対策計画：第19節 消防活動計画</p> <p>【消防局】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防活動計画 <ol style="list-style-type: none"> ① 消防隊の組織（消防職員及び消防団員） ② 消防活動に係る対策（情報収集・伝達体制強化、消防活動拠点整備、消防活動困難地域解消、消防団体制及び消防水利の整備、消防活動体制の強化、消防活動基準及び消防車両整備） ③ 非常招集（消防職員及び消防団員） ④ 出動計画（出動の種類、複数の出動要請への対応） ⑤ 他の機関への応援出動要請（応援協定等→市町村長等、緊急消防援助隊災害派遣要請→都道府県知事） ⑥ 消防活動（現場指揮本部設置、人命救助優先、消防活動要領、警戒区域等設定、資機材収用、避難措置、災害拡大通報、他機関協力、緊急輸送車両確認、報告） ⑦ 他機関との協力（緊急路確保等の充実） 2. 消防災害警備実施計画 <ol style="list-style-type: none"> ① 警備体制の充実（警戒配備、第 1～第 3 配備） ② 配備体制の計画（別掲） ③ 配備招集（非常招集：第 1～第 3 配備、消防団） ④ 危険箇所把握（災害危険地域調査、警備対策事前検討、資機材準備） ⑤ 警備実施に関する事項（第 1～第 3 配備非常体制） |
| <p>●対策計画：第20節 救急業務計画</p> <p>【消防局】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 救護体制の強化：各応急救護機関との定期的な意見交換実施 2. 応援派遣要請：応援協定等→市町村長等、緊急消防援助隊災害派遣要請→都道府県知事 3. 応援派遣要請通報事項：被害状況、応援派遣期間、応援人員・車両等概数、応援区域等 4. 救急資機材等調達：救急隊員技能管理、救急高度資機材整備等 |
| <p>●対策計画：第27節 不発弾等の対応に関する計画</p> <p>【陸上自衛隊・海上自衛隊・海上保安部・長崎県・長崎県警察・基地政策局・港湾部・農林水産部・消防局・防災危機管理局】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不発弾等発見時における、現場確認、情報収集及び警戒等の初動体制 |
| <p>班名：指令班【班長：指令課長】</p> |
| <p>分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の収集及び気象情報の受信伝達に関すること。 ○ 災害出動指令に関すること。 ○ 消防通信の運用及び統制に関すること。 |
| <p>●対策計画：第 1 節 組織動員計画</p> <p>【全部局】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| <p>班名：予防班【班長：予防課長】</p> |
| <p>分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害予防宣伝及び避難の指導に関すること。 ○ 災害現場の写真撮影及び記録に関すること。 ○ 災害の調査及び情報収集に関すること。 |
| <p>●対策計画：第 1 節 組織動員計画</p> <p>【全部局】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| <p>●対策計画：第 3 節 災害広報計画</p> <p>【総務部、市民生活部、消防局、防災危機管理局】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民等に対する情報提供：消防局職員・団員による広報車による広報 2. 災害記録：災害状況写真記録→広報活動資料 |

- 対策計画：第4節 避難計画
【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】
- 1. 避難指示伝達（防災行政無線・サイレン・警鐘・車両巡回等）

班名：指揮連絡班【班長：消防訓練所長】

- 分掌事務
- 各地区災害活動との連絡・報告に関すること。
 - 災害対策本部との連絡に関すること。

- 対策計画：第1節 組織動員計画
【全部局】
- 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制

班名：各消防署警備隊【班長：各消防署長】

- 分掌事務
- 住民の避難誘導に関すること。
 - 災害の予防警戒、救助・救急及び鎮圧等現場活動に関すること。
 - 災害の情報収集及び被害調査報告に関すること。
 - 消防施設の災害対策に関すること。
 - 災害時における行方不明者の捜索に関すること。
 - 現場指揮本部の設置に関すること。

- 対策計画：第1節 組織動員計画
【全部局】
- 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制

- 対策計画：第4節 避難計画
【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】
- 1. 避難誘導（消防局・消防団、警察）

- 対策計画：第12節 交通応急対策計画
【陸上自衛隊、長崎県、長崎県警察、土木部、消防局】
- 1. 交通規制実施要領：消防吏員の措置命令及び措置（警察官がいない場合に限り、消防緊急通行車両の円滑な通行確保の措置命令又は自ら移動等の措置可能）

- 対策計画：第17節 水防計画
【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】
- 1. 水防機関（消防局及び消防団）：相互連絡により水災被害軽減にあたる
- 2. 水防警報等に伴う活動：河川等巡視、出動、警戒出動、水防巡視
- 3. 決壊の通報

- 対策計画：第19節 消防活動計画
【消防局】
- 1. 現場指揮本部の設置

- 対策計画：第20節 救急業務計画
【消防局】
- 1. 出動救急隊の編成：別掲
- 2. 救急隊の任務：医療機関及び救護所への搬送、被災状況等報告、応急救護等

班名：各消防団警備隊【班長：消防団長】

- 分掌事務
- 住民の避難誘導に関すること。
 - 消防団の出動に関すること。
 - 災害の予防警戒、救助及び鎮圧等現場活動に関すること。
 - 災害の情報収集及び報告に関すること。
 - 災害時における行方不明者の捜索に関すること。

- 対策計画：第1節 組織動員計画
【全部局】
- 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制

- 対策計画：第3節 災害広報計画
【総務部、市民生活部、消防局、防災危機管理局】
- 1. 市民等に対する情報提供：消防局職員・団員による広報車による広報

- 対策計画：第4節 避難計画
【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関係機関】
- 1. 避難誘導（消防局・消防団、警察）

| |
|---|
| <p>●対策計画：第17節 水防計画 【土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水防機関（消防局及び消防団）：相互連絡により水災被害軽減にあたる 2. 水防警報等に伴う活動：河川等巡視、出動、警戒出動、水防巡視 3. 決壊の通報 |
| <p>●対策計画：第20節 救急業務計画 【消防局】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防団の任務：救急救助支援、現場警戒及び避難誘導、負傷者搬送等 |

■議会事務局 災害対策体制

| | | | |
|--------|-------------|-----------|----------|
| 災害警戒本部 | 第1段階：－ | 第2段階：－ | |
| 災害対策本部 | 第1配備：課長補佐以上 | 第2配備：主査以上 | 第3配備：全職員 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 対策部名：議会対策部【部長：議会事務局長】 | |
| 班名：議会班【班長：議会運営課長】 | |
| 分掌事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 議員への情報提供に関すること。 ○ 議員からの情報収集に関すること。 ○ 議員の安否情報に関すること。 |
| ●対策計画：第1節 組織動員計画 【全部局】 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害警戒本部、災害対策本部等の配備体制 |
| ●対策計画：第32節 公共施設の応急対策計画 【全部局】 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共建築物の応急対策：施設及び施設機能の点検、被害状況把握、応急復旧による機能確保 |

備考

- 1 災害発生初期においては、人命救助・生命の安全を最優先するものとする。
- 2 次長職は副本部長又は各対策部長の指示した事務を行うものとする。
- 3 理事及び副理事並びに課かいに所属しない主幹及び副主幹は、各対策部長の指示した事務を行うものとする。
- 4 災害対策本部編成に記載のない課かい（準課かい）の職員は、所属する施設の災害対策を行うものとする。
- 5 災害現場において、動員の必要が生じた場合は、分掌事務にかかわらず副本部長又は各対策部長の指示に従うものとする。
- 6 災害警戒本部又は災害対策本部等の設置にかかわらず、分掌事務に掲げる事務処理が必要となった場合は、該当対策部及び対策班が対応する。

第2節 通信及び情報収集伝達計画 【防災危機管理局・長崎県・NTT西日本】

大災害発生後は、まず被害規模等の情報の収集伝達を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備し、あわせて人命の救助・救急・医療・消火活動を進めなければならない。被害情報や関係機関が実施する活動情報は効果的な応急対策を実施するうえで不可欠である。

ここでは、災害発生時における各機関との情報伝達・相互連絡について計画する。

1 佐世保市防災行政無線

佐世保市全域に防災行政無線を用い情報伝達を行う。

2 長崎県防災行政無線

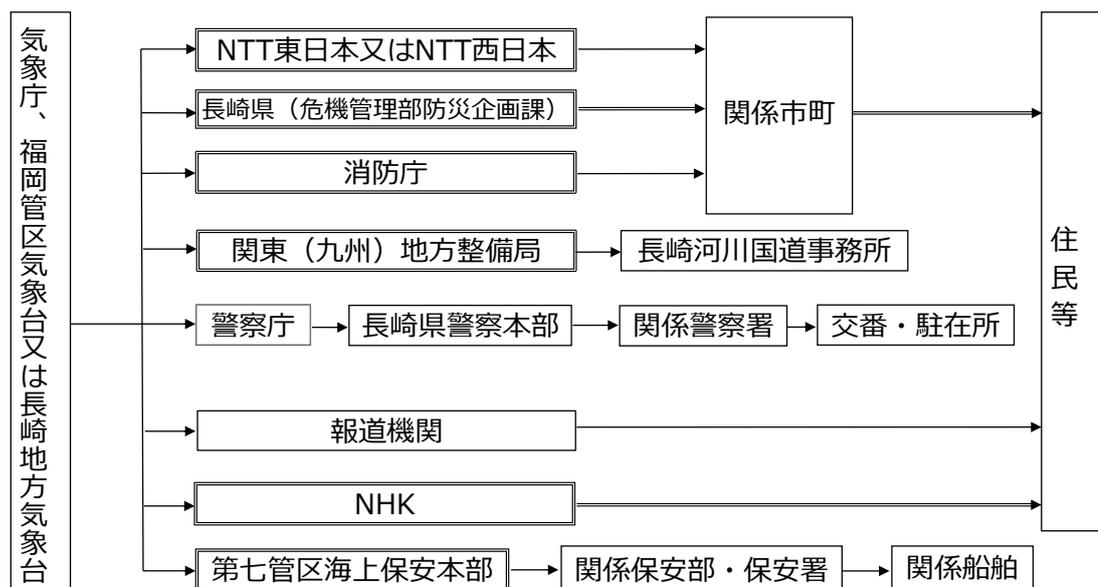
長崎県災害対策本部及び災害対策地方本部等との情報伝達通信を行う。

3 非常無線通信体制

加入電話が使用できず、防災行政無線にも障害が発生し、使用不能になった場合には、九州地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する無線通信設備を使用して、災害に関する通信を確保するものとする。

4 気象警報の伝達系統図

気象警報等の伝達系統図



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほか気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。

5 被害報告の要領

(1) 総合被害報告等の基準

被害状況等の報告にあたって、大体次に掲げる事項に該当する場合に通報する。

ア 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの

ウ 災害に対し、国・県の財政的援助を要すると思われるもの

エ 災害が当初に軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがあるもの

オ その他とくに報告の指示があったもの

(2) 被害報告の要領

ア 被害時の報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、全体の被害状況が判明してからの報告では、災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず、災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともに、災害に対してとられた措置を報告するものとする。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き原則として、電話等をもって行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行うものとする。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

(3) 被害の認定基準

ア 人的被害

(ア) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔意金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。

(イ) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

(ウ) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。

(エ) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。

イ 住家被害

(ア) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(イ) 「全壊」とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再利用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(ウ) 「半壊」とは、住家はその居住のため基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度の

もので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合の20%以上50%未満のものとする。

(エ) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床上浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(オ) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(カ) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

ウ 非住家被害

(ア) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(イ) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎・公民館・公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(ウ) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。

(エ) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

エ その他

(ア) 「田の流失・埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(イ) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(ウ) 「畑の流失・埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(エ) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

(オ) 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(カ) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川・運河等に上に架設された橋とする。

(キ) 「河川」とは、河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防・護岸・水利・床上その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(ク) 「港湾」とは、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

(ケ) 「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(コ) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(サ) 「鉄道不通」とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

- (シ) 「船舶被害」とは、櫓権のみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (ス) 「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
- (セ) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (ソ) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (タ) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (チ) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石塀の個所数とする。
- (ツ) 「り災世帯」とは、災害により全壊・半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- 例えば、寄宿舍・下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子・夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (テ) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(4) 被害報告等の種別

報告の種別等は次の表のとおりとする。

災害対策基本法第53条及び同法施行令第21条による。

| 種別 | 様式 | 摘要 |
|---------|--------|---|
| 災害概況即報 | 別紙様式 1 | 災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。 |
| 被害状況報告 | 別紙様式 2 | 市本部から地方本部への報告様式である。 原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。 |
| | 別紙様式 3 | 災害対策地方本部から県本部への報告様式である。 |
| 事業別被害報告 | | 他の法令または通達に基づき、市町村長が知事に対して行うものである。 |

別紙様式 1

(災害概況即報)

| | | |
|----------|----------------|-----------|
| | 報告日時 | 年 月 日 時 分 |
| | 都道府県 | |
| 消防庁受信者氏名 | 市町村 (消防本部名) | |
| 災害名 | 報告者名 | |
| (第 報) | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------------------|--------------|--|---|----|--|-------|------|---------|---|------|------|---|---|
| 災害の概況 | 発生場所 | | | | | | | 発生日時 | 月 日 時 分 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害の状況 | 人的被害 | 死者 | | 人 | 重傷 | | 人 | 住家被害 | 全壊 | | 棟 | 床上浸水 | | 棟 |
| | | うち 災害関連死者 | | 人 | | | 半壊 | | | 棟 | 床下浸水 | | 棟 | |
| | | 不明 | | 人 | 軽傷 | | 人 | | 一部損壊 | | 棟 | 未分類 | | 棟 |
| | 119番通報の件数 | | | | | | | | | | | | | |
| 応急対策の状況 | 災害対策本部等の設置状況 | | (都道府県) | | | | (市町村) | | | | | | | |
| | 消防機関等の活動状況 | | (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、 | | | | | | | | | | | |
| | 自衛隊派遣要請の状況 | | | | | | | | | | | | | |
| | 其他都道府県又は市町村が講じた応急対策 | | | | | | | | | | | | | |

別紙様式 2

被害状況報告

(市町→地方本部)

| 市町名 | | 月日時現在 | |
|------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 報告者名 | | 即報・確定 | |
| 区 | 分 | 被害 | |
| 人的被害 | 死者 | 1 | 人 | | | | | | | | | | | | |
| | うち災害関連死者 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 行方不明者 | 2 | 人 | | | | | | | | | | | | |
| | 負傷者 | 重傷 | 3 | 人 | | | | | | | | | | | |
| 軽傷 | | 4 | 人 | | | | | | | | | | | | |
| 住家被害 | 全壊 | 5 | 棟 | | | | | | | | | | | | |
| | | 6 | 世帯 | | | | | | | | | | | | |
| | | 7 | 人 | | | | | | | | | | | | |
| | 半壊 | 8 | 棟 | | | | | | | | | | | | |
| | | 9 | 世帯 | | | | | | | | | | | | |
| | 一部破損 | 10 | 人 | | | | | | | | | | | | |
| | | 11 | 棟 | | | | | | | | | | | | |
| | 床上浸水 | 12 | 世帯 | | | | | | | | | | | | |
| | | 13 | 人 | | | | | | | | | | | | |
| | | 14 | 棟 | | | | | | | | | | | | |
| 床下浸水 | 15 | 世帯 | | | | | | | | | | | | | |
| | 16 | 人 | | | | | | | | | | | | | |
| | 17 | 棟 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 18 | 世帯 | | | | | | | | | | | | | |
| | 19 | 人 | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 非住家 | 公共建物 | 21 | 棟 | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | 22 | 棟 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 田 | 流出・埋没 | 23 | ha | | | | | | | | | | | |
| | | 冠水 | 24 | ha | | | | | | | | | | | |
| | 畑 | 流出・埋没 | 25 | ha | | | | | | | | | | | |
| | | 冠水 | 26 | ha | | | | | | | | | | | |
| | 学校 | 27 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 病院 | 28 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 道路 | 29 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 橋りょう | 30 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 河川 | 31 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 港湾 | 32 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 砂防 | 33 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 清掃施設 | 34 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 産くずれ | 35 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 鉄道不通 | 36 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | 被害船舶 | 37 | 隻 | | | | | | | | | | | | |
| | 水道 | 38 | 戸 | | | | | | | | | | | | |
| | 電話 | 39 | 回線 | | | | | | | | | | | | |
| | 電気 | 40 | 戸 | | | | | | | | | | | | |
| ガス | 41 | 戸 | | | | | | | | | | | | | |
| ブロック塀等 | 42 | 箇所 | | | | | | | | | | | | | |
| り災世帯数 | 43 | 世帯 | | | | | | | | | | | | | |
| り災者数 | 44 | 人 | | | | | | | | | | | | | |
| 火災発生 | 建物 | 45 | 件 | | | | | | | | | | | | |
| | 危険物 | 46 | 件 | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | 47 | 件 | | | | | | | | | | | | |
| 公立文教施設 | 48 | 千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 農林水産業施設 | 49 | 千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 公共土木施設 | 50 | 千円 | | | | | | | | | | | | | |
| その他の公共施設 | 51 | 千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | 52 | 千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 公共施設被害市町村数 | 53 | 団体 | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 農産被害 | 54 | 千円 | | | | | | | | | | | | |
| | 林業被害 | 55 | 千円 | | | | | | | | | | | | |
| | 畜産被害 | 56 | 千円 | | | | | | | | | | | | |
| | 水産被害 | 57 | 千円 | | | | | | | | | | | | |
| | 商工被害 | 58 | 千円 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 59 | 千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 被害総額 | 60 | 千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 災害対策本部 | 設置 | | | | | | | 月 | 日 | 時 | 分 | | | | |
| | 解散 | | | | | | | 月 | 日 | 時 | 分 | | | | |
| 災害救助法適用 | | | | | | | | 月 | 日 | 時 | 分 | | | | |
| 消防職員出動延人数 | | 人 | | | | | | | | | | | | | |
| 消防団員出動延人数 | | 人 | | | | | | | | | | | | | |

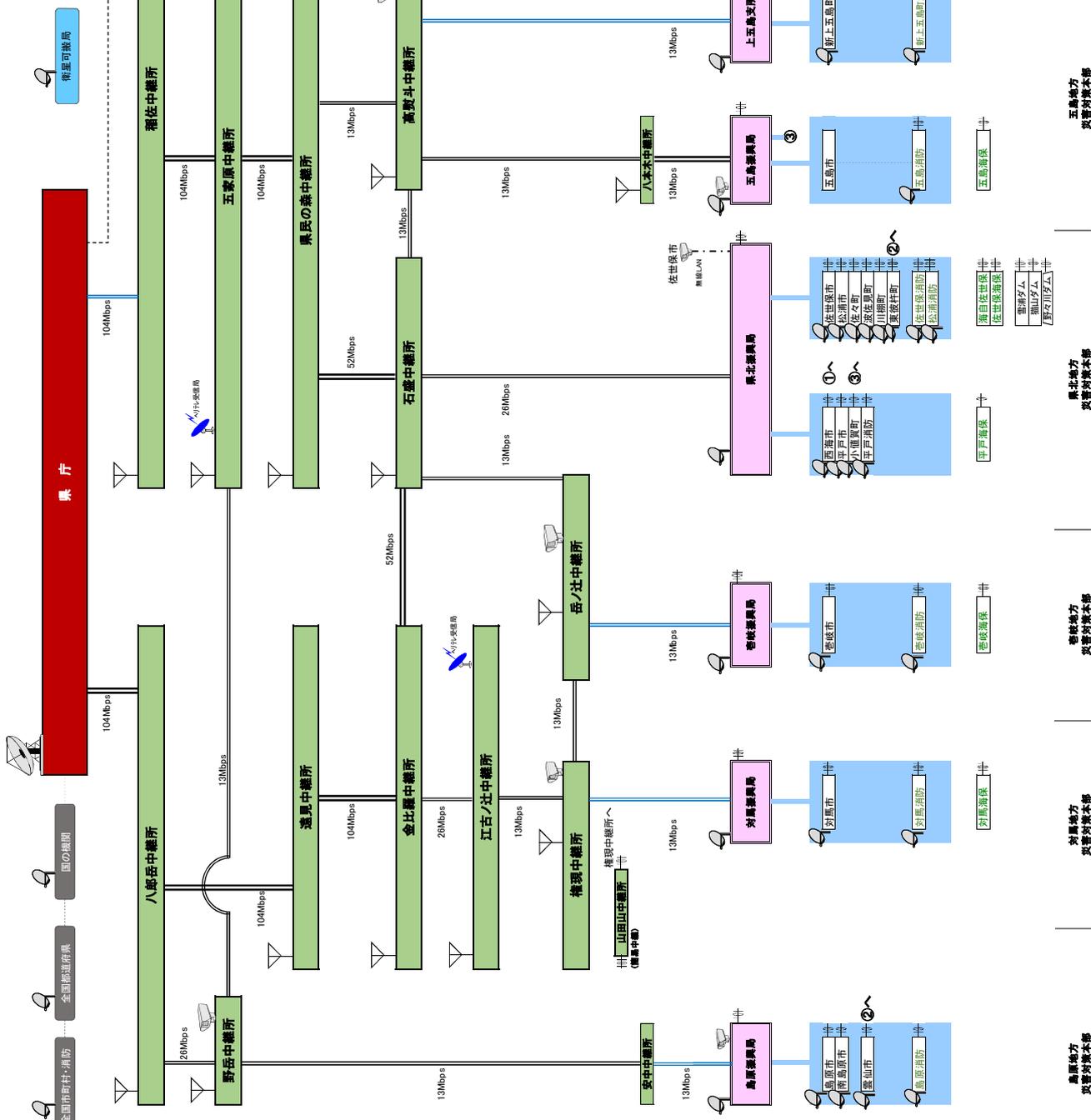
被害状況報告

速報
確定

月 日 時 分現在
(地方本部一県本部)

地方本部 ()

| 市町村名 | | | 被害 |
|------------|-------------------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 区 | 分 | | 被害 |
| 人的被害 | 死者 | 1 | 人 | | | | | | | | | | | |
| | <small>うち災害関連死者</small> | | | | | | | | | | | | | |
| | 行方不明者 | 2 | 人 | | | | | | | | | | | |
| | 負傷者 | 重傷 | 3 | 人 | | | | | | | | | | |
| 軽傷 | | 4 | 人 | | | | | | | | | | | |
| 住家被害 | 全壊 | 5 | 棟 | | | | | | | | | | | |
| | | 6 | 世帯 | | | | | | | | | | | |
| | 半壊 | 7 | 棟 | | | | | | | | | | | |
| | | 8 | 世帯 | | | | | | | | | | | |
| | 一部破損 | 9 | 棟 | | | | | | | | | | | |
| | | 10 | 世帯 | | | | | | | | | | | |
| | 床上浸水 | 11 | 棟 | | | | | | | | | | | |
| | | 12 | 世帯 | | | | | | | | | | | |
| | | 13 | 棟 | | | | | | | | | | | |
| | | 14 | 世帯 | | | | | | | | | | | |
| 床下浸水 | 15 | 棟 | | | | | | | | | | | | |
| | 16 | 世帯 | | | | | | | | | | | | |
| | 17 | 棟 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 18 | 世帯 | | | | | | | | | | | | |
| | 19 | 人 | | | | | | | | | | | | |
| 非住家 | 20 | 千円 | | | | | | | | | | | | |
| | 公共建物 | 21 | 棟 | | | | | | | | | | | |
| | その他 | 22 | 棟 | | | | | | | | | | | |
| その他 | 田 | 流出・埋没 | 23 | ha | | | | | | | | | | |
| | | 冠水 | 24 | ha | | | | | | | | | | |
| | 畑 | 流出・埋没 | 25 | ha | | | | | | | | | | |
| | | 冠水 | 26 | ha | | | | | | | | | | |
| | 学校 | 27 | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 病院 | 28 | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 道路 | 29 | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 橋りょう | 30 | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 河川 | 31 | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 港湾 | 32 | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 砂防 | 33 | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 清掃施設 | 34 | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 崖くずれ | 35 | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 鉄道不通 | 36 | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| 被害船舶 | 37 | 隻 | | | | | | | | | | | | |
| 水道 | 38 | 戸 | | | | | | | | | | | | |
| 電話 | 39 | 回線 | | | | | | | | | | | | |
| 電気 | 40 | 戸 | | | | | | | | | | | | |
| ガス | 41 | 戸 | | | | | | | | | | | | |
| ブロック塀等 | 42 | 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| り災世帯数 | 43 | 世帯 | | | | | | | | | | | | |
| り災者数 | 44 | 人 | | | | | | | | | | | | |
| 火災発生 | 建物 | 45 | 件 | | | | | | | | | | | |
| | 危険物 | 46 | 件 | | | | | | | | | | | |
| | その他 | 47 | 件 | | | | | | | | | | | |
| 公立文教施設 | 48 | 千円 | | | | | | | | | | | | |
| 農林水産業施設 | 49 | 千円 | | | | | | | | | | | | |
| 公共土木施設 | 50 | 千円 | | | | | | | | | | | | |
| その他の公共施設 | 51 | 千円 | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | 52 | 千円 | | | | | | | | | | | | |
| 公共施設被害市町村数 | 53 | 団体 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 農産被害 | 54 | 千円 | | | | | | | | | | | |
| | 林業被害 | 55 | 千円 | | | | | | | | | | | |
| | 畜産被害 | 56 | 千円 | | | | | | | | | | | |
| | 水産被害 | 57 | 千円 | | | | | | | | | | | |
| | 商工被害 | 58 | 千円 | | | | | | | | | | | |
| その他 | 59 | 千円 | | | | | | | | | | | | |
| 被害総額 | 60 | 千円 | | | | | | | | | | | | |
| 災害対策本部 | 設置 | | 月日時分 |
| | 解散 | | 月日時分 |
| 災害救助法適用 | | | 月日時分 |
| 消防職員出動延人数 | | 人 | | | | | | | | | | | | |
| 消防団員出動延人数 | | 人 | | | | | | | | | | | | |



島原地方 政務対策本部

対馬地方 政務対策本部

香城地方 政務対策本部

東北地方 政務対策本部

五島地方 政務対策本部

長崎地方 政務対策本部

長崎県防災行政無線回線系統図

NTT西日本における通信の確保

1 通信サービス確保の基本方針

電気通信施設に災害等が発生した場合は、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信施設の被害状況に応じ、下記の復旧順位を参考として適切な措置をもって復旧に努める。

『復旧順位』

(第1順位) 気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関・通信の確保に直接関係のある機関・電力の供給に直接関係のある機関。

(第2順位) ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関・選挙管理機関・預貯金業務を行う金融機関・新聞社・通信社・放送事業者・第1順位以外の国又は地方公共団体。

(第3順位) 第1順位・第2順位に該当しないもの。

2 防災対策機器

ポータブル衛星

(1) 目的

災害及び異常故障により通信が途絶した場合に早急に回線を作成し、通信の確保を行うことを目的とする。

(2) 使用方法

ア 作成する回線

(ア) 特設公衆電話

(イ) 臨時電話回線

(ウ) I N S回線

イ 常設場所

ポータブル衛星 NTTフィールドテクノ長崎設備部

フィールドサービスセンタ長崎ユニット

連絡先：NTTフィールドテクノ長崎設備部

エリアマネジメント部門 エリアマネジメント担当 095-893-8059

第3節 災害広報計画

【総務部・市民生活部・消防局・防災危機管理局】

災害広報計画は、報道機関に対する情報発表と直接市民等に対する広報活動を行うための計画である。

1 報道機関に対する情報提供

災害対策本部又は災害警戒本部が設置された場合、広報担当班は各班と緊密な連絡をとり、災害の状況等を速やかに報道機関に連絡するものとする。

2 市民等に対する情報提供

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害対策本部又は災害警戒本部は、下記の要領によるものとする。

- (1) 同報系防災行政無線による屋外拡声子局及び戸別受信機への一斉放送を行い、市民等への情報提供を行う。
- (2) 報道機関による広報及び消防職員・団員による広報車での広報、ホームページや民間SNS、テレビのデータ放送等による情報発信を適宜行い、市民等への情報提供を行う。
なお、FMさせぼについては、災害緊急放送に関する協定により、本市域に災害（定義による）が発生し又は発生のおそれがある場合に他の放送に優先して臨時放送を行うことができるため、有効に活用する。
- (3) 地域の防災拠点である支所・コミュニティセンター連絡網により町内会長等へ連絡・協力依頼し、町内会等が屋外拡声器を設置している場合は、それを活用してもらうなどして、市民等への情報提供を行う。
- (4) 上記(1)～(3)の情報提供において避難等の指示が必要になった場合、第3編第1章第4節「避難計画」に基づき、特に指示を徹底する。
- (5) 災害情報配信サービス、消防情報配信サービスの登録を推進する。

3 災害時の流言ひ語対策

災害が発生すると交通マヒ、有線通信の途絶、停電による放送の中絶などによって、民心が必要以上に不安と焦燥にかられ、真相がつかめないうちに流言ひ語が飛び、デマが発生しやすいので、住民に対して短時間の内に的確に被害状況や対策の状況等を知らせることが大切である。

4 災害記録

災害の状況を写真等に記録し、広報活動の資料とする。

第4節 避難計画

【消防局・教育委員会・都市整備部・土木部・防災危機管理局・地域未来共創部・保健福祉部・市民生活部・その他関連機関】

災害が発生し、又は発生するおそれがある危険地域の居住者、滞在者、その他の者の生命、身体の安全を確保するための計画とする。

1 避難の指示等

(1)対象及び措置等

| 状況 | 指示者 | 対象 | 措置 |
|---|---|-----------------------------|------------------------|
| (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において人の生命、身体、財産を災害から保護し、災害の拡大防止を図るため特に必要な場合 (基本法第60条、第61条) | ア 市長 (知事に報告) イ 警察官、海上保安官 (市長に通知) | 必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者 | ア 立退きの指示 イ 屋内での退避指示 |
| (2) 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第29条) | 水防管理者(市長) (管轄警察署長に通知) | 必要と認める区域の居住者 | 立退きの指示 |

(参考) その他の災害関係法規に基づく指示権者

- ※1 水防法第29条に基づく知事、知事の命を受けた県職員
- ※2 地すべり等防止法第25条に基づく知事、その命を受けた事務員
- ※3 警察官職務執行法第4条に基づく警察官
- ※4 自衛隊法第94条に基づく自衛官

(2)避難情報の種別

| 避難情報 | 状況 | 住民等が取るべき行動 |
|--------|----------|--|
| 高齢者等避難 | 災害のおそれあり | <u>危険な場所から高齢者等は避難</u> ア 高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する存在又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 イ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |

| | | |
|--------|----------|---|
| 避難指示 | 災害のおそれ高い | <u>危険な場所から全員避難</u> ア 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 |
| 緊急安全確保 | 災害発生又は切迫 | <u>命の危険 直ちに安全確保</u> ア 立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |

2 避難の指示の基準

各種災害発生の状況は、気象、地象、水象条件により異なるが、避難指示の基準は次のとおりとし、危険が切迫する前に余裕を持って避難できるよう避難指示を行うよう努めるとともに、必要に応じて自主避難を促すものとする。

なお、避難指示の詳細な基準については、別途定めるものとする。

(1) 発令の基準

ア 知事等関係機関から豪雨、台風、地震、津波等に関する予報又は警報の通知を受け、危険地域の避難を要すると判断されるとき。

イ 市長が豪雨、台風、地震、津波等災害に関する注意報若しくは警報を知り、又は警報を発令し、危険地域の避難を要すると判断されるとき。

ウ 指定河川の水位が氾濫危険水位に達し、さらに増水が予想され、水位情報等から総合的に判断し、洪水の起こるおそれが非常に高いとき。指定河川以外の河川については、指定河川の場合に準じ、洪水の起こるおそれが予想される段階に至ったとき。

エ 地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害については、土砂災害警戒情報や補足情報、前兆現象や災害状況などを総合的に判断して災害発生危険が非常に高いとき。

オ 上流地域で河川災害が発生したため、その下流地域で災害発生のおそれがあるとき。

カ 火災が風下に拡大する恐れがあるとき。

キ その他の自然的、人為的な災害により人の生命又は身体に被害を受けるおそれがあるとき。

(2) 避難の種別及び発令責任者

| 種別 | 発令責任者 | 状況 |
|------|-------|---|
| 事前避難 | 市長 | 災害発生のおそれがあり、事前避難の必要がある地域に対して、県その他関係機関の意見を聞いて発令する。 |

| | | |
|------|--|--|
| 緊急避難 | <p>市長</p> <p>市長において立退きの指示ができないとき又はそのいとまがないと認めるときは、消防長は市長の権限を代行することができる。</p> <p>ただし、この場合速やかに市長に報告しなければならない。</p> | <p>災害発生による危険が切迫し、緊急に避難の必要がある地域に対して発令する。</p> |
| 収容避難 | <p>市長</p> | <p>避難後において、その避難所が更に危険な状態になったため、他の安全な場所に集団で緊急避難させる必要がある場合に発令する。</p> |

3 避難の指示の伝達

(1) 伝達方法

ア 警報の伝達は、第1表の伝達系統による。

イ 避難警報は、防災行政無線によるサイレン及び放送、警鐘による信号、有線放送、テレビ、ラジオによる放送又は消防車、広報車による広報等によって関係者に周知徹底する。

ウ その他状況に応じ消防職員・団員を派遣し、携帯マイク等によって戸別毎に警報の周知徹底を期する。

(2) 伝達事項

ア 警報等の伝達は、関係住民に正確かつ迅速に伝達するとともに、避難すべき事態その他必要な事項を簡潔に理解させなければならない。

イ 主な伝達内容は次のとおりとする。

(ア) 予想される災害及び避難立退きの理由

(イ) 避難場所及び避難経路

(ウ) 避難時の留意事項

(3) 避難信号

避難信号は、次のとおりとする。

| 種別 | サイレン信号 | |
|--------|--------------------------------|----|
| 高齢者等避難 | チャイム | 音声 |
| 避難指示 | サイレン | 音声 |
| 緊急安全確保 | サイレン | 音声 |
| 備考 | 収容避難は口頭指示とする。 信号継続時間は適宜とする。 | |

4 避難の誘導

- (1) 避難者の誘導は、消防職員・団員が中心となり、警察官等と緊密な連絡体制のもとに安全かつ迅速に行うこと。
- (2) 避難場所に誘導する場合は、万全の安全を考えてその地域の実情に応じ、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。
 - ア 暴風の場合は、できるだけ山かげや堅ろうな建物にそって経路を選ぶようにする。
 - イ 豪雨の場合は、がけ下や低地帯、災害発生のおそれのある場所はできるだけさけるようにする。
- (3) 避難立退きは避難者が各個に行うことを原則とするが、自力により立退不可能の場合は担架、車両、船艇等によって移送及び輸送を行う。

5 避難の順位

- (1) 避難の順位はいかなる場合においても乳幼児、一人暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者、病人、身体障がい者等の避難行動要支援者を優先して行うものとする。

なお、これらの者に対しては、早めの自主的な避難を呼びかけるものとする。
- (2) 地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内の住居者の避難を優先するものとする。

6 避難所等の指定

災害時に住民の生命及び身体の安全を確保するため、下記のとおり指定し、住民に周知する。

(1) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない公園等の場所又は施設を、洪水、津波等の災害の種類ごとに指定する。

指定基準は、次のとおりとする。

ア 災害対策基本法施行令に定める基準に適合するもの

イ 公園等オープンスペースについては、一定の広さを有するもの（概ね 1,000 m²以上）。

(2) 指定避難所（長期）

被災者が一定期間滞在する場として、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、コミュニティセンターや学校等の公共施設を指定する。

ア 指定基準

災害対策基本法施行令に定める基準に適合するもの。

イ 指定緊急避難場所との関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(3) 避難所等の周知

指定緊急避難場所及び指定避難所等について、避難者が迅速かつ確実に避難できるよう防災マップの作成、避難所表示板の整備、ホームページへの掲載等により、平素から周知に努めるものとする。

(4) 福祉避難所

一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者等が、状態に応じて安心して生活できることを目的とし、福祉施設等の一部を協定に基づき指定する。

(5) その他

町内公民館等については、避難所として開設の必要があれば、町内公民館長等の代表者と協議し、当該災害の特性を勘案のうえ、安全性の確保に十分配慮を行い開設するものとする。

7 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

ア 施設等の避難所については、災害種別・規模・状況に応じて、適宜選定し開設する。

イ 施設等に避難所を開設した場合は、当該避難所に市の職員（避難所運営責任者及び運営要員）を置き運営にあたる。

ウ 避難所運営責任者及び運営要員は自治会、消防職（団）、警察官と緊密な連絡体制のもとに避難者の収容及び対策本部との連絡にあたる。

(2) 避難所の運営

ア 避難所運営責任者及び運営要員は、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期するものとする。

イ 避難所運営責任者及び運営要員は災害対策本部との連絡調整を行うとともに、避難所における物資の供給、生活環境の確保、その他避難生活に関わる状況について記録し、関係者で共有するよう努める。

ウ 避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、要支援者の所在把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるように連絡調整を行う。

エ 避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営の手引（マニュアル）を作成し、避難所の運営基準や取組方法を明確にしておくものとする。

オ 避難所となる施設管理者は、平時より避難者の安全確保のための施設管理及び避難所運営に必要な資機材管理への協力をを行うものとする。

カ 被災者が一定期間滞在する避難所の運営にあたっては、関係職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、避難者の良好な生活環境が確保されるよう努めるものとする。また、運営方針決定に女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。

キ 市は、災害の発生時において、N T T西日本の協力の下、被災者等の通信の確保を目的として、事前に設置している特設公衆電話の利用を開始する。

(3) 避難所の感染症対策

避難所におけるインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行拡大を防止するため、以下の点に留意して感染症対策に努めるものとする。

ア 発災した災害や避難者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

イ 避難者の健康状態の確認については、保健福祉対策部と適切な対応を事前に検討しておくとともに、「避難所開設時における感染症対策マニュアル」の内容も参考として、避難所到着時に実施する。また、避難生活開始後も定期的に避難者の健康状態を確認する。

ウ 避難者や、避難所運営に関わるスタッフは、頻繁に流水と石鹸を用いた手洗いや、手指消毒を行うとともに、咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹底する。

エ 避難所内では、密閉・密集・密接の3条件に該当しないよう配慮し、十分な換気に

努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。

オ 避難所における複数の人の手が触れる場所・物品等の清掃消毒については、定期的に洗浄、消毒するなど、避難所の衛生環境を可能な限り整える。

カ 避難中、発熱等の症状が出た者に対する専用スペースを確保する。また、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレの確保に努める。その際、専用のスペースやトイレまでの動線については、一般の避難者と分けるよう努める。

(4) 避難者名簿の作成

避難所運営責任者及び運営要員は避難所に避難した被災者の氏名、性別、支援の必要性の有無等を把握し、避難者名簿を作成する。

(5) 安否情報の提供

被災者の安否に関する情報について照会があったときは、災害対策基本法第86条の15の規定に基づき、安否情報を回答することができるものとする。この場合においては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

8 避難所に収容する者の範囲

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

9 避難の事前準備と留意事項

(1) 事前準備

ア 火気の取扱いに常に注意し、避難に際しては必ず火気その他危険物の始末を完全に行うこと。

イ 台風期には、風水害に備えて家屋の補強を行い、浸水の予想される場合には、家財を高所に移動させること。

ウ 会社、工場等にあつては、平素綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万全の準備を行うこと。

エ 浸水による油脂類の流出防止、カーバイト、生石灰、放射性物質等危険物の安全管理及び電気、ガス等の保安措置を講じておくこと。

オ 病院、福祉施設及び宿泊施設等多数の者を収容している施設にあつては、平素綿密な計画を樹立し、消防その他関係機関との連絡のもとに訓練を実施し、避難体制の万全を期すること。

(2) 避難時の留意事項

ア 避難にあつては食糧、水筒、手袋、チリ紙、必要最小限度の着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等携帯すること。

イ 服装は軽装とし、素足をさけ、必ず帽子・頭巾等をつけ、大量の荷物は持ち出さないこと。

10 学校等の避難対策

引率者は、校長の指示を的確に把握して、校舎配置別又は学年別を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

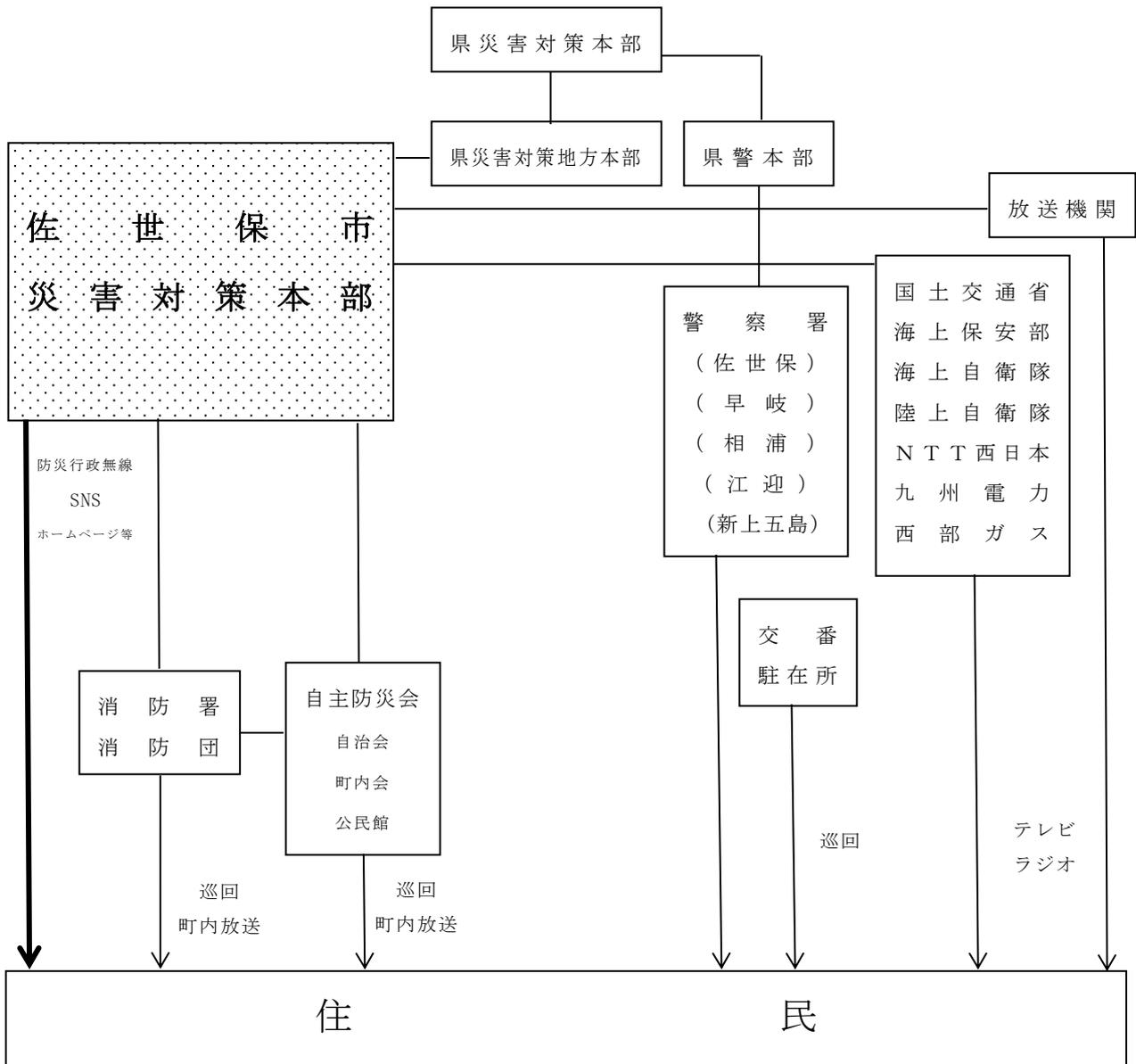
11 船舶の避難対策

- (1) 船舶の避難対策については、海上保安部で行う。
- (2) 船舶の避難を必要とする場合は、海上保安部において早急に関係者に対して安全な海域に避難するよう周知・指導を行い、荒天準備の指導と避難状況を把握する。
- (3) 佐世保港長は、特に必要があると認めるときは、特定港（佐世保港）内に停泊する船舶に移動を命ずる。

12 避難所以外の避難者への対応

車中泊避難者や避難所に滞在することができない在宅避難者など避難場所以外の避難者に対しても、食糧・物資等の提供や情報の提供など必要な支援に努めるとともに、車中泊の避難者に対しては、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

第1表 災害情報・警報伝達系統図



第2表 避難場所一覧表

(1) 指定緊急避難場所 (124箇所)

災害種別：地震・津波・大規模火災

①公園

| 番号 | 名称 | 位置 | 面積 (ha) | 津波 |
|----|------------------|--------------|------------|----|
| 1 | 須佐公園 | 須佐町 57 | 0.42 | |
| 2 | 妙見公園 | 高梨町 446 | 0.23 | |
| 3 | 勝富公園 | 勝富町 1000-9 | 0.16 | |
| 4 | 島瀬公園 | 島瀬町 1000-14 | 0.39 | × |
| 5 | 松浦公園 | 松浦町 1000-5 | 0.30 | × |
| 6 | 新公園 | 光月町 1000-9 | 1.10 | |
| 7 | 佐世保公園 | 平瀬町 13 | 4.10 | × |
| 8 | 烏帽子岳高原リゾートスポーツの里 | 烏帽子町 128 | 20.90 | |
| 9 | 松山公園 | 松山町 300-2 外 | 0.60 | |
| 10 | 中央公園 | 谷郷町、八幡町外 6 町 | 13.70 | |
| 11 | 浜田公園 | 浜田町 1000-5 | 0.24 | × |
| 12 | 比良公園 | 比良町 1000-5 | 0.21 | |
| 13 | 木場田公園 | 木場田町 1000-6 | 0.18 | |
| 14 | 梅田公園 | 梅田町 166-1 | 0.37 | |
| 15 | 春日公園 | 春日町 318 | 0.23 | |
| 16 | 春日第二公園 | 春日町 476-2 | 0.48 | |
| 17 | 桜木公園 | 桜木町 694-1 | 0.19 | |
| 18 | 桜木やまんだ公園 | 桜木町 918-6 | 0.15 | |
| 19 | 大黒公園 | 大黒町 62-6 | 0.16 | |
| 20 | 東公園 | 東山町 182-1 | 1.10 | |
| 21 | 天神公園※ | 天神町 1131 | 3.70 | |
| 22 | 千尽公園 | 千尽町 6-21 | 12.60 | |
| 23 | 東浜公園 | 東浜町 10-2 | 1.10 | |
| 24 | 大宮公園 | 稲荷町 190 | 0.18 | |
| 25 | 稲荷公園 | 稲荷町 165-8 | 0.35 | |
| 26 | 神島公園 | 神島町 99-1 | 0.27 | |
| 27 | 琴平公園 | 御船町 370-1 | 0.25 | |
| 28 | 赤崎公園 | 赤崎町 857 | 0.16 | |
| 29 | 赤崎台第一公園 | 赤崎町 1450-1 | 0.29 | |
| 30 | 鹿子前園地 | 鹿子前町 918-1 | うち 9.0 | × |
| 31 | 小島公園 | 小島町 167-1 | 0.24 | |
| 32 | 泉水田公園 | 赤崎町 630 | 0.21 | |
| 33 | 船越第二公園 | 下船越町 306-3 | 0.65 | × |
| 34 | 長坂公園 | 長坂町 662-1 | 0.22 | |
| 35 | 俵ヶ浦公園 | 俵ヶ浦町 623-1 | 0.12 | |
| 36 | 三川内山公園 | 三川内町 1092-1 | 0.50 | |
| 37 | 平松公園 | 桑木場町 1840-1 | 0.38 | |
| 38 | 江永公園 | 江永町 610-1 | 0.32 | |
| 39 | 三川内運動広場 | 三川内町 987 | 0.46 | |
| 40 | テクノパーク第一公園 | 三川内新町 1-20 外 | 0.93 | |
| 41 | 三川内中央運動公園 | 三川内本町 380-1 | 4.40 | |
| 42 | 汐見台第一公園 | 有福町 4169-68 | 0.19 | |
| 43 | 汐見台第四公園 | 有福町 4149-31 | 0.51 | × |
| 44 | 有福第一公園 | 有福町 589-2 | 0.26 | |
| 45 | 江上公園 | 指方町 2230-2 | 0.14 | × |
| 46 | 東明公園 | 江上町 926-3 | 0.56 | × |

| 番号 | 名称 | 位置 | 面積 (ha) | 津波 |
|----|------------|------------------|------------|----|
| 47 | 岩下公園 | 指方町 3788-141 | 0.17 | × |
| 48 | 枇杷坂公園 | 指方町 766-5 | 0.29 | × |
| 49 | 西海橋公園 | 針尾東町 2678 外 | 12.60 | |
| 50 | 大崎公園 | 針尾北町 2157-9 | 5.00 | |
| 51 | 浦頭引揚記念平和公園 | 針尾北町 824 外 | 3.30 | |
| 52 | 小森公園 | 広田一丁目 129 | 0.21 | × |
| 53 | 崎岡第一公園 | 広田三丁目 396 | 0.23 | × |
| 54 | 崎岡西公園 | 崎岡町 971-1 | 0.22 | × |
| 55 | 広田公園 | 広田三丁目 119 | 1.00 | |
| 56 | 早岐公園 | 早岐一丁目 377-1 | 0.25 | × |
| 57 | 花高中央公園 | 花高三丁目 98-11 | 0.90 | |
| 58 | 花高第一公園 | 花高一丁目 269-9 | 0.26 | |
| 59 | 花高第二公園 | 花高三丁目 20-3 | 0.25 | |
| 60 | 花高第三公園 | 花高四丁目 110-142 | 0.32 | |
| 61 | 権常寺公園 | 権常寺一丁目 20 | 0.20 | × |
| 62 | 陣の内公園 | 陣の内町 883 | 0.34 | |
| 63 | 若竹台中央公園 | 若竹台町 312 | 0.56 | |
| 64 | 若竹台北公園 | 若竹台町 265 | 0.13 | |
| 65 | 早苗公園 | 早苗町 771 | 0.41 | |
| 66 | 黒髪第一公園 | 黒髪町 6361-1 | 0.30 | |
| 67 | 黒髪第二公園 | 黒髪町 4899-116 | 0.16 | |
| 68 | 椿ヶ丘公園 | 黒髪町 6233-3 | 0.18 | |
| 69 | 白岳公園 | 白岳町 104 | 0.19 | × |
| 70 | 大岳台第二公園 | 大岳台町 2-389 | 0.21 | |
| 71 | 大岳台第三公園 | 大岳台町 2-605 | 0.93 | |
| 72 | 陽光台第一公園 | 大塔町 648-187 | 0.18 | |
| 73 | 日宇ヶ丘第二公園 | 日宇町 2810-255 | 0.19 | |
| 74 | 上木場公園 | 黒髪町 2406 | 0.33 | |
| 75 | 大塔公園 | 大塔町 2394-9 | 1.80 | × |
| 76 | 卸本町第二公園 | 卸本町 174 | 0.45 | |
| 77 | もみじが丘中央公園 | もみじが丘町 2 | 2.90 | |
| 78 | もみじが丘第一公園 | もみじが丘町 28-1 | 0.11 | |
| 79 | もみじが丘第三公園 | もみじが丘町 47-60 | 0.16 | |
| 80 | もみじが丘第四公園 | もみじが丘町 6-4 | 0.18 | |
| 81 | ひうみの丘公園 | 大和町 545-1 | 0.24 | |
| 82 | ひうみ第一公園 | ひうみ町 1879 番 24 外 | 0.24 | |
| 83 | ひうみ第二公園 | ひうみ町 1 番 250 外 | 0.19 | |
| 84 | ひうみ第四公園 | ひうみ町 304 番 233 外 | 0.18 | |
| 85 | ひうみ第五公園 | ひうみ町 1474 番 20 外 | 0.14 | |
| 86 | 池野公園 | 大野町 166-3 | 0.35 | |
| 87 | 矢峰公園 | 矢峰町 100-2 | 0.19 | |
| 88 | 瀬戸越公園 | 瀬戸越三丁目 1666-4 | 0.24 | |
| 89 | 眼鏡岩公園 | 瀬戸越町 1266-1 | 1.10 | |
| 90 | 楠木公園 | 楠木町 619 | 0.25 | |
| 91 | 知見寺公園 | 知見寺町 1143-2 外 | 0.16 | |
| 92 | 日野東公園 | 日野町 80-1 | 0.17 | |
| 93 | 日野第二公園 | 日野町 52-176 | 0.10 | |
| 94 | 星和第一公園 | 星和台町 1460-332 | 0.14 | |
| 95 | 大瀧公園 | 大瀧町 135 | 0.21 | |
| 96 | 美崎が丘第二公園 | 大瀧町 254-46 | 0.28 | |
| 97 | 棚方中央公園 | 棚方町 675 | 0.41 | |

| 番号 | 名称 | 位置 | 面積 (ha) | 津波 |
|-----|-----------|------------------|------------|----|
| 98 | 棚方第一公園 | 棚方町 405-122 | 0.19 | |
| 99 | 棚方第三公園 | 棚方町 424-223 | 0.33 | |
| 100 | 真申中央公園 | 棚方町 207-21 | 0.42 | × |
| 101 | 上相浦公園 | 新田町 67-4 | 0.12 | × |
| 102 | 新田公園 | 新田町 403-7 | 0.19 | |
| 103 | 浅子公園 | 浅子町 188-14 | 0.18 | × |
| 104 | 吉岡第二公園 | 吉岡町 1023-1 | 0.52 | |
| 105 | 野中東公園 | 野中町 560 外 | 0.70 | |
| 106 | 桧台第一公園 | 上本山町 1-460 | 0.33 | |
| 107 | 桧台第二公園 | 上本山町 1-465 | 0.18 | |
| 108 | 下宇戸公園 | 下宇戸町 802-1 | 1.01 | |
| 109 | 牧の岳公園 | 吉井町前岳 158-1 | 3.00 | |
| 110 | 吉井親水公園 | 吉井町立石 227-3 | 0.24 | |
| 111 | 板山公園 | 世知原町上野原 2395-7 外 | 2.30 | |
| 112 | 古里公園 | 宇久町本飯良 1307 | 0.75 | |
| 113 | エビスが丘中央公園 | 宇久町平 2253 | 1.60 | |
| 114 | 宇久町総合公園 | 宇久町小浜 3096-48 外 | 8.50 | |
| 115 | 冷水岳園地 | 小佐々町矢岳 1618-12 外 | 7.94 | |
| 116 | 江迎中央公園 | 江迎町長坂 320 | 0.86 | |
| 117 | 岩下公園 | 江迎町田ノ元 1008-6 | 0.68 | |
| 118 | 猪調公園 | 江迎町猪調 1312 | 0.16 | |
| 119 | 高岩公園 | 江迎町北平 3-10 | 0.20 | |
| 120 | 才木公園 | 江迎町末橘 1206-1 | 2.70 | |
| 121 | 白岳自然公園 | 江迎町奥川内 253-6 | 18.10 | |
| 122 | 戸石川公園 | 鹿町町深江 553-10 | 0.33 | |
| 123 | 明星公園 | 鹿町町上歌ヶ浦 219-2 | 0.40 | |
| 124 | 長串山公園 | 鹿町町長串 174-12 外 | 18.50 | |

※天神公園は工事のため令和12年3月末まで使用中止（予定）

②その他のオープンスペース

| 番号 | 名称 | 位置 | 面積 (ha) | 津波 |
|----|---------------------|----------|------------|----|
| 1 | 西海国立公園九十九島動植物園(駐車場) | 船越町 2172 | 0.53 | |
| 2 | 北部ふれあいスポーツ広場 | 原分町 1578 | 1.82 | |
| 3 | 旧庵浦小学校 | 庵浦町 1446 | 0.53 | × |
| 4 | 旧俵浦小学校 | 俵ヶ浦町 442 | 0.35 | |

(2) 指定緊急避難場所兼避難所(145箇所)

屋内 災害種別:土砂災害・洪水

屋外 災害種別:地震・津波・大規模火災

【災害種別欄の記号の見方】

×… 災害発生の危険性があるため、当該災害においては使用しない緊急避難場所

| | | |
|----|---|-----------------------------|
| 洪水 | × | 浸水想定区域内 |
| 土砂 | △ | 土砂災害警戒区域に全部または一部が含まれる緊急避難場所 |
| 土砂 | × | 土砂災害特別警戒区域内 |
| 津波 | × | 津波災害警戒区域内 |

①コミュニティセンター(36箇所)

| No | 施設・場所名 | 住所 | 電話 | 標高 (m) | 施設 区分 | 災害種別 | | | 面積 (㎡) | 想定収容人数(人) | |
|----|-------------------------|------------|---------|-----------|-----------|------|--------|--------|-----------|---|--|
| | | | | | | 洪水 | 土 砂 | 津 波 | | (屋外)2㎡/人 (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人 | |
| 1 | まちなかコミュニティセンター | 常盤町6-1 | 24-5571 | 3.0 | 建物 | × | ○ | × | 713 | (屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110 | |
| 2 | 早岐地区コミュニティセンター | 早岐一丁目6-38 | 38-0336 | 2.8 | 建物 体育室 | × | ○ | × | 1,087 | (屋内通常時) 360 (屋内感染症禍) 180 | |
| 3 | 早岐地区コミュニティセンター 花高体育室 | 花高3丁目98-11 | | 42.8 | 体育室 | ○ | × | ○ | 437 | (屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70 | |
| 4 | 相浦地区コミュニティセンター | 川下町209-5 | 47-5775 | 0.8 | 建物 | × | ○ | × | 1,628 | (屋内通常時) 540 (屋内感染症禍) 270 | |
| 5 | 日宇地区コミュニティセンター | 日宇町675-2 | 33-0564 | 9.5 | 建物 | ○ | △ | ○ | 462 | (屋内通常時) 150 (屋内感染症禍) 70 | |
| 6 | 日宇地区コミュニティセンター 体育室 | もみじが丘町42-1 | | 75.7 | 体育室 | ○ | ○ | ○ | 583 | (屋内通常時) 190 (屋内感染症禍) 90 | |
| 7 | 三川内地区コミュニティセン ター | 三川内本町289-1 | 30-7545 | 26.3 | 建物 | ○ | △ | ○ | 755 | (屋内通常時) 250 (屋内感染症禍) 120 | |
| 8 | 三川内地区コミュニティセン ター体育室 | 三川内本町358-1 | | 27.9 | 建物 | × | △ | ○ | 384 | (屋内通常時) 120 (屋内感染症禍) 60 | |
| 9 | 大野地区コミュニティセンター | 田原町13-29 | 49-6589 | 62.3 | 建物 体育室 | ○ | △ | ○ | 1,107 | (屋内通常時) 360 (屋内感染症禍) 180 | |
| 10 | 宮地区コミュニティセンター | 城間町345 | 59-2676 | 4.0 | 建物 | × | △ | ○ | 359 | (屋内通常時) 110 (屋内感染症禍) 50 | |
| 11 | 宮地区コミュニティセンター 体育室 | 萩坂町1782-1 | | 4.0 | 体育室 | × | △ | ○ | 474 | (屋内通常時) 150 (屋内感染症禍) 70 | |
| 12 | 針尾地区コミュニティセンター | 針尾中町1538-5 | 58-3884 | 44.5 | 建物 | ○ | ○ | ○ | 377 | (屋内通常時) 120 (屋内感染症禍) 60 | |
| 13 | 針尾地区コミュニティセンター 体育室 | 針尾北町756 | | 16.3 | 体育室 | ○ | ○ | ○ | 509 | (屋内通常時) 160 (屋内感染症禍) 80 | |
| 14 | 柚木地区コミュニティセンター | 柚木町2088-2 | 46-1031 | 132.9 | 建物 | ○ | △ | ○ | 341 | (屋内通常時) 110 (屋内感染症禍) 50 | |
| 15 | 柚木地区コミュニティセンター 体育室 | 柚木町1434-1 | | 122.8 | 体育室 | × | △ | ○ | 429 | (屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70 | |
| 16 | 中里皆瀬地区コミュニティセン ター | 上本山町1228-1 | 40-7135 | 29.3 | 建物 体育室 | × | △ | ○ | 1,035 | (屋内通常時) 340 (屋内感染症禍) 170 | |
| 17 | 南地区コミュニティセンター | 稲荷町2-5 | 33-7144 | 12.0 | 建物 体育室 | ○ | ○ | ○ | 828 | (屋内通常時) 270 (屋内感染症禍) 130 | |
| 18 | 江上地区コミュニティセンター | 指方町1759 | 58-4638 | 2.1 | 建物 | ○ | △ | × | 639 | (屋内通常時) 210 (屋内感染症禍) 100 | |
| 19 | 江上地区コミュニティセンター 体育室 | 有福町827 | | 11.7 | 体育室 | ○ | △ | ○ | 438 | (屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70 | |
| 20 | 中部地区コミュニティセンター | 光月町6-17 | 25-2360 | 6.2 | 建物 | ○ | △ | ○ | 417 | (屋内通常時) 130 (屋内感染症禍) 60 | |
| 21 | 西地区コミュニティセンター | 金比良町1-7 | 24-3711 | 25.7 | 建物 | ○ | △ | ○ | 1,058 | (屋内通常時) 350 (屋内感染症禍) 170 | |
| 22 | 九十九地区コミュニティセン ター | 下船越町306-7 | 28-0216 | 2.6 | 建物 | ○ | △ | × | 275 | (屋内通常時) 90 (屋内感染症禍) 40 | |
| 23 | 北地区コミュニティセンター | 春日町18-9 | 25-6552 | 63.3 | 建物 | ○ | △ | ○ | 319 | (屋内通常時) 100 (屋内感染症禍) 50 | |
| 24 | 黒島地区コミュニティセンター | 黒島町3175 | 56-2765 | 74.8 | 建物 | ○ | ○ | ○ | 173 | (屋内通常時) 50 (屋内感染症禍) 20 | |
| 25 | 広田地区コミュニティセンター | 重尾町63 | 39-2737 | 8.6 | 建物 | × | △ | ○ | 501 | (屋内通常時) 160 (屋内感染症禍) 80 | |

| No | 施設・場所名 | 住所 | 電話 | 標高 (m) | 施設 区分 | 災害種別 | | | 面積 (㎡) | 想定収容人数(人) | |
|----|------------------------|--------------|-----------------|-----------|----------|------|----|----|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | | | | | 洪水 | 土砂 | 津波 | | (屋外)2㎡/人 | (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人 |
| 26 | 山澄地区コミュニティセンター | 潮見町14-14 | 31-2045 | 16.2 | 建物 | ○ | ○ | ○ | 610 | (屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100 | |
| 27 | 愛宕地区コミュニティセンター | 赤崎町596-26 | 28-7822 | 51.3 | 建物 | ○ | △ | ○ | 467 | (屋内通常時) 150 (屋内感染症禍) 70 | |
| 28 | 吉井地区コミュニティセンター | 吉井町立石473 | 64-2100 | 39.3 | 建物 | × | △ | ○ | 457 | (屋内通常時) 150 (屋内感染症禍) 70 | |
| 29 | 吉井地区コミュニティセンター 吉田乃館 | 吉井町田原625-1 | | 131.0 | 駐車場 | ○ | △ | ○ | 750 | (屋外) 370 | |
| | | | | | 建物 | ○ | △ | ○ | 282 | (屋内通常時) 90 (屋内感染症禍) 40 | |
| 30 | 世知原地区コミュニティセンター | 世知原町栗迎246-1 | 76-2516 | 141.8 | 建物 | ○ | △ | ○ | 560 | (屋内通常時) 180 (屋内感染症禍) 90 | |
| 31 | 宇久地区コミュニティセンター | 宇久町平2691 | 0959 57-2607 | 11.8 | 建物 | ○ | ○ | ○ | 388 | (屋内通常時) 120 (屋内感染症禍) 60 | |
| 32 | 小佐々地区コミュニティセンター | 小佐々町西川内172-3 | 68-3228 | 47.3 | 建物 | ○ | ○ | ○ | 524 | (屋内通常時) 170 (屋内感染症禍) 80 | |
| 33 | 江迎地区コミュニティセンター | 江迎町長坂263 | 66-2175 | 3.0 | 建物 | × | ○ | ○ | 357 | (屋内通常時) 110 (屋内感染症禍) 50 | |
| 34 | 鹿町地区コミュニティセンター | 鹿町町下歌ヶ浦8-37 | 77-5251 | 5.3 | 建物 | ○ | △ | ○ | 879 | (屋内通常時) 290 (屋内感染症禍) 140 | |
| 35 | 清水地区コミュニティセンター | 保立町12-31 | 76-7333 | 40.5 | 建物 | ○ | △ | ○ | 521 | (屋内通常時) 170 (屋内感染症禍) 80 | |
| 36 | 崎辺地区コミュニティセンター | 十郎新町3-7 | 27-2170 | 72.0 | 建物 | ○ | △ | ○ | 446 | (屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70 | |

②小学校(44箇所)

| | | | | | | | | | | |
|---|--------|------------|--------------------------------------|------|-----|---|---|---|--------|-----------------------------|
| 1 | 宮小学校 | 荻坂町1715 | (校長室) 59-2014 (職員室) 59-2122 | 7.6 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 6,846 | (屋外) 3,420 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 504 | (屋内通常時) 160 (屋内感染症禍) 80 |
| | | | | | 体育館 | ○ | × | ○ | 623 | (屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100 |
| 2 | 三川内小学校 | 口の尾町698 | (校長室) 30-7841 (職員室) 30-8200 | 41.6 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 9,500 | (屋外) 4,750 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 507 | (屋内通常時) 160 (屋内感染症禍) 80 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 697 | (屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110 |
| 3 | 広田小学校 | 広田一丁目25-4 | (校長室) 38-2065 (職員室) 38-2076 | 7.0 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 5,898 | (屋外) 2,940 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 1,565 | (屋内通常時) 520 (屋内感染症禍) 260 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 810 | (屋内通常時) 270 (屋内感染症禍) 130 |
| 4 | 花高小学校 | 花高三丁目4-1 | (校長室) 38-5109 (職員室) 38-8814 | 24.2 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 13,745 | (屋外) 6,870 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 1,139 | (屋内通常時) 370 (屋内感染症禍) 180 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 876 | (屋内通常時) 290 (屋内感染症禍) 140 |
| 5 | 早岐小学校 | 早岐二丁目32-12 | (校長室) 38-3376 (職員室) 38-3375 | 5.4 | 運動場 | × | △ | ○ | 4,661 | (屋外) 2,330 |
| | | | | | 校舎 | × | × | ○ | 1,242 | (屋内通常時) 410 (屋内感染症禍) 200 |
| | | | | | 体育館 | × | ○ | ○ | 561 | (屋内通常時) 180 (屋内感染症禍) 90 |
| 6 | 江上小学校 | 指方町2382 | (校長室) 58-3248 (職員室) 58-2118 | 4.5 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 6,232 | (屋外) 3,110 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 770 | (屋内通常時) 250 (屋内感染症禍) 120 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 682 | (屋内通常時) 220 (屋内感染症禍) 110 |
| 7 | 針尾小学校 | 針尾中町1863 | (校長室) 58-2045 (職員室) 58-2013 | 50.6 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 3,522 | (屋外) 1,760 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 411 | (屋内通常時) 130 (屋内感染症禍) 60 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 439 | (屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70 |
| 8 | 大塔小学校 | もみじが丘町6745 | (校長室) 33-8116 (職員室) 33-8125 | 49.2 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 8,781 | (屋外) 4,390 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 1,162 | (屋内通常時) 380 (屋内感染症禍) 190 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 748 | (屋内通常時) 240 (屋内感染症禍) 120 |

| No | 施設・場所名 | 住所 | 電話 | 標高 (m) | 施設 区分 | 災害種別 | | | 面積 (㎡) | 想定収容人数(人) (屋外)2㎡/人 (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人 |
|----|---------|------------|--------------------------------------|-----------|----------|------|----|----|-----------|--|
| | | | | | | 洪水 | 土砂 | 津波 | | |
| 9 | 黒髪小学校 | 黒髪町52-1 | (校長室) 31-7016 (職員室) 31-7091 | 39.5 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 13,883 | (屋外) 6,940 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 990 | (屋内通常時) 330 (屋内感染症禍) 160 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 792 | (屋内通常時) 260 (屋内感染症禍) 130 |
| 10 | 日宇小学校 | 日宇町284 | (校長室) 31-6905 (職員室) 31-6904 | 71.2 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 6,449 | (屋外) 3,220 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 858 | (屋内通常時) 280 (屋内感染症禍) 140 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 708 | (屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110 |
| 11 | 天神小学校 | 天神一丁目11-13 | (校長室) 31-7724 (職員室) 31-7722 | 102.3 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 5,831 | (屋外) 2,910 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 806 | (屋内通常時) 260 (屋内感染症禍) 130 |
| | | | | | 体育館 | ○ | × | ○ | 720 | (屋内通常時) 240 (屋内感染症禍) 120 |
| 12 | 港小学校 | 天神町1603 | (校長室) 32-9164 (職員室) 32-9100 | 46.3 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 6,821 | (屋外) 3,410 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 764 | (屋内通常時) 250 (屋内感染症禍) 120 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 684 | (屋内通常時) 220 (屋内感染症禍) 110 |
| 13 | 福石小学校 | 大宮町32-1 | (校長室) 31-6524 (職員室) 31-5710 | 34.8 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 3,098 | (屋外) 1,540 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 610 | (屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 549 | (屋内通常時) 180 (屋内感染症禍) 90 |
| 14 | 木風小学校 | 木風町180 | (校長室) 31-5985 (職員室) 31-5984 | 90.2 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 5,732 | (屋外) 2,860 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 558 | (屋内通常時) 180 (屋内感染症禍) 90 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 680 | (屋内通常時) 220 (屋内感染症禍) 110 |
| 15 | 潮見小学校 | 須田尾町19-44 | (校長室) 31-8017 (職員室) 31-8016 | 63.3 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 5,117 | (屋外) 2,550 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 408 | (屋内通常時) 130 (屋内感染症禍) 60 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 439 | (屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70 |
| 16 | 白南風小学校 | 山祇町387 | (校長室) 31-7222 (職員室) 31-7221 | 92.0 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 5,191 | (屋外) 2,590 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 734 | (屋内通常時) 240 (屋内感染症禍) 120 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 696 | (屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110 |
| 17 | 小佐世保小学校 | 小佐世保町18-1 | (校長室) 23-9305 (職員室) 25-6755 | 74.8 | 運動場 | ○ | × | ○ | 7,013 | (屋外) 3,500 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 613 | (屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 585 | (屋内通常時) 190 (屋内感染症禍) 90 |
| 18 | 祇園小学校 | 祇園町18-18 | (校長室) 24-5771 (職員室) 24-5770 | 23.2 | 運動場 | ○ | × | ○ | 6,149 | (屋外) 3,070 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 1,053 | (屋内通常時) 350 (屋内感染症禍) 170 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 696 | (屋内通常時) 230 (屋内感染症禍) 110 |
| 19 | 山手小学校 | 山手町16-38 | (校長室) 24-7448 (職員室) 24-7444 | 83.4 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 5,620 | (屋外) 2,810 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 432 | (屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 561 | (屋内通常時) 180 (屋内感染症禍) 90 |
| 20 | 春日小学校 | 瀬戸越三丁目19-1 | (校長室) 23-9445 (職員室) 22-5362 | 83.5 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 16,789 | (屋外) 8,390 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 1,028 | (屋内通常時) 340 (屋内感染症禍) 170 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 910 | (屋内通常時) 300 (屋内感染症禍) 150 |
| 21 | 清水小学校 | 保立町10-1 | (校長室) 23-5531 (職員室) 22-4648 | 38.7 | 運動場 | × | △ | ○ | 4,500 | (屋外) 2,250 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 795 | (屋内通常時) 260 (屋内感染症禍) 130 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 671 | (屋内通常時) 220 (屋内感染症禍) 110 |

| No | 施設・場所名 | 住所 | 電話 | 標高 (m) | 施設 区分 | 災害種別 | | | 面積 (㎡) | 想定収容人数(人) | |
|----|------------|-----------|--------------------------------------|-----------|----------|------|----|----|-----------|-----------|-----------------------------|
| | | | | | | 洪水 | 土砂 | 津波 | | (屋外)2㎡/人 | (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人 |
| 22 | 大久保小学校 | 東大久保町9-10 | (校長室) 25-2669 (職員室) 22-4034 | 62.1 | 運動場 | × | △ | ○ | 4,695 | (屋外) | 2,340 |
| | | | | | 校舎 | × | △ | ○ | 423 | (屋内通常時) | 140 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 612 | (屋内感染症禍) | 70 |
| 23 | 金比良小学校 | 金比良町1-5 | (校長室) 25-8719 (職員室) 22-8300 | 15.3 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 7,727 | (屋内通常時) | 200 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 542 | (屋内感染症禍) | 100 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 741 | (屋内通常時) | 240 |
| 24 | 赤崎小学校 | 鹿子前町330 | (校長室) 28-0310 (職員室) 28-5543 | 31.0 | 運動場 | ○ | × | ○ | 6,920 | (屋内通常時) | 120 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 764 | (屋内感染症禍) | 110 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 696 | (屋内通常時) | 230 |
| 25 | 船越小学校 | 船越町759 | (校長室) 28-5786 (職員室) 28-0050 | 39.6 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 3,818 | (屋内通常時) | 140 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 423 | (屋内感染症禍) | 70 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 429 | (屋内通常時) | 140 |
| 26 | 日野小学校 | 日野町1308 | (校長室) 28-4326 (職員室) 28-4358 | 2.3 | 運動場 | × | △ | × | 10,998 | (屋内通常時) | 210 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 1,058 | (屋内感染症禍) | 100 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 634 | (屋内通常時) | 350 |
| 27 | 相浦小学校 | 上相浦町3-9 | (校長室) 47-2145 (職員室) 47-2144 | 3.3 | 運動場 | × | ○ | × | 8,697 | (屋内通常時) | 170 |
| | | | | | 校舎 | × | ○ | ○ | 1,027 | (屋内感染症禍) | 130 |
| | | | | | 体育館 | × | ○ | ○ | 800 | (屋内通常時) | 260 |
| 28 | 相浦小学校高島分校 | 高島町336 | 47-3786 | 23.7 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 4,851 | (屋内通常時) | 120 |
| | | | | | 校舎 | ○ | × | ○ | 78 | (屋内感染症禍) | 60 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 365 | (屋内通常時) | 200 |
| 29 | 相浦西小学校 | 相浦町794 | (校長室) 47-6611 (職員室) 47-6610 | 36.9 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 16,437 | (屋内通常時) | 190 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 1,167 | (屋内感染症禍) | 100 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 608 | (屋内通常時) | 380 |
| 30 | 相浦西小学校大崎分校 | 大瀧町467 | 47-2719 | 38.7 | 運動場 | ○ | × | ○ | 6,448 | (屋内通常時) | 120 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 194 | (屋内感染症禍) | 60 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 374 | (屋内通常時) | 190 |
| 31 | 中里小学校 | 中里町356 | (校長室) 47-6738 (職員室) 47-2204 | 21.7 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 5,673 | (屋内通常時) | 160 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 1,002 | (屋内感染症禍) | 90 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 570 | (屋内通常時) | 330 |
| 32 | 皆瀬小学校 | 皆瀬町207 | (校長室) 49-9400 (職員室) 49-2039 | 37.0 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 6,837 | (屋内通常時) | 230 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 787 | (屋内感染症禍) | 110 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 696 | (屋内通常時) | 260 |
| 33 | 大野小学校 | 原分町1 | (校長室) 49-3112 (職員室) 49-3111 | 74.2 | 運動場 | × | △ | ○ | 8,567 | (屋内通常時) | 230 |
| | | | | | 校舎 | × | △ | ○ | 1,396 | (屋内感染症禍) | 120 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 775 | (屋内通常時) | 460 |
| 34 | 柚木小学校 | 上柚木町3204 | (校長室) 46-0991 (職員室) 46-0009 | 212.6 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 5,776 | (屋内通常時) | 60 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 411 | (屋内感染症禍) | 220 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 661 | (屋内通常時) | 110 |

| No | 施設・場所名 | 住所 | 電話 | 標高 (m) | 施設 区分 | 災害種別 | | | 面積 (㎡) | 想定収容人数(人) | |
|----|--------|---------------|--|-----------|----------|------|----|----|-----------|-----------|-----------------------------|
| | | | | | | 洪水 | 土砂 | 津波 | | (屋外)2㎡/人 | (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人 |
| 35 | 吉井南小学校 | 吉井町前岳27-3 | (校長室) 64-3506 (職員室) 64-3222 | 46.1 | 運動場 | ○ | × | ○ | 9,532 | (屋外) | 4,760 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 528 | (屋内通常時) | 170 |
| | | | | | 体育館 | ○ | × | ○ | 621 | (屋内感染症禍) | 80 |
| 36 | 吉井北小学校 | 吉井町直谷1030 | (校長室) 64-6501 (職員室) 64-2054 | 80.8 | 運動場 | × | × | ○ | 13,580 | (屋内通常時) | 200 |
| | | | | | 校舎 | × | × | ○ | 379 | (屋内感染症禍) | 100 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 623 | (屋内通常時) | 60 |
| 37 | 世知原小学校 | 世知原町栗迎194-1 | (校長室) 78-2276 (職員室) 76-2014 | 149.9 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 6,534 | (屋内通常時) | 200 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 482 | (屋内感染症禍) | 100 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 640 | (屋内通常時) | 210 |
| 38 | 宇久小学校 | 宇久町平2690 | (校長室) 0959 57-3920 (職員室) 57-3141 | 14.4 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 4,804 | (屋内通常時) | 100 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 227 | (屋内感染症禍) | 70 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 694 | (屋内通常時) | 30 |
| 39 | 小佐々小学校 | 小佐々町田原290-1 | (校長室) 68-3387 (職員室) 68-2012 | 1.5 | 運動場 | × | △ | × | 5,294 | (屋内通常時) | 230 |
| | | | | | 校舎 | × | △ | × | 467 | (屋内感染症禍) | 110 |
| | | | | | 体育館 | × | ○ | × | 684 | (屋内通常時) | 70 |
| 40 | 楠栖小学校 | 小佐々町楠泊526 | (校長室) 69-2043 (職員室) 69-2513 | 9.0 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 6,081 | (屋内通常時) | 220 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 388 | (屋内感染症禍) | 110 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 714 | (屋内通常時) | 120 |
| 41 | 江迎小学校 | 江迎町中尾126 | (校長室) 65-3220 (職員室) 65-2031 | 10.7 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 11,113 | (屋内通常時) | 230 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 532 | (屋内感染症禍) | 100 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 644 | (屋内通常時) | 80 |
| 42 | 猪調小学校 | 江迎町猪調1000 | (校長室) 66-9401 (職員室) 66-9400 | 55.0 | 運動場 | ○ | × | ○ | 4,275 | (屋内通常時) | 160 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 525 | (屋内感染症禍) | 80 |
| | | | | | 体育館 | ○ | × | ○ | 486 | (屋内通常時) | 80 |
| 43 | 鹿町小学校 | 鹿町町深江730-1 | (校長室) 65-2338 (職員室) 65-2050 | 38.7 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 8,770 | (屋内通常時) | 210 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 379 | (屋内感染症禍) | 100 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 640 | (屋内通常時) | 60 |
| 44 | 歌浦小学校 | 鹿町町下歌ヶ浦791-11 | (校長室) 77-5145 (職員室) 77-5146 | 2.3 | 運動場 | × | △ | × | 13,390 | (屋内通常時) | 170 |
| | | | | | 校舎 | × | △ | × | 386 | (屋内感染症禍) | 60 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | × | 517 | (屋内通常時) | 170 |

③中学校(24箇所)

| | | | | | | | | | | | |
|---|--------|---------|--------------------------------------|------|-----|---|---|---|--------|----------|-------|
| 1 | 宮中学校 | 城間町338 | (校長室) 59-2939 (職員室) 59-2054 | 3.1 | 運動場 | × | △ | ○ | 7,588 | (屋内通常時) | 3,790 |
| | | | | | 校舎 | × | △ | ○ | 184 | (屋内感染症禍) | 60 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 865 | (屋内通常時) | 140 |
| 2 | 三川内中学校 | 新行江町957 | (校長室) 30-8447 (職員室) 30-8001 | 28.2 | 運動場 | × | △ | ○ | 10,965 | (屋内通常時) | 290 |
| | | | | | 校舎 | × | △ | ○ | 252 | (屋内感染症禍) | 140 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 889 | (屋内通常時) | 140 |
| 3 | 広田中学校 | 重尾町188 | (校長室) 39-2848 (職員室) 39-2926 | 10.3 | 運動場 | × | △ | ○ | 14,850 | (屋内通常時) | 7,420 |
| | | | | | 校舎 | × | △ | ○ | 756 | (屋内感染症禍) | 250 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 1,003 | (屋内通常時) | 120 |

| No | 施設・場所名 | 住所 | 電話 | 標高 (m) | 施設 区分 | 災害種別 | | | 面積 (㎡) | 想定収容人数(人) | |
|----|--------|----------|--------------------------------------|-----------|----------|------|----|----|-----------|-----------|-----------------------------|
| | | | | | | 洪水 | 土砂 | 津波 | | (屋外)2㎡/人 | (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人 |
| 4 | 早岐中学校 | 陣の内町100 | (校長室) 38-2166 (職員室) 38-2165 | 11.5 | 運動場 | × | △ | ○ | 12,045 | (屋外) | 6,020 |
| | | | | | 校舎 | × | △ | ○ | 1,182 | (屋内通常時) | 390 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 920 | (屋内感染症禍) | 190 |
| 5 | 東明中学校 | 江上町814 | (校長室) 58-3708 (職員室) 58-3937 | 5.6 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 14,589 | (屋内通常時) | 300 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 431 | (屋内感染症禍) | 150 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 865 | (屋内通常時) | 300 |
| 6 | 日宇中学校 | 日宇町2181 | (校長室) 31-2256 (職員室) 31-2255 | 72.6 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 15,153 | (屋内通常時) | 7,290 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 1,116 | (屋内感染症禍) | 140 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 862 | (屋内通常時) | 280 |
| 7 | 崎辺中学校 | 天神町1706 | (校長室) 31-8533 (職員室) 31-8576 | 42.2 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 11,478 | (屋内通常時) | 140 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 492 | (屋内感染症禍) | 80 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 918 | (屋内通常時) | 300 |
| 8 | 福石中学校 | 千尽町2-10 | (校長室) 31-5786 (職員室) 31-5708 | 9.0 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 12,397 | (屋内通常時) | 150 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 409 | (屋内感染症禍) | 140 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 850 | (屋内通常時) | 280 |
| 9 | 山澄中学校 | 須田尾町232 | (校長室) 31-3439 (職員室) 31-3366 | 87.4 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 7,792 | (屋内通常時) | 140 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 616 | (屋内感染症禍) | 100 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 901 | (屋内通常時) | 300 |
| 10 | 祇園中学校 | 祇園町14-12 | (校長室) 24-8685 (職員室) 24-8686 | 21.8 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 15,490 | (屋内通常時) | 150 |
| | | | | | 校舎 | ○ | × | ○ | 736 | (屋内感染症禍) | 130 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 792 | (屋内通常時) | 260 |
| 11 | 清水中学校 | 万徳町9-7 | (校長室) 24-8547 (職員室) 24-8483 | 18.5 | 運動場 | × | △ | ○ | 15,786 | (屋内通常時) | 130 |
| | | | | | 校舎 | × | △ | ○ | 530 | (屋内感染症禍) | 80 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 838 | (屋内通常時) | 270 |
| 12 | 光海中学校 | 金比良町1-15 | (校長室) 22-2804 (職員室) 22-2468 | 5.4 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 7,603 | (屋内通常時) | 130 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 259 | (屋内感染症禍) | 60 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 865 | (屋内通常時) | 290 |
| 13 | 愛宕中学校 | 赤崎町483-2 | (校長室) 28-0117 (職員室) 28-0116 | 12.1 | 運動場 | ○ | × | ○ | 15,069 | (屋内通常時) | 140 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 406 | (屋内感染症禍) | 140 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 871 | (屋内通常時) | 290 |
| 14 | 日野中学校 | 日野町2079 | (校長室) 28-0188 (職員室) 28-0111 | 19.0 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 13,216 | (屋内通常時) | 130 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 642 | (屋内感染症禍) | 100 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 838 | (屋内通常時) | 270 |
| 15 | 相浦中学校 | 川下町277 | (校長室) 48-2523 (職員室) 48-2522 | 2.3 | 運動場 | × | ○ | × | 10,152 | (屋内通常時) | 160 |
| | | | | | 校舎 | × | ○ | × | 844 | (屋内感染症禍) | 140 |
| | | | | | 体育館 | × | ○ | × | 975 | (屋内通常時) | 320 |
| 16 | 中里中学校 | 中里町905 | (校長室) 47-3890 (職員室) 47-2217 | 30.9 | 運動場 | × | △ | ○ | 11,521 | (屋内通常時) | 120 |
| | | | | | 校舎 | × | △ | ○ | 721 | (屋内感染症禍) | 120 |
| | | | | | 体育館 | × | × | ○ | 744 | (屋内通常時) | 240 |

| No | 施設・場所名 | 住所 | 電話 | 標高 (m) | 施設 区分 | 災害種別 | | | 面積 (㎡) | 想定収容人数(人) | |
|----|--------|-------------|--|-----------|----------|------|----|----|-----------|-----------|-----------------------------|
| | | | | | | 洪水 | 土砂 | 津波 | | (屋外)2㎡/人 | (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人 |
| 17 | 大野中学校 | 松瀬町838 | (校長室) 49-5420 (職員室) 49-5158 | 72.8 | 運動場 | × | △ | ○ | 8,202 | (屋外) | 4,100 |
| | | | | | 校舎 | × | △ | ○ | 974 | (屋内通常時) | 320 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 918 | (屋内通常時) | 300 |
| 18 | 柚木中学校 | 柚木町2063 | (校長室) 46-0082 (職員室) 46-0053 | 140.1 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 8,347 | (屋外) | 4,170 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 308 | (屋内通常時) | 100 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 871 | (屋内通常時) | 290 |
| 19 | 吉井中学校 | 吉井町前岳3-2 | 64-3245 | 37.9 | 運動場 | × | △ | ○ | 13,918 | (屋外) | 6,950 |
| | | | | | 校舎 | × | △ | ○ | 458 | (屋内通常時) | 150 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 800 | (屋内通常時) | 260 |
| 20 | 世知原中学校 | 世知原町栗迎132-1 | (校長室) 78-2249 (職員室) 76-2035 | 146.1 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 8,143 | (屋外) | 4,070 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 258 | (屋内通常時) | 80 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 800 | (屋内通常時) | 260 |
| 21 | 宇久中学校 | 宇久町平2303 | 0959 (校長室) 57-3921 (職員室) 57-2007 | 16.5 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 3,350 | (屋外) | 1,670 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 160 | (屋内通常時) | 50 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 588 | (屋内通常時) | 190 |
| 22 | 小佐々中学校 | 小佐々町西川内132 | (校長室) 68-3388 (職員室) 68-3044 | 45.6 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 10,544 | (屋外) | 5,270 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 417 | (屋内通常時) | 130 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 871 | (屋内通常時) | 290 |
| 23 | 江迎中学校 | 江迎町乱橋584 | (校長室) 65-2156 (職員室) 65-2155 | 11.5 | 運動場 | × | ○ | ○ | 18,531 | (屋外) | 9,260 |
| | | | | | 校舎 | × | △ | ○ | 316 | (屋内通常時) | 100 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 1,015 | (屋内通常時) | 330 |
| 24 | 鹿町中学校 | 鹿町町下歌ヶ浦1-16 | (校長室) 77-4821 (職員室) 77-5121 | 14.2 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 14,792 | (屋外) | 7,390 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 345 | (屋内通常時) | 110 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 957 | (屋内通常時) | 310 |

④義務教育学校(2箇所)

| | | | | | | | | | | | |
|---|--------|------------|--------------------------------------|-------|-----|---|---|---|-------|---------|-------|
| 1 | 黒島小中学校 | 黒島町2608-10 | (校長室) 56-2763 (職員室) 56-2005 | 118.1 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 6,637 | (屋外) | 3,310 |
| | | | | | 校舎 | ○ | ○ | ○ | 210 | (屋内通常時) | 70 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 841 | (屋内通常時) | 280 |
| 2 | 浅子小中学校 | 浅子町58 | (校長室) 68-3577 (職員室) 68-2052 | 2.5 | 運動場 | ○ | ○ | × | 3,015 | (屋外) | 1,500 |
| | | | | | 校舎 | ○ | △ | ○ | 231 | (屋内通常時) | 70 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 498 | (屋内通常時) | 160 |

| No | 施設・場所名 | 住所 | 電話 | 標高 (m) | 施設 区分 | 災害種別 | | | 面積 (㎡) | 想定収容人数(人) (屋外)2㎡/人 (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人 |
|----|--------|----|----|-----------|----------|------|----|----|-----------|--|
| | | | | | | 洪水 | 土砂 | 津波 | | |

⑤高等学校(14箇所)

| | | | | | | | | | | | |
|----|------------------------|------------|-----------------|-------|------|---|---|---|--------|---------|--------|
| 1 | 県立佐世保中央高等学校 | 梅田町10-14 | 22-7719 | 29.0 | 運動場 | × | × | ○ | 6,168 | (屋外) | 3,080 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 1,709 | (屋内通常時) | 560 |
| 2 | 県立佐世保南高等学校 | 日宇町2526 | 31-4373 | 17.5 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 22,673 | (屋外) | 11,330 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 2,367 | (屋内通常時) | 780 |
| 3 | 県立佐世保北中学校・ 佐世保北高等学校 | 八幡町6-31 | 22-5361 | 23.8 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 13,916 | (屋外) | 6,950 |
| | | | | | 体育館他 | ○ | △ | ○ | 4,028 | (屋内通常時) | 1,340 |
| 4 | 県立佐世保西高等学校 | 田原町130-1 | 49-2301 | 59.6 | 運動場 | × | △ | ○ | 11,573 | (屋外) | 5,780 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 2,662 | (屋内通常時) | 880 |
| 5 | 県立佐世保商業高等学校 | 吉岡町863-3 | 49-3988 | 108.0 | 運動場 | ○ | × | ○ | 26,404 | (屋外) | 13,200 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 1,808 | (屋内通常時) | 600 |
| 6 | 県立佐世保工業高等学校 | 瀬戸越3丁目3-30 | 49-5684 | 68.0 | 運動場 | × | △ | ○ | 32,228 | (屋外) | 16,110 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 1,987 | (屋内通常時) | 660 |
| 7 | 県立佐世保東翔高等学校 | 重尾町425-3 | 38-2196 | 56.3 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 28,422 | (屋外) | 14,210 |
| | | | | | 体育館他 | ○ | △ | ○ | 2,284 | (屋内通常時) | 760 |
| 8 | 県立宇久高等学校 | 宇久町平1042 | 0959 57-3155 | 14.1 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 8,332 | (屋外) | 4,160 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 992 | (屋内通常時) | 330 |
| 9 | 県立鹿町工業高等学校 | 鹿町町土肥ノ浦110 | 65-2539 | 1.5 | 運動場 | × | △ | × | 24,200 | (屋外) | 12,100 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | × | 1,569 | (屋内通常時) | 520 |
| 10 | 西海学園高等学校 | 春日町29-22 | 23-6161 | 80.2 | 運動場 | ○ | × | ○ | 26,078 | (屋外) | 13,030 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 1,160 | (屋内通常時) | 380 |
| 11 | 久田学園佐世保女子高等学 校 | 比良町21-1 | 22-4349 | 69.9 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 13,242 | (屋外) | 6,620 |
| | | | | | 体育館 | ○ | × | ○ | 524 | (屋内通常時) | 170 |
| 12 | 聖和女子学院高等学校 | 松山町495 | 22-7380 | 106.1 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 6,052 | (屋外) | 3,020 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 2,080 | (屋内通常時) | 690 |
| 13 | 九州文化学園高等学校 | 椎木町600 | 26-2323 | 13.6 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 6,499 | (屋外) | 3,240 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 1,456 | (屋内通常時) | 480 |
| 14 | 佐世保実業高等学校 | 母ヶ浦町888-1 | 48-8881 | 37.6 | 運動場 | ○ | × | ○ | 34,057 | (屋外) | 17,020 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 3,640 | (屋内通常時) | 1,210 |

⑥大学・その他学校(6箇所)

| | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|----------------|---------|-------|-----|---|---|---|--------|---------|--------|
| 1 | 長崎県立大学佐世保校 | 川下町123 | 47-2191 | 2.4 | 運動場 | × | ○ | × | 28,400 | (屋外) | 14,200 |
| | | | | | 建物 | × | ○ | × | 8,208 | (屋内通常時) | 2,730 |
| 2 | 長崎国際大学 | ハウステンボス町2825-7 | 39-2020 | 1.5 | 運動場 | ○ | △ | × | 47,377 | (屋外) | 23,680 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | × | 1,603 | (屋内通常時) | 530 |
| 3 | 長崎短期大学 | 椎木町600 | 47-5566 | 13.5 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 1,804 | (屋外) | 900 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 1,312 | (屋内通常時) | 430 |
| 4 | 国立佐世保工業高等専門学 校 | 沖新町1-1 | 34-8406 | 2.4 | 運動場 | ○ | △ | × | 10,200 | (屋外) | 5,100 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | × | 1,550 | (屋内通常時) | 510 |
| 5 | 県立ろう学校佐世保分教室 | 小舟町60 | 46-0881 | 118.5 | 運動場 | × | △ | ○ | 10,692 | (屋外) | 5,340 |
| | | | | | 体育館 | × | △ | ○ | 494 | (屋内通常時) | 160 |
| 6 | 県立佐世保特別支援学校 | 竹辺町810 | 47-6474 | 6.7 | 運動場 | × | △ | ○ | 10,961 | (屋外) | 5,480 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 448 | (屋内通常時) | 140 |

| No | 施設・場所名 | 住所 | 電話 | 標高 (m) | 施設 区分 | 災害種別 | | | 面積 (㎡) | 想定収容人数(人) (屋外)2㎡/人 (屋内通常時)3㎡/人 (屋内感染症禍)6㎡/人 |
|----|--------|----|----|-----------|----------|------|----|----|-----------|--|
| | | | | | | 洪水 | 土砂 | 津波 | | |

⑦その他施設(19箇所)

| | | | | | | | | | | |
|----|---------------|-------------|---------|-------|-----|---|---|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 体育文化館 | 光月町6-17 | 22-1522 | 10.4 | 屋外 | ○ | △ | ○ | 3,008 | (屋外) 1,500 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 2,150 | (屋内通常時) 710 (屋内感染症禍) 350 |
| 2 | 旧戸尾小学校跡 | 戸尾町5-1 | 25-9373 | 12.9 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 3,879 | (屋外) 1,930 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 558 | (屋内通常時) 180 (屋内感染症禍) 90 |
| 3 | 九州文化学園小中学校 | 花園町10-1 | 37-8100 | 32.2 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 7,517 | (屋外) 3,750 |
| | | | | | 体育館 | ○ | × | ○ | 685 | (屋内通常時) 220 (屋内感染症禍) 110 |
| 4 | 県立佐世保青少年の天地 | 烏帽子町376 | 23-9616 | 466.6 | 運動場 | ○ | △ | ○ | 10,000 | (屋外) 5,000 |
| | | | | | 体育館 | ○ | △ | ○ | 1,449 | (屋内通常時) 480 (屋内感染症禍) 240 |
| 5 | 佐世保競輪場 | 干尽町2-5 | 31-4797 | 11.6 | 屋外 | ○ | ○ | ○ | 24,725 | (屋外) 12,360 |
| | | | | | 建物 | ○ | ○ | ○ | 8,564 | (屋内通常時) 2,850 (屋内感染症禍) 1,420 |
| 6 | 東部スポーツ広場 | 浦川内町無番地 | 39-5855 | 16.5 | 屋外 | ○ | △ | ○ | 32,000 | (屋外) 16,000 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 1,961 | (屋内通常時) 650 (屋内感染症禍) 320 |
| 7 | 総合グラウンド | 椎木町無番地 | 47-2748 | 2.7 | 屋外 | × | ○ | × | 159,760 | (屋外) 79,880 |
| | | | | | 体育館 | × | ○ | × | 789 | (屋内通常時) 260 (屋内感染症禍) 130 |
| 8 | 総合教育センター | 保立町12-31 | 76-7330 | 40.5 | 建物 | ○ | △ | ○ | 2,848 | (屋内通常時) 680 (屋内感染症禍) 340 |
| 9 | 県立武道館 | 熊野町90 | 22-2194 | 15.3 | 建物 | ○ | × | ○ | 1,406 | (屋内通常時) 460 (屋内感染症禍) 230 |
| 10 | 三川内焼伝統産業会館 | 三川内本町343 | 30-8311 | 29.5 | 建物 | ○ | △ | ○ | 749 | (屋内通常時) 240 (屋内感染症禍) 120 |
| 11 | 日宇スポーツセンター | 日宇町522-1 | 33-6669 | 19.2 | 体育館 | ○ | △ | ○ | 648 | (屋内通常時) 210 (屋内感染症禍) 100 |
| 12 | 小佐々スポーツセンター | 小佐々町黒石523-1 | 68-3787 | 3.4 | 体育館 | ○ | ○ | × | 1,088 | (屋内通常時) 360 (屋内感染症禍) 180 |
| 13 | 江迎地区文化会館 | 江迎町田ノ元265-1 | 73-7000 | 80.1 | 建物 | ○ | △ | ○ | 2,143 | (屋内通常時) 710 (屋内感染症禍) 350 |
| 14 | 道の駅「させぼくす 99」 | 愛宕町11 | 42-6077 | 14.3 | 駐車場 | × | ○ | ○ | 4,482 | (屋外) 2,240 |
| | | | | | 建物 | ○ | ○ | ○ | 104 | (屋内通常時) 30 (屋内感染症禍) 10 |
| 15 | 旧ポリテクセンター体育館 | 指方町692-1 | 55-8608 | 3.5 | 体育館 | ○ | ○ | × | 614 | (屋内通常時) 200 (屋内感染症禍) 100 |
| 16 | 旧野崎中学校 | 野崎町2916 | | 77.6 | 運動場 | ○ | ○ | ○ | 7,128 | (屋外) 3,560 |
| | | | | | 体育館 | ○ | ○ | ○ | 464 | (屋内通常時) 150 (屋内感染症禍) 70 |
| 17 | 佐世保拘置支所(鍛錬場) | 浦川内町1 | 38-4211 | 37.8 | 駐車場 | ○ | ○ | ○ | 1,037 | (屋外) 510 |
| | | | | | 建物 | ○ | ○ | ○ | 432 | (屋内通常時) 140 (屋内感染症禍) 70 |
| 18 | デイサービスセンター老福荘 | 江迎町赤坂282-24 | 66-2607 | 34.3 | 建物 | ○ | △ | ○ | 118 | (屋内通常時) 30 (屋内感染症禍) 10 |
| 19 | 早岐児童センター | 花高1丁目6-45 | 38-1152 | 30.8 | 建物 | ○ | ○ | ○ | 288 | (屋内通常時) 90 (屋内感染症禍) 40 |
| | | | | | | | | | | |
| 20 | 野崎町公民館 | 野崎町2931 | | 84.8 | 建物 | ○ | △ | ○ | 190 | (屋内通常時) 60 (屋内感染症禍) 30 |

屋内通常時 60,010

屋内感染症禍 29,530

洪水避難場所

「●」がついている施設は町内会等が自主的に開設・運営する避難所

相浦川

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 | 避難対象区域（参考） |
|----------------------|-----------|---------|-----------------------------|
| 皆瀬小学校（体育館） | 皆瀬町207 | 49-2039 | 皆瀬町・上本山町 |
| 佐世保商業高校 | 吉岡町863-3 | 49-3988 | 吉岡町 |
| 道の駅「させぼっくす 99」 | 愛宕町11 | 42-6077 | 愛宕町 |
| 中里小学校（体育館） | 中里町356 | 47-2204 | 中里町、下本山町 |
| 県立佐世保特別支援学校 （体育館） | 竹辺町810 | 47-6474 | 愛宕町・竹辺町・木宮町 上相浦町・新田町・川下町 |
| 九州文化学園高校（体育館） | 椎木町600 | 26-2323 | 椎木町・母ヶ浦町 |
| 長崎短期大学（体育館） | 椎木町600 | 47-5566 | 椎木町・母ヶ浦町・新田町 |
| 佐世保実業高校（体育館） | 母ヶ浦町888-1 | 48-8881 | 椎木町・母ヶ浦町 |
| 日野小学校（体育館） | 日野町1308 | 28-4358 | 日野町 |
| 日野中学校（体育館） | 日野町2079 | 28-0111 | 日野町・椎木町 |
| 相浦西小学校（体育館） | 相浦町794 | 47-6610 | 相浦町・大潟町・川下町 |
| 上本山一組公民館● | 上本山町437 | - | 上本山町 |
| 竹辺町公民館● | 竹辺町98 | - | 竹辺町・中里町 |
| 新田団地集会所● | 新田町352 | - | 新田町 |
| 母ヶ浦町公民館● | 母ヶ浦町163 | | 母ヶ浦町 |
| 大潟町一組公民館● | 大潟町135-11 | 47-4398 | 大潟町 |
| 美崎が丘公民館● | 大潟町290-7 | - | 大潟町 |

宮村川

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 | 避難対象区域（参考） |
|------------|------------|---------|--------------------------|
| 宮小学校（図書室） | 萩坂町1715 | 59-2122 | 萩坂町・長畑町 南風崎町一区・南風崎町二区 |
| 清水公民館● | 南風崎町2661-1 | | 南風崎町一区 |
| 萩坂町公民館● | 萩坂町668-3 | | 萩坂町 |
| 奥山町公民館● | 奥山町1654-3 | | 奥山町 |
| 城間町集落センター● | 城間町743、745 | | 城間町 |
| 寺辺田公民館● | 城間町302-5 | | 城間町 |
| 茅原公民館● | 長畑町39 | | 長畑町（瑞穂住宅） |
| 尾崎公民館● | 長畑町496-1 | | 長畑町 |
| 旧瀬道町公民館● | 瀬道町1105-1 | | 瀬道町 |

早岐川・小森川

《三川内地区》

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 | 避難対象区域（参考） |
|-----------------|-------------|---------|----------------------|
| 三川内小学校 | 口の尾町698 | 30-8200 | 口の尾町、吉福町、横手町、江永町、木原町 |
| 三川内焼伝統産業会館 | 三川内本町343 | 30-8080 | 三川内本町、塩浸町、新行江町 |
| 三川内地区コミュニティセンター | 三川内本町289-1 | 30-7545 | |
| 口の尾町公民館● | 口の尾町251 | | 口の尾町 |
| 新行江町今福東公民館● | 新行江町1357-2 | | 新行江町 |
| 牛石公民館● | 新行江町526 | | |
| 木原町公民館● | 木原町1832 | | 木原町 |
| 前平公民館● | 木原町429 | | |
| 桑木場西区公民館● | 桑木場町2619-44 | | 桑木場町、新替町 |
| 下の原公民館● | 下の原町 | | 下の原町 |

《広田地区》

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 | 避難対象区域（参考） |
|-------------|-----------|---------|---------------------------------|
| 広田小学校 | 広田1丁目25-4 | 38-2076 | 広田町、広田1丁目、広田2丁目、中原町、権常寺1丁目、権常寺町 |
| 県立佐世保東翔高等学校 | 重尾町425-3 | 38-2196 | 広田町、広田1丁目、広田2丁目 |
| 広田中学校 | 重尾町188 | 39-2926 | 広田町、広田1丁目、広田2丁目、権常寺1丁目、権常寺町 |
| 東部スポーツ広場 | 浦川内町無番地 | 39-5855 | |
| 中原町公民館● | 中原町168 | | 中原町 |

《早岐地区》

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 | 避難対象区域（参考） |
|-----------|-----------|---------|---|
| 早岐児童センター | 花高1丁目6-45 | 38-1152 | 早苗町 |
| 花高小学校 | 花高3丁目6-45 | 38-8814 | 早岐1丁目、権常寺町、花高4丁目、中原町、桑木場町、上原町、下の原町、新替町、権常寺1丁目 |
| 早苗町二組公民館● | 早苗町208-2 | | 早苗町 |
| 権常寺町公民館● | 権常寺町1172 | | 権常寺町 |
| 峰の前公民館● | 権常寺町786-3 | | |
| 梶ノ川公民館● | 権常寺町522-1 | | |

江迎川

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 | 避難対象区域（参考） |
|------------|-------------|---------|----------------------|
| 鹿町小学校 | 鹿町町深江730-1 | 65-2050 | 深江・御堂・山手浦 |
| 江迎小学校 | 江迎町中尾126 | 65-2031 | 西江迎・東江迎・長坂 西岩崎・中尾 |
| デイサービスセンター | 江迎町赤坂282-24 | 66-2607 | 三浦・岩石・小川内住宅 |

| | | | |
|------------|-------------|---------|-----------------------------|
| 老福荘 | | | 小川内・東岩崎・赤坂 |
| 猪調小学校（図書室） | 江迎町猪調1000 | 66-9400 | 志戸氏・東ノ木・猪調 平野・丸尾・新丸尾・東丸尾 |
| 江迎地区文化会館 | 江迎町田ノ元265-1 | 73-7000 | 田ノ元・岩下 |

佐世保川

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 | 避難対象区域（参考） |
|----------------|------------|---------|--|
| 西海学園高等学校 | 春日町29-22 | 23-6161 | 横尾町・春日町・桜木町 |
| 北地区コミュニティセンター | 春日町18-9 | 25-6552 | |
| 春日小学校 | 瀬戸越三丁目19-1 | 22-5362 | |
| 聖和女子学院高等学校 | 松山町495 | 22-7380 | 松山町・折橋町・花園町・ 名切町・俵町・宮田町 |
| 山手小学校 | 山手町16-38 | 24-7444 | |
| 総合教育センター | 保立町12-31 | 76-7330 | 梅田町・保立町・石坂町・ 清水町・中通町・万徳町 |
| 清水小学校 | 保立町10-1 | 22-4648 | |
| 清水地区コミュニティセンター | 保立町12-31 | 76-7333 | |
| 県立佐世保北高等学校 | 八幡町6-31 | 22-4105 | 城山町・八幡町・高砂町・天満 町・相生町・浜田町・谷郷町・ 福田町・木場田町・比良町 |
| 祇園中学校 | 祇園町14-12 | 24-8686 | 光月町・祇園町・高梨町 |
| 祇園小学校 | 祇園町18-18 | 24-5770 | 松浦町・常盤町・宮地町・熊野町 |
| 体育文化館 | 光月町6-17 | 22-1522 | 本島町・山県町・島瀬町・湊 町・栄町・島地町・上京町・ 下京町 |
| 中部地区コミュニティセンター | 光月町6-17 | 25-2360 | |
| 旧戸尾小学校 | 戸尾町5-1 | 25-9373 | 塩浜町 |
| 金比良小学校 | 金比良町1-5 | 22-8300 | 比良町・東大久保町・ |
| 西地区コミュニティセンター | 金比良町1-7 | 24-3711 | 西大久保町・園田町・上町・ |
| 光海中学校 | 金比良町1-15 | 22-2468 | 元町・浜田町・矢岳町 |
| 山澄地区コミュニティセンター | 潮見町14-14 | 31-2045 | 三浦町・万津町・新港町・干尽町 |
| 松山町公会堂● | 松山町571-2 | | 松山町 |
| 東高梨町公民館● | 高梨町22-2 | | 高梨町 |
| 名切町公民館● | 名切町14 | | 名切町 |
| 中通町公会堂● | 中通町473-2 | 25-2992 | 中通町 |
| 俵町公民館● | 俵町5-20 | 24-7517 | 俵町 |
| 比良町2組公民館● | 比良町16-25 | | 比良町 |
| 福田町二組公民館● | 福田町14-16 | | 福田町 |

佐々川

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 | 避難対象区域（参考） |
|-----------------|--------------|---------|------------|
| 小佐々地区コミュニティセンター | 小佐々町西川内143-1 | 68-3228 | 黒石地区会、新田地区 |
| 小佐々スポーツセンター | 小佐々町黒石523-1 | 68-3787 | |
| 小佐々小学校 | 小佐々町田原290-1 | 68-2012 | |

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 | 避難対象区域（参考） |
|--------------------|---------------|---------|---|
| 吉井南小学校 | 吉井町前岳27-3 | 64-3222 | 立石新町区・中立石区・西立石区・黒岩区・樋口区・東立石町内会・下橋川内町内会・御橋地区 |
| 吉井地区コミュニティセンター吉田乃館 | 吉井町田原625-1 | | 下橋川内町内会・上橋川内区 |
| 世知原地区コミュニティセンター | 世知原町栗迎246-1 | 76-2516 | 木浦原区・春日区・太田区 筒瀬区・栗迎2区・栗迎3区 栗迎4区町内会・栗迎7区町内会 かじか自治会・槍巻3区 |
| 世知原小学校 | 世知原町栗迎194-1 | 76-2014 | |
| 世知原小学校体育館 | | | |
| 世知原中学校 | 世知原町栗迎132 | 76-2035 | |
| サンパーク吉井● | 吉井町吉元453 | 64-4060 | 樋口区・東立石町内会 |
| 吉元公民館● | 吉井町吉元534-10 | | 樋口区・東立石町内会・下橋川内町内会 |
| 権現町集会所● | 世知原町槍巻413-1 | | かじか自治会・槍巻3区・槍巻2区 |
| 上野原営農集会所● | 世知原町上野原1199-3 | | 槍巻2区・上野原住宅区・槍巻1区・上野原区 |
| 槍巻集落センター● | 世知原町槍巻264-2 | | |

福祉避難所

| | 施設名 | 住所 | 電話 |
|----|------------------------|----------------|--------------|
| 1 | 養護老人ホーム しかまち | 鹿町町下歌ヶ浦109番地7 | 73-2500 |
| 2 | 養護老人ホーム 清風園 | 大和町898番地 | 31-6980 |
| 3 | 特別養護老人ホーム あいのうら | 相浦町606番地 1 | 48-6001 |
| 4 | 特別養護老人ホーム あそかのもり | 松瀬町1150番地 | 49-6070 |
| 5 | 特別養護老人ホーム 音羽の浜 | 東浜町123番地 | 33-0108 |
| 6 | 特別養護老人ホーム 海南荘 | 俵ヶ浦町210番地 | 28-3038 |
| 7 | 特別養護老人ホーム 啓寿園 | 宇久町平1904番地3 | 0959-57-3888 |
| 8 | 特別養護老人ホーム 佐世保福寿園 | 針尾西町267番地 | 58-2386 |
| 9 | 特別養護老人ホーム サンフラワー | 吉井町直谷368番地6 | 64-4516 |
| 10 | 特別養護老人ホーム サンホーム江上 | 江上町4847番地6 | 58-3707 |
| 11 | 特別養護老人ホーム たけんの | 岳野町107番地 1 | 49-2020 |
| 12 | 特別養護老人ホーム チューリップ | 黒髪町3729番地2 | 20-8800 |
| 13 | 特別養護老人ホーム 白寿荘 | 鹿子前町904番地1 | 28-1181 |
| 14 | 特別養護老人ホーム 博仁荘 | 花高2丁目1番35号 | 39-1511 |
| 15 | 特別養護老人ホーム 花ぞ野 | 折橋町54番34号 | 29-3001 |
| 16 | 特別養護老人ホーム パールホーム | 世知原町栗迎1番地 | 76-2315 |
| 17 | 地域密着型特別養護老人ホーム 日野の里 芙蓉 | 日野町1993番地1 | 76-7011 |
| 18 | 特別養護老人ホーム やまざみ荘 | 山祇町388番地 | 34-8000 |
| 19 | 小規模特別養護老人ホーム ゆうあいホーム横尾 | 横尾町2395番地1 | 59-8152 |
| 20 | 特別養護老人ホーム ゆずの里 | 上柚木町2515番地 | 46-0505 |
| 21 | 特別養護老人ホーム 黎明館 | 小佐々町西川内175番地 1 | 68-3550 |
| 22 | 特別養護老人ホーム 老福荘 | 江迎町赤坂282番地24 | 65-2607 |
| 23 | ケアハウス あかりさき | 赤崎町1042番地 | 28-1616 |
| 24 | ケアハウス ガーデンハイツはいき | 桑木場町159番地 | 30-8633 |
| 25 | ケアハウス 天神ベイヒルズ | 天神町1205番地5 | 33-8115 |
| 26 | ケアハウス とうめい | 江上町935番地1 | 58-4016 |
| 27 | ケアハウス 光の子 | 上原町749番地1 | 39-3230 |
| 28 | ケアハウスフォレスト 四季の里 | 柚木町2409番地 | 41-8585 |
| 29 | 介護老人保健施設 コスモス | 上柚木町2515番地 | 46-0988 |
| 30 | 介護老人保健施設 サクラ | 八幡町1番2号 | 23-1802 |
| 31 | 介護老人保健施設 サン | 大和町30番地 | 33-7771 |
| 32 | 介護老人保健施設 松寿園 | 小佐世保町2番1号 | 26-0678 |
| 33 | 介護老人保健施設 すいざん荘 | 赤崎町74番地2 | 26-0555 |
| 34 | 介護老人保健施設 長寿苑 | 日宇町2835番地 | 32-3800 |
| 35 | 介護老人保健施設 つつじの郷 | 鹿町町下歌ヶ浦109番地1 | 73-2004 |
| 36 | 介護老人保健施設 ひまわり | 指方町5040番地3 | 20-2100 |
| 37 | 障害者支援施設 赤木学園 | 赤木町549番地 | 24-1011 |
| 38 | 障害者支援施設 桜が丘学園 | 柚木町1279番地1 | 46-0123 |
| 39 | 障害者支援施設 佐世保祐生園 | 針尾西町267番地 | 58-2139 |

| | | | |
|----|--------------|--------------|---------|
| 40 | 障害者支援施設 潤心 | 吉井町直谷372番地2 | 64-3741 |
| 41 | 障害者支援施設 白岳学園 | 江迎町奥川内300番地1 | 66-8433 |
| 42 | 障害者支援施設 にじいろ | 大潟町50番地1 | 59-5552 |

※ 福祉避難所は、あくまでも2次避難所として位置付けており、コミュニティセンター等の1次避難所での生活が困難で、市が福祉避難所への入所が必要と判断した避難行動要支援者の受入れを、施設の設置者に要請。

第5節 食糧供給計画

【市民生活部・農林水産部・財務部】

災害により日常の食事に支障を生じた者及び災害応急対策に従事する者に対し、備蓄食糧の配布、炊出しその他の方法により必要な食糧の確保とその供給の安定を図るため、次のとおり計画する。

1 食糧供給を行う場合

災害救助法が適用され、あるいは災害救助法が適用されないが市長が必要と認めた場合は、災害箇所、被災内容、被災世帯数、被災人員により次の場合に実施する。

- (1) 避難所開設等により、被災者に給食を行う必要がある場合
- (2) 全市域的な災害により食品販売業者等が通常の販売を行うことができない場合
- (3) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

2 食糧の調達

食糧の調達先は、原則として財務対策部及び農林水産対策部等と協議して決定するものとするが、急を要する場合は、流通備蓄協定締結業者及び炊出し拠点の近隣又は学校給食納入指定業者、物品指名競争入札参加資格業者等から調達するものとする。

大規模災害により調達困難な場合又は災害救助法が発動された場合は、長崎県地域防災計画に基づき、供給を受けるものとする。

3 供給対象

- (1) 避難所に收容された者
- (2) 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者

4 給食の方法

- (1) 食品の給与は、罹災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (2) 給食に際しては、実施責任者を定めるものとする。
- (3) 炊出しは原則として地区コミュニティセンターで行うものとし、地区の町内会等の協力が得られるよう協力体制の整備を図るものとする。
- (4) 災害時において市教育長が必要と認めた場合は、炊出し場所として学校の給食施設を使用することができるものとする。
- (5) 供給品目は、主食及び副食品とする。

5 備蓄

炊き出しが開始されるまでの初動対応として、必要最小限の食糧及び飲料水を市内及び離島（黒島、高島、宇久）に備蓄することとする。併せて、民間事業者と流通備蓄協定を締結し、優先的な物資供給を受ける体制づくりを行う。

6 期間

備蓄食糧の配布、炊出しその他の方法による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とし、必要に応じて延長するものとする。

第6節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

【市民生活部】

災害によって、日常生活に欠くことのできない衣料品及び必需品を喪失し、又はき損し、災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することができない状態にある者に対しては、一時の急場をしのご程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し応急的な保護の措置をとるものとする。

1 災害救助法の適用を受ける災害の場合

(1) 対象者

ア 災害により住家に被害を受けた者

住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水であって床下浸水又は非住家に被害を受けただけの者は対象としない。

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者で、日常生活を営むことが困難な者

ウ 被服寝具その他生活必需品がないため日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与の方法及び品目

世帯構成員別被害状況等に基づき被害別及び世帯の構成員数に応じ被服、寝具、炊事用具など生活上必要な品目について、給与又は貸与するものとする。

2 災害救助法の適用を受ける災害の場合（本市の「災害弔慰金の支給等に関する条例」の適用を受けるもの）

(1) 対象者

ア 災害弔慰金

死亡した者の死亡当時における配偶者（内縁関係を含み、事実上離婚と同様の者を除く。）、子、父母、孫、祖父母に対し、災害弔慰金の支給を行う。ただし、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡していた者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して支給を行う。

イ 災害障害見舞金

災害による負傷、疾病が治ったときに、法に掲げる障がいがあるときは、災害見舞金の支給を行う。

(2) 支給の方法

ア 災害弔慰金（遺族の順位）

(ア) 死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(イ) 上記の場合、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順とする。

(ウ) 同順序の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

(3) 支給の基準

ア 災害弔慰金

- (ア) 生計を主として維持していた者の死亡 500万円
- (イ) その他の者の死亡 250万円

イ 災害障害見舞金

- (ア) 生計を主として維持していた者の障がい 250万円
- (イ) その他の者の障がい 125万円

3 被災者生活再建支援法の適用を受ける災害

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 自然災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令に該当する被害

イ これに準ずる被害

(ア) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害

(イ) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害

(3) 対象者

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半数の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給限度額及び支給の対象となる経費

支援金の支給額は以下の2つの支給金の合計額

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害の程度 | 全壊、解体、長期避難 (対象世帯アイウに該当) | 大規模半壊 (対象世帯エに該当) | 中規模半壊 (対象世帯オに該当) |
|----------|----------------------------|---------------------|---------------------|
| 支給額 | 100万円 (75万円) | 50万円 (37.5万円) | なし |

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸 |
|---------------|------------------|------------------|-------------------|
| 全壊及び大規模半壊 支給額 | 200万円 (150万円) | 100万円 (75万円) | 50万円 (37.5万円) |
| 中規模半壊 支給額 | 100万円 (75万円) | 50万円 (37.5万円) | 25万円 (18.75万円) |

※ () 内は世帯人数が1人の世帯（以下「単身世帯」という。）

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。

※ 特定長期避難世帯には、特例として、法で規定する額に70万円（単数世帯は57.5万円）を加算する。ただし、支援金額の合計は300万円（単数世帯は225万円）を超えることはできない。

4 長崎県・市町被災者生活再建支援制度の適用を受ける被害

自然災害により、住宅に著しい被害を受けたが国の被災者生活再建支援金の対象とならない世帯に対し、長崎県・市町被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 自然災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等

(2) 対象となる自然災害

ア 長崎県又は隣接県（福岡県、熊本県、佐賀県）で国の被災者生活再建支援法が適用される自然災害

イ 長崎県又は隣接県（福岡県、熊本県、佐賀県）で災害救助法が適用される自然災害

(3) 対象者

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半数の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給限度額及び支給の対象となる経費

支援金の支給額は以下の2つの支給金の合計額

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害の程度 | 全壊、解体、長期避難 （対象世帯アイウに該当） | 大規模半壊 （対象世帯エに該当） | 中規模半壊 （対象世帯オに該当） |
|----------|----------------------------|---------------------|---------------------|
| 支給額 | 100万円（75万円） | 50万円（37.5万円） | なし |

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸 |
|------------------|--------------|--------------|-------------------|
| 全壊及び大規模半壊 支給額 | 200万円（150万円） | 100万円（75万円） | 50万円（37.5万円） |
| 中規模半壊 支給額 | 100万円（75万円） | 50万円（37.5万円） | 25万円 （18.75万円） |

※ （ ）内は世帯人数が1人の世帯（以下「単数世帯」という。）

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。

※ 加算支援金は、災害発生時において市内に引き続き居住する世帯の世帯主に限る。

5 災害救助法及び国、長崎県・市町被災者生活再建支援制度の適用を受けない場合

(1) 「佐世保市小災害見舞金支給要綱」による場合

ア 対象

火災、風水害、その他の自然災害による次の罹災者

- (ア) 住家の全焼（壊）、全流失业帯
- (イ) 住家の半焼（壊）、半流失业帯
- (ウ) 水損及び床上浸水
- (エ) 死者
- (オ) 重傷者
- (カ) 引越
- (キ) 家賃

イ 見舞金の交付基準

(ア) 見舞金は、被災者に対し、次の区分により支給する。

| 被災区分 | 世帯区分 | 見舞金 | 寄宿舍等に居住 |
|-----------|--------|----------|-------------|
| 全焼・全壊・全流失 | 1人世帯 | 50,000円 | 1人につき5,000円 |
| | 1人増すごと | 5,000円増額 | |
| 半焼・半壊・半流失 | 1人世帯 | 30,000円 | 1人につき3,000円 |
| | 1人増すごと | 5,000円増額 | |
| 水損及び床上浸水 | 1世帯 | 20,000円 | 1人 2,000円 |

(イ) 重傷者（概ね1週間以上の入院者をいう。）に対しては、前項に定める金額のほか
に1人につき10,000円の見舞金を支給する。

(ウ) 自然災害の発生により、法令に基づく立入制限、禁止、退去命令等または、これら
に準ずる措置により避難した場合は次に定める見舞金を支給する。

- a 日常の生活の本拠を他に移したとき 100,000円を支給するものとし、世帯
員が1人増す毎に5,000円を加算する。（ただし、一世帯につき1回限りとする。）
- b 他の市内の住居へ移転し、家賃を支払う必要が生じたとき。ただし、やむを得ない
理由により市外の住居へ移転し市長が認める場合は対象とする。
持家の場合 25,000円（住居1戸につき1回限りとする）
借家の場合 15,000円（住居1戸につき1回限りとする）
- c 他の市内の住居へ移転し、1カ月分以上の家賃を支払う必要が生じたとき。ただ
し、やむを得ない理由により市外の住居へ移転し市長が認める場合は対象とする。
持家の場合 月額 25,000円（住居1戸につき支給する）
（2カ年を限度とする。ただし、月のうち16日以上は1月とする。）
借家の場合 月額 15,000円（住居1戸につき支給する）
（3カ月を限度とする。ただし、月のうち16日以上は1月とする。）

ウ 弔慰金

弔慰金は災害により死亡した場合、死者 1 人につき 70,000 円、ただし死亡者が主として生計を維持していた場合は 140,000 円を遺族又は葬祭を行う者に支給する。

エ 毛布等の支給等

住宅が全焼、全壊、流失、半焼、半流失及び著しい水損を受けたときは、その住居に居住している世帯に対し、1 人につき毛布 1 枚を支給する。なお、このほかに市長が特に必要と認める被災者に対して、寝具等を貸与又は支給する。

オ 被害程度の基準

(ア) 全焼（壊）、流失とは、住家の損壊（流失）若しくは流失部分の床面積が、その住家の延面積の 7 割以上に達した場合、又は損壊（焼失）若しくは流失の程度が 7 割に達しないが、改築しなければ再び住家として使用することができない程度のものをいう。

(イ) 半焼（壊）、半流失とは、住家の損壊又は流失した部分の延面積が、その住家の延面積の 2 割以上 7 割に達しない場合であって、その残存部分に補修を加えることによって、再び住家として使用できる程度のものをいう。

(ウ) 床上浸水とは、その住家の床上以上に浸水し、一時的に居住することができないものをいう。

(エ) 水損とは、防災活動のため住家が著しく水をかぶり、畳、衣類、寝具等が一時的に日常の用に供することができない場合をいう。

(2) その他からの救護措置

見舞金品の支給基準

| 機関名 | 被災区分 | 給付内容 | | |
|-----------------|-------|------------------|----------|----------|
| | | 1 人～ 2 人 | 3 人～ 4 人 | 5 人以上 |
| 佐世保市社会福祉協議会 | 全焼（壊） | 10,000 円 | 15,000 円 | 20,000 円 |
| | 半焼（壊） | 10,000 円 | 15,000 円 | 20,000 円 |
| | 水 損 | 床上浸水以上 5,000 円 | | |
| | 死 亡 | 1 人につき 10,000 円 | | |
| | 全焼（壊） | 1 世帯につき 10,000 円 | | |
| 長 崎 県 共 同 募 金 会 | 死 亡 | 1 人につき 10,000 円 | | |

| | | |
|-------------|--------|---|
| 日本赤十字社長崎県支部 | 全焼（壊） | 1人につき毛布1枚、日用品セット1組 |
| | 半焼（壊） | |
| | 床上浸水 | |
| 長崎県児童救済基金 | 保護者の死亡 | 小・中・高校生、大学生等一人につき、年間33,000円～371,000円の範囲内 |
| | 全焼（壊） | 3～6歳の幼稚園、保育所等に通う児童、小・中・高校生、大学生等一人につき、35,000円～110,000円の範囲内 |

水道及び下水道防災計画

水道及び下水道の防災については、次の計画により災害を最小限に止めると共に水道水の確保について万全を期するものとする。

特に、水道施設及び下水道施設はライフラインとして重要な位置づけから、関連機関との密接な連絡を保ち、最短時間での復旧を行うものとする。

1 水道防災組織と機構

水道施設について災害の発生のおそれのあるときは、災害による影響を最小限に止めるとともに、円滑かつ迅速な対応を図るため、佐世保市災害対策本部の給水対策部を設置する。

(注) 佐世保市災害対策本部の設置が無い場合は災害状況に応じて水道局内の対策本部を設置する。

2 水道

水道施設の損傷により給水が不能になった場合の応急給水については、水道局の「断水対策マニュアル」を基本として対応する。

(1) 断水規模の確定

水道施設の損傷又はそれに伴う断水の情報を得た時は、直ちに実地調査を行い、必要な情報を入手し、分析する。(災害発生場所、災害の状況、施設破損の状況、断水の区域、等)

(2) 給水復旧への対応

配水系統の損傷への対応は、可能な限り断水区域の縮小に努める。

取・導水系統施設(浄水する前の原水を河川やダムから取水し浄水場まで運ぶ施設)の損傷の場合は、可能であれば他の取水系統の選択取水にて対応する。また、旧市内においては南部水系と北部水系の配水系統の切り替えにて配水量を調整し対応する。

施設への損傷の対応は、給水の復旧を最優先として行う。ただし、復旧作業にあたっては作業の安全確保を第一とする。

また、「緊急支援業務に関する協定書」に基づき、佐世保管工事協同組合と連携して復旧作業に対応する。

(3) 給水車による応急給水の対応

既存施設の操作による応急給水が不可能であり、かつ、給水車による給水対応が必要な範囲が小規模な場合は、基本的に水道局配備の給水車で応急給水対応を行う。水道局配備の給水車のみでの対応が不可能な大規模災害の場合には、県等を通じ他自治体水道事業者への応援を依頼するとともに、災害規模によっては自衛隊の災害派遣を依頼する。

断水地域の人口等を基に、応急給水所に配置する給水車の配置計画を策定する。

給水車配置地域住民団体の責任者等と地域防災計画における避難場所を基本として状況に応じて給水箇所を選定し、応急給水を行う。

また、配水池への直接補水による対応が可能な場合は、給水車による配水池への浄水の直接運搬にて対応する。

(4) 広報対応

応急給水所の場所、応急給水時間及び復旧見込み等については、報道機関・広報車・

水道局HP等活用可能なあらゆる媒体を利用して広報を行う。

3 下水道

下水道管渠の災害についてはその管布設地区を監視し、復旧作業については必要に応じ佐世保管工事協同組合等の協力を要請するとともに、上水道と同時復旧を期す。

下水道の終末処理場、中継ポンプ場及びマンホールポンプ施設の防災計画は、次のとおりとする。

(1) 終末処理場

ア 24時間常駐体制の終末処理場（中部下水処理場）

イ 非常駐体制（夜間無人）の終末処理場（西部下水処理場・針尾下水処理場・江迎浄化センター）

下水処理場は、下水道の根幹を担う重要施設であり、主要な設備を電動機によって運転しているため、停電による運転停止が最も憂慮される。そのため、停電の際は各処理場に配置された非常用自家発電機を自動始動させ、水処理を継続させることを第一とし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、冷却水の断水等による不慮の発電機停止に備え、電力会社と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水と処理を継続させるものとする。

(2) 中継ポンプ場

ア 非常用自家発電機を有する中継ポンプ場（平瀬P、大塔P、立神P、鹿子前P、天神P、船越P、相浦P）

非常用自家発電機を有する中継ポンプ場は、排水区域が広く汚水流入量が多いため、停電による運転停止が最も憂慮される。そのため、停電の際は非常用自家発電機を自動始動させ、揚水を継続させることを第一とし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、冷却水の断水等による不慮の発電機停止に備え、電力会社と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

イ 非常用発電機を有しない中継ポンプ場（クレールの丘1号P、クレールの丘2号P、長坂P、北平P）

非常用自家発電機を有しない中継ポンプ場は、比較的汚水流入量は少ないものの、停電によりただちに運転が停止することが憂慮される。そのため、停電の際は施設優先度に応じて可搬式発電機を巡回設置し、揚水を断続的に行うこととし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、電力会社と密接な連携を保ち、必要に応じて移動式発電機車の出動を要請するなど、適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

(3) マンホールポンプ施設（東浜M.Pほか）

小規模の排水区域を担うマンホールポンプ施設は、汚水流入量が少ないものの、非常用自家発電機がないため、停電により運転がただちに停止することが最も憂慮される。そのため、停電の際は施設優先度に応じて可搬式発電機を巡回設置し、または民間と連

携しながらバキューム車での水替を行うなどの対策により、揚水を断続的に行うこととし、職員と維持管理受託者が連携して応急対策に臨むものとする。さらに、停電が長時間に及ぶ場合は発電機燃料を速やかに調達するとともに、電力会社と密接な連携を保ち、適時の対応を行うことにより、汚水の円滑な揚水を継続させるものとする。

第8節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画

【都市整備部】

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、救助法が適用された際に、自己の資力では住宅を確保することができない者を収容するための応急仮設住宅を一時的に設置するとともに、住宅の応急修理を行い、罹災者の居住安定を図るものとする。

1 応急仮設住宅

(1) 実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として市長が行う。

(2) 入居対象者

次の各号に該当するものであること。

ア 住家が全壊、全焼、流失し居住する住家が無い者

イ 自らの力では住家を得ることができない者

(3) 供与の方法

応急仮設住宅は建設し供与する建設型応急住宅、民間賃貸住宅を借り上げて供与する賃貸型応急住宅、またはその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 規模

1戸当たりの規模は地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

(イ) 国庫負担限度額

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

(ウ) 着工

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。

(エ) 貸与期間

建設完了の日から建築基準法85条第3項又は第4項及び5項に規定する期限までとする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 規模

世帯の人数に応じてアの(ア)に定める規模に準じる。

(イ) 国庫負担限度額

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額。

(ウ) 借上

災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供するものとする。

(エ) 貸与期間

アの(エ)の基準に準じて定める期間とする。

(4) 建築方法

ア 前項（供与の方法）にあげる応急仮設住宅は建築基準法に基づいて設計する。

イ 工事は、市の定める指定業者を指名し、請負工事とする。

ウ 県又は市有地に建てるのが最もよいが、ないときは他の適当な私有地または国有地

とする。

(5) その他

ア 入居の選考にあたっては民生委員の意見等を徴し、罹災者の資力、その他の生活条件等を十分調査のうえ決定する。

イ 長崎県災害救助法施行細則（昭和35年6月15日長崎県規則第42号）を参照

2 住宅の応急修理

(1) 実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として市長が行う。

(2) 応急修理の対象者

次の各号に該当するものであること。

ア 災害のため住家が半壊半焼、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理できない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(3) 修理の範囲

居間、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分

(4) 修理期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項の特定災害対策本部、同法第24条第1項の非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了

(5) 費用

国庫負担限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内

ア イに掲げる世帯以外の世帯 706,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
343,000円

(6) その他

応急修理は応急仮設住宅の基準に準じて行う。

1 医療救護

災害のため医療機関が混乱し、り災地の住民が医療の途を失った場合、応急的に医療を実施し、り災者の保護を図る必要がある。

このため、関係機関と緊密に連携・協力して、迅速かつ効果的な医療救護を実施できるよう努めるものとし、次の項目について促進していく。

- (1) 保健所の役割として、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、長崎県災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターの下に、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し評価するとともに、地域の医療救護、防疫に係る関係機関との調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努める。

ア 災害医療情報収集

- (ア) 医療機関等の被災状況の把握

情報（病院、診療所、歯科診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の被災状況）の把握を行う。

- (イ) 医療機関等の活動状況の把握

- a 医師をはじめとする医療スタッフの稼働状況
- b 医薬品の状況
- c 医療資機材の状況
- d 使用可能ベッドの状況

- イ 医療機関が自ら被災することを想定して、「BCPの考え方に基づいた病院災害対応計画作成の手引き」の活用を図る。

- ウ 大規模災害発生直後における災害拠点病院（佐世保市総合医療センター、北松中央病院、長崎労災病院）、救命救急センター（佐世保市総合医療センター、国立病院機構長崎医療センター：大村市）、医師会等の医療救護スタッフと救急隊等との連携活動の実施など、災害時における医療機関及び消防機関との連携強化を図る。

災害救助法に基づき、県本部が医療救護班を派遣した場合、又は日本赤十字社が県本部の委託により救護活動を実施した場合は、連携して活動にあたる。

なお、救護班が不足する場合は、被災地以外の病院及び開業医の協力を得て、救護員の派遣及び患者の収容にあたる。

- (2) 市の役割として、保健所の調整機能を効果的に発揮させるため、佐世保市医師会との「災害時等の医療救護活動に関する協定書」や佐世保市歯科医師会との「災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護への支援など、実働的活動を行うことにより医療提供体制の確保に努める。

ア 医療救護所の設置

- (ア) 被害状況に応じて医療救護所を設置する。

- (イ) 設置に必要な医療スタッフは、佐世保市医師会が手配し、その他の人員及び器材の手配は、佐世保市が行う。

- (ウ) 佐世保市医師会会員が医療救護活動を行う医療救護所の運営管理は、佐世保市医師会と連携し行う。

- イ 歯科医療救護班の派遣

- (ア) 被害状況に応じて歯科医療救護班を派遣する。
 - (イ) 派遣に必要な医療スタッフは、佐世保市歯科医師会が手配し、その他の人員及び器材の手配は、佐世保市が行う。
 - (ウ) 佐世保市歯科医師会員が歯科医療救護活動を行う歯科医療救護班の運営管理は、佐世保市歯科医師会と連携し行う。
- ウ 災害時医療情報の広報
災害時医療情報を迅速に広報できる体制を整える。
- エ 継続医療への対応
人工透析等、継続医療の必要な人が適切な医療を受けられるよう、各医療機関の要請に基づき、佐世保市医師会等関係機関と災害り災地域外への搬送手段の確保等について検討する。

2 医薬品等の供給

災害のために医療機関が混乱し、り災地の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し、り災者の保護を図る必要がある。このため、主要薬品を緊急に確保できるよう、あらかじめその流通状況を把握しておくものとする。

(1) 災害時の調達

医療救護活動用の医薬品の調達は、長崎県本部（薬務行政室）に調達要請を行い、県からの支援により対応する。

(2) 医療資機材の調達

医療救護活動用の医療資機材の調達は、長崎県本部（薬務行政室）に調達要請を行い、県からの支援により対応する。

(3) 医薬品の仕分け及び管理

救護所、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施については、佐世保市薬剤師会と連携し行う。

3 防疫計画

感染症の予防及びまん延防止のため、感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

(1) 防疫活動のための薬剤・機器・機材等の整備

災害の発生が予想される時にあつては、薬剤・機器・機材を整備し、あらかじめ周知な計画を立てておくものとする。

(2) 感染症発生防止の指導

被災者の生活環境の把握を行い、必要に応じた衛生上の指導を行う。

(3) 感染症発生時の対応

ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染症への対応については、佐世保市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき各部局が対応するものとする。

イ その他、患者等に対する健康診断・就業制限・入院等の措置を行う。

ウ 必要に応じ、患者等に対する健康診断・就業制限・入院等の措置を行う。

(4) 第二種感染症指定医療機関

| 二次医療圏 | 医療機関 | 病床数 |
|--------|----------------|-----|
| 長崎 | 長崎みなとメディカルセンター | 6 |
| 佐世保・県北 | 佐世保市総合医療センター | 4 |
| | 北松中央病院 | 2 |
| 県央 | 市立大村市民病院 | 4 |
| 県南 | 長崎県島原病院 | 4 |
| 五島 | 長崎県五島中央病院 | 4 |
| 上五島 | 長崎県上五島病院 | 4 |
| 壱岐 | 長崎県壱岐病院 | 4 |
| 対馬 | 長崎県対馬病院 | 4 |
| 合計 | | 36 |

(5) 食品・環境衛生対策

- ア 災害発生現場及びその周辺の飲食店、食品製造所や販売店、給食施設等の衛生指導を行う。
- イ 災害発生現場及びその周辺の旅館、理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場等の衛生指導を行う。

第10節 災害廃棄物処理計画

【環境部】

本市において発生が想定される大規模災害等に伴う災害廃棄物の処理について、基本的な流れを整理し、災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために「佐世保市災害廃棄物処理計画」を策定した。

災害廃棄物は、地震や大雨等の災害により発生する廃棄物と、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物のことで、一般廃棄物に位置づけられるものであり、本市が包括的な処理責任を負う。

本市は、自区域内で発生した災害廃棄物について、本市が管理する廃棄物処理施設や民間が運営する処理施設を活用し、主体的に処理を行う。

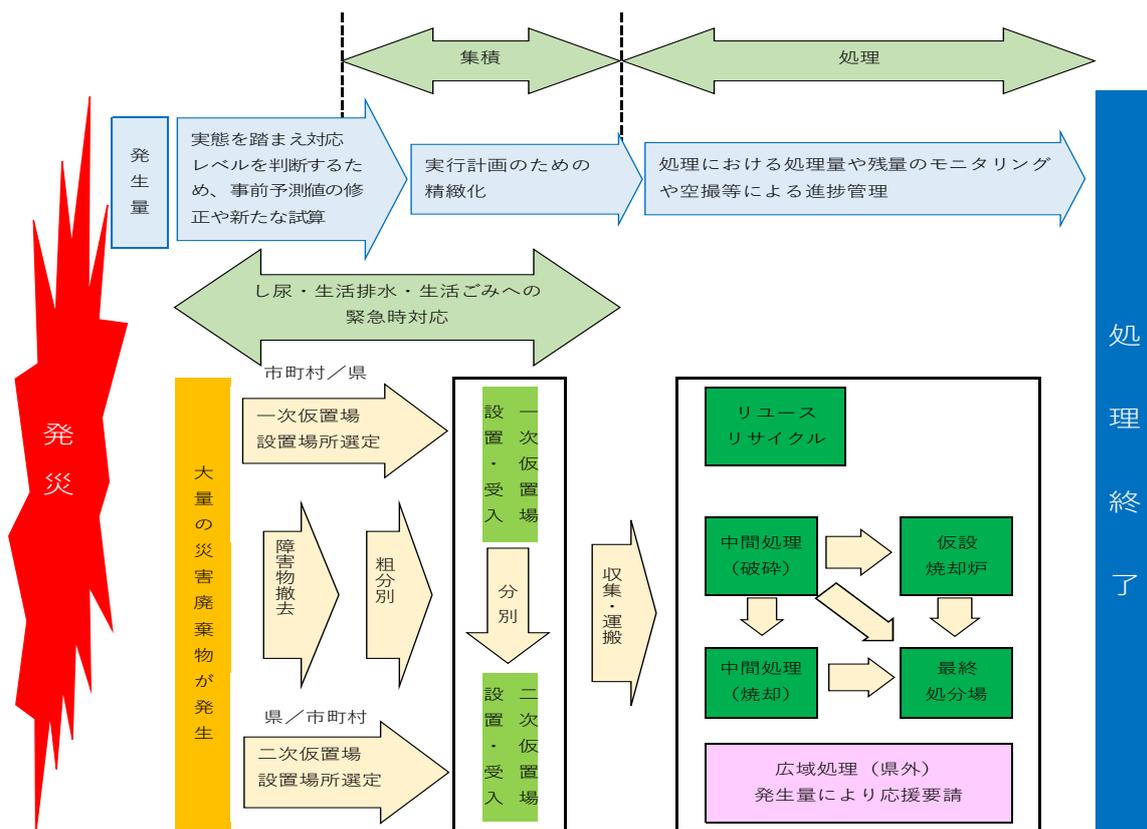
1 災害廃棄物処理の流れ

本市は、発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破碎・選別等の処理を行い、出来る限りリサイクルに努める。その後、焼却処理など減量化を図り、埋立処分を行う。

避難所等から排出されるごみやし尿については、本市の既存施設での処理を前提するが、これらの処理施設が被災した場合等処理が困難な場合は、長崎県及び大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会に調整を依頼し、広域的な処理を行う。

処理にあたっては、本市や民間の既存施設を最大限活用し、災害廃棄物発生量が膨大な場合には、仮設焼却炉の設置や長崎県等との調整を行い、計画期間内の処理完了を目指す。

図1 災害廃棄物処理の流れ



2 水害廃棄物について

大規模な水害が発生した場合、一時に大量の水害廃棄物が発生し、また、道路の通行不能等によって、平常時と同じ収集・運搬・処分では対応が困難となる。本市は、事前に組織体制の整備や処理計画を策定する等の対策を取り、水害発生時には迅速な対応を行う。

3 仮置場

仮置場は大きく一次仮置場と二次仮置場に分けられ、一次仮置場は、被災の現場から発生した災害廃棄物を速やかに撤去するために設けるものであり、被災した住民が自ら災害廃棄物を持ち込むことができる。

一次仮置場では、可能な範囲で重機及び手選別により、柱材・角材、コンクリートがら、金属くず及びその他危険物等を抜き出し、二次仮置場における作業効率の向上を図る。

二次仮置場は、一次仮置場から運搬された災害廃棄物を処分先に応じて細かく破碎・選別するほか、処理前後の災害廃棄物の保管を行う。

4 本市の一般廃棄物処理施設の現状

本市は、災害時の処理可能量を推計するにあたり、平時から各地域の廃棄物処理施設の処理能力等を把握しておく必要がある。

以下の表1から表3に各施設の処理能力を示す。

表1 焼却施設

| 施設名称 | 日処理能力 (t/日) |
|------------|-------------|
| 西部クリーンセンター | 110 |
| 東部クリーンセンター | 200 |

※日処理能力は公称能力

表2 最終処分場

| 施設名称 | 残余容量 (m ³) |
|--------------|------------------------|
| 一般廃棄物最終処分場 | 60,511 |
| 宇久一般廃棄物最終処分場 | 5,722 |

※残余容量は令和4年度実績

表3 し尿処理施設

| 施設名称 | 日処理能力 (kl/日) |
|-------------|--------------|
| クリーンピュアとどろき | 260 |
| 宇久衛生センター | 8 |

※日処理能力は公称能力

第11節 緊急輸送計画

【西肥自動車・させぼバス・地域未来共創部・港湾部・経済部】

災害における被災者の避難、応急災害対策要員の移送及び災害救助、災害応急に要する資材並びに緊急物資の輸送等の確実を期するため、車両・船舶及び船艇等をもって輸送を行うものとする。有事の際はこれらを有効適切に利用し、各作業の万全を図る。

ただし、本市の区域内で処理できないときは、県北地方本部を通じて県本部に応援又は幹旋の要請を行なう。

1 車両

市が所有する車両に不足が生じた場合は、適宜次の方法により所要の措置を講じるものとする。

- (1) バス、貨物自動車及び乗用車—バス会社、運送業者等に協力を求める。
- (2) 特殊自動車—運送業者、土木業者等に協力を求める。

※ 参考 バスによる輸送

ア 車両数

| 区分 | 車両 | | 計 |
|----------|-----|----|-----|
| | 乗合 | 貸切 | |
| させぼバス(株) | 6 | 15 | 21 |
| 西肥自動車(株) | 179 | 18 | 197 |

上記車両は、車体検査、定期整備等の関係で稼働率は63.9%である。

イ 輸送可能人員

| | | | | |
|--------------|---------|-------|--------|---------|
| (ア) させぼバス(株) | 1台 34人× | 4台= | 136人 | (小型車) |
| | 1台 54人× | 8台= | 432人 | (中型車) |
| | 1台 75人× | 9台= | 675人 | (大型車) |
| (イ) 西肥自動車(株) | 1台 34人× | 3台= | 102人 | (乗合小型車) |
| | 1台 24人× | 2台= | 48人 | (貸切中型車) |
| | 1台 54人× | 53台= | 2,862人 | (乗合中型車) |
| | 1台 28人× | 1台= | 28人 | (貸切中型車) |
| | 1台 75人× | 123台= | 9,225人 | (乗合大型車) |
| | 1台 52人× | 15台= | 780人 | (貸切大型車) |

2 船艇

- (1) 船舶 市所有の防災船「つくも」で輸送するほか、海運業者に協力を求める。
- (2) 漁船 農林水産部(水産課)を通じ、漁業協同組合に協力を求める。

3 船舶

離島における災害救助の実務に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送については、

海上自衛隊（知事による要請）、海上保安部又は九州運輸局佐世保海事事務所にそれぞれ協力を求める。

なお、災害対策本部に属する各部や、市所有の車両、船艇で輸送力に不足をきたす場合は、各部の責任において調達し、事後速やかに本部対策班に連絡するものとする。

4 鉄道

鉄道による輸送の必要が生じた場合は、鉄道機関と協議し、対応について協力を要請するものとする。

5 緊急物資輸送拠点の確保

緊急物資輸送路の接点となる相浦中里IC用地（道の駅「させぼつくす99」）を緊急物資の集積及び輸送の拠点として活用を図るものとする。

第12節 交通応急対策計画 【陸上自衛隊・長崎県・長崎県警察・土木部・消防局】

本計画は、災害時における陸上交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な資器材等の緊急輸送を行うため、交通規制等について定めるもので、「長崎県地域防災計画」に準じるものである。

1 実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

| 区 分 | 実施責任者 | 範 囲 |
|-------|------------------------|--|
| 道路管理者 | 国土交通大臣 県 知 事 市 長 | (道路法第46条) 1 道路の破損欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。 |
| 警察機関 | 公安委員会 警察署長 警察官 | (基本法第76条第1項、第76条の3第1項) 1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合。 (道路交通法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項) 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。(公安委員会又は警察署長) 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合(警察官の行う一時的なもの)。 |

2 支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について必要に応じ関係機関に通報又は連絡する。

3 交通規制の実施要領

(1) 道路管理者

ア 交通安全のための規制

道路管理者は、災害時において道路、橋りょう等交通施設の危険な状況を予想し又は発見した時、若しくは通報等により知った時は、異常災害時における道路通行規制要領により速やかに必要な交通の規制を行う。

イ 緊急通行車両の通行の確保のための措置(災害対策基本法第76条の6)

道路管理者は、放置車両や立ち往生が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、対象とする区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行うものとする。

(2) 公安委員会

ア 交通安全のための規制

県公安委員会は、災害時において交通の危険が生じるおそれがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めるときは、速やかに必要な交通規制を行う。

イ 緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、県公安委員会は、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標示（基本法施行規則別記様式第2）を必要な場所に設置する。

ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。

警察官、自衛官、消防吏員の措置命令及び措置

(ア) 警察官の措置命令及び措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置を行うことができる。

この場合において、警察官は移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(イ) 自衛隊の措置命令及び措置

自衛隊法第83条第2項の規定〔災害派遣〕により派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は移動等の措置をとることができる。

(ウ) 消防吏員の措置命令及び措置

消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

(エ) 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員は、前記措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(オ) 損失補償

警察官、自衛官、消防吏員の措置による破損については、損失補償をしなければならない。

4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

(1) 緊急通行車両について

ア 道路交通法第39条第1項規定の緊急自動車

イ その他災害応急対策に使用される車両

(ア) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づ

き、基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次の a ～ i に掲げる事項について行うものとされている。

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(ア) (イ)のいずれにも該当すること。

(2) 災害発生前における緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務」という。）等

ア 道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車については、以下に規定する知事又は公安委員会における確認等の事務を必要としない。

イ その他災害応急対策に使用される車両については、車両の使用者又は管理責任者は、緊急通行車両であることの確認をうけるために、知事又は公安委員会に対し、自動車検査証又は軽自動車届出済証の写しの提示並びに災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類（防災業務計画、輸送協定書の写し等）を添付の上、基本法施行規則別記様式第 3 の緊急通行車両確認申出書により申請し、確認標章（基本法施行規則別記様式第 4）及び緊急通行車両確認証明書（基本法施行規則別記様式第 5）の交付をうけるものとする。なお、これらの確認等の事務は次の部局等で行う。

(ア) 知事

地域振興部（交通対策課）、県北振興局（総務課）

(イ) 公安委員会

県警察本部交通部交通規制課、各警察署（交通課）

ウ 交付を受けた確認標章は、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 標章及び証明書の交付を受けた後に記載事項の変更が生じた場合は、受領した標章及び証明書とともに、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（基本法施行規則別記様式第 6）及び変更した事項を確かめるに足る書類を提出する。

オ 標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した

場合は、残存する標章又は証明書とともに、緊急通行車両確認標章・証明書再交付申請書（基本法施行規則別記様式第7）を提出する。

カ 次の場合は標章及び証明書を返納する。

- (ア) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき
- (イ) 標章及び証明書の有効期限が到来したとき
- (ウ) 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき

5 基本法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

(1) 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施する。

(2) 事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(3) 規制除外車両の事前届出

ア 上記(2)に規定される規制除外車両の事前届出は、緊急通行車両の確認等の事務手続きに準用する。

イ 届出については、規制除外車両事前届出書（別記様式第3）に必要な事項を記載して、疎明書類を添付の上、申請するが、手続きは緊急通行車両の確認等の事務を準用する。

ウ 県公安委員会は、規制除外車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（別記様式第3）を発行する。

(4) 事前届出車両の確認事務

ア 上記(3)の手続きで除外届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提示して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。

イ この場合、公安委員会は確認審査を省略して、規制除外車両確認申請書（別記様式第5）に必要な事項を記載させるとともに規制除外車両確認証明書（別記様式第6）及び確認標章の交付をする。

ウ 交付を受けた確認標章は、当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

6 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに、交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。

ただし、緊急を要する場合で通知するいとまがないときは、事後速やかにこれらの事項を

別記様式第4(第6条の2関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第5(第6条の2関係)

| | | |
|--------------------------------|----------------|---------|
| 第 号 | | 年 月 日 |
| 緊急通行車両確認証明書 | | 知 事 印 |
| | | 公安委員会 印 |
| 番号標に表示されている番号 | | |
| 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名) | | |
| 活 動 地 域 | | |
| 車 両 の 使 用 者 | 住 所 | () 局 番 |
| | 氏 名 又 は 名 称 | |
| 有 効 期 限 | | |
| 備 考 | | |

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第6（第6条の3関係）

| | |
|-------------------------|--|
| 年 月 日 | |
| 知事・公安委員会 殿 | |
| 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 | |
| 申出者 住所 氏 名 | |
| 番号標に表示されている番号 | |
| 標章・証明書番号 | |
| 交付年月日 | |
| 変更の内容 | |
| 変更の理由 | |
| 備考 | |

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第7（第6条の4関係）

| | |
|----------------------|--|
| 年 月 日 | |
| 知事・公安委員会 殿 | |
| 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書 | |
| 申出者 住 所 氏 名 | |
| 番号標に表示されている番号 | |
| 標章・証明書番号 | |
| 交 付 年 月 日 | |
| 再交付申出の理由 | |
| 備 考 | |

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第5

| | | |
|--------------------------------|----------------|---------|
| 公安委員会 殿 | | 年 月 日 |
| 規制除外車両確認申出書 | | |
| 申出者 住所 氏名 | | |
| 番号標に表示されている番号 | | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名） | | |
| 活動地域 | | |
| 車両の 使用者 | 住所 | () 局 番 |
| | 氏名 又は 名称 | |
| 緊急連 絡先 | 住所 | () 局 番 |
| | 氏名 | |
| 備 考 | | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

| | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 災害対策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害保護措置用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用 第 号 規制除外車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 令和 年 月 日 東京都公安委員会 | <input type="checkbox"/> 災害対策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害保護措置用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用 規制除外車両等事前届出書 令和 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請機関係名 所在地号 所電話番 取扱責任者役職名 氏 |
| 備考 (注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所又は警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が陸車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。 | 番号標に表示の番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) 使用者機関係名 所在地号 所電話番 取扱責任者役職名 氏 活動地域 ※ この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。 |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第 6

| | | |
|--------------------------------|----------------|---------|
| 第 号 | | 年 月 日 |
| 規制除外車両確認証明書 | | |
| 公安委員会 印 | | |
| 番号標に表示されている番号 | | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名） | | |
| 活動地域 | | |
| 車両の使用者 | 住所 | () 局 番 |
| | 氏名 又は 名称 | |
| 有効期限 | | |
| 備考 | | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第13節 文教対策計画

【教育委員会】

1 文教施設の応急対策

- (1) 災害が発生した場合、その被害の多少にかかわらず市立の学校にあつては、遅滞なく災害の状況及びこれに対する応急措置の概要を本部に報告しなければならない。
この報告の方法は書類報告の前に電信、電話等により最も速やかに連絡できる方法によるものとする。
- (2) 上記の被害報告を速やかに収集し、県災害対策本部をはじめ、関係各機関へ報告し、必要な措置を要請する。
- (3) 被災校に職員を派遣し、被災状況の資料作成を促進するとともに、直ちに授業が再開できるように措置する。
- (4) 他校等に応援協力を求める必要があるときは、適宜連絡し、その調整指導を行う。

2 応急教育実施の予定場所及び教職員の確保

- (1) 市教育委員会は、予め災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、学校教育活動が災害のため、中断することのないよう応急教育の実施の予定場所を選定し、教職員、住民に対して周知徹底を図るものとする。

| 災害の程度 | 応急教育実施の予定場所 | 教員確保の措置 |
|---------------------------|---|--|
| 学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合 | ① 特別教室、屋内運動場等を利用する ② 2部授業を実施する。 | 教職員の欠勤者（欠席者）が多数で授業の実施が困難な場合は、速やかに補充配置の措置を県教委に要請する。 |
| 学校の校舎が全部災害を受けた場合 | ① コミュニティセンター、公共施設等を利用する ② 隣接学校の校舎を利用する | |
| 特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合 | 住民、避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、コミュニティセンター、公共施設等を利用する | |
| 県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合 | 避難先の最寄りの学校、コミュニティセンター、公共施設等を利用する | |

- (2) 被害の程度に応じ、教育の場がコミュニティセンター、公共施設等に変更され、又は逆に学校が避難所として学校施設の目的外に使用される場合が少なくないと予想され、さらに教科書、学用品等の損失も当然に生ずるものと思われるので、次の点に留意して応急教育を実施しなければならない。

ア 教科書、学用品等の損失については当該児童生徒の世帯のみの負担にならないように応急措置をとるとともに、関係方面に協力を求める。

イ 授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の低下をきたさないよう学習の方法等をあらかじめ通知する。

ウ 授業不能が長期にわたるときは、教材教具等を収集整備し、地域の公共施設等を応急的な教育実施場所として授業再開に努め、教育の低下を最小限に食い止めるよう努力する。

3 教材、学用品の調達及び給与の方法

災害救助法に定める基準外の学用品等の調達、給与あるいは購入の斡旋方法については、市教育委員会において計画をたてておくものとする。

4 給食時の措置

(1) 児童、生徒の対策

災害状況報告に基づいて学校給食費補助金の特別申請を行い、国からの補助金の交付を受け、速やかに被害状況を勘案して被災学校に給食を実施させること。

(2) 物資対策

被害を受けた給食用物資に対して、被災状況を県本部に速やかに報告し、その物資の処分方法等について県の指示をあおぐ。

5 文化財対策

被災文化財については、現況を維持するよう被害文化財個々につき復旧対策を当該文化財の所有又は管理者に指示、指導するものとする。

6 その他

県立高等学校生徒の被災者に対しては、授業料の減免、育英資金による学資の特別貸与等の措置が県において講じられる。

第14節 避難行動要支援者対策計画

【保健福祉部・防災危機管理局】

1 避難情報の伝達

市、地域の防災関連機関及び町内会組織等は、避難指示等の緊急情報の伝達に関して、避難行動要支援者に対し、避難指示等に係る発令の判断基準や伝達方法等を定めた「佐世保市避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、迅速、かつ的確な情報の伝達に努めるものとする。

2 避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、避難支援等関係者が連携協力し、避難行動要支援者が安全に避難場所に到達できるよう特段の配慮をするものとする。

3 避難所における支援対策

避難所においては、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が強いので、避難行動要支援者には特段の配慮を行うものとする。

また、避難行動要支援者の不利益、孤立化を防止し、可能な範囲において集団生活に融合し、災害復旧までの間、心身共に安定した状態で生活できるよう心がける。

(1) 避難行動要支援者の状況把握

避難行動要支援者の名簿による把握に加え、各人の健康状態、介護の要否等について把握し、不利益及び孤立化の防止のため必要な支援体制を整備し、集団生活への融合を図るため特段の配慮を行うものとする。

(2) 仮設住宅入居等の配慮

避難所での生活環境、仮設住宅への収容に当たっては十分配慮することとし、特に仮設住宅への優先的入居を図る等避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

(3) 支援体制の充実

避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ介護サービスの提供、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配及び各分野におけるカウンセラーの配置等について、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても、意思伝達方法等を把握し十分配慮するものとする。

第15節 観光客対策計画

【経済部・市民生活部】

災害時に、地理に不案内な観光客、また言葉に不自由な外国人観光客に対し、情報や応急物資の提供を行うとともに迅速に安否確認を行う。

1 宿泊施設等における避難誘導

宿泊施設及び観光地において被害が拡大する場合、宿泊施設の責任者や観光地の従業員が、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの避難地、避難所に誘導する。

2 外国人観光客に対する情報提供

経済対策部は、言葉に不自由な外国人観光客に対しては、観光施設や宿泊施設の責任者に対し、避難行動マニュアルなど、必要な情報を提供する。

3 観光客の安否確認

警察・消防局と情報を交換し、宿泊施設や観光施設の責任者等を通じて、発災時の宿泊客や観光客及び修学旅行等の団体の人数確認、負傷者数等、詳しい状況を把握する。

4 応急食糧・飲料水・生活必需品の供給

観光客の状況を把握して市の担当対策部を通じ、必要量の応急食糧、飲料水、毛布等を提供する。

1 災害警備実施方針

各警察署長は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を最優先とした災害警備活動等に努めるものとする。

2 災害発生時における措置

(1) 警備体制

ア 署員の招集・参集

各警察署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められたところにより署員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

イ 応援体制

各警察署長は、被害の規模に応じて、速やかに応援部隊の派遣要請を行うものとする。

ウ 災害警備本部等の設置

各警察署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各警察署に所要の規模の現地災害警備本部、又は現地災害警備連絡室等を設置するものとする。

(2) 救出救助活動

ア 部隊編成

各警察署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合は、速やかに所属職員をもって部隊の編成を行うほか、必要により、警察本部長に対し応援部隊の派遣を要請するものとする。

また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動等に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮するものとする。

イ 避難誘導

各警察署長は、地域住民等の避難誘導にあたり、次の点に留意するものとする。

(ア) 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し避難誘導を行う。

(イ) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等について可能な限り車両等を活用するなど、避難行動要支援者に十分配慮する。

(3) 緊急交通路の確保

ア 交通状況の把握

各警察署長は、現場の警察官、関係機関等からの情報等により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

イ 交通規制の実施

各警察署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど緊急交通路の確保にあたるものとする。

緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確

かつ円滑な実施等に配慮して行うものとする。また被災地への流入車両を抑制するために必要があるときは、被災地周辺の関係警察署とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

各警察署長は、災害発生時、運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 可能な限り避難のため車両を使用しないこと。

イ 走行中に災害に遭遇した場合には、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により、車両を道路の左側端に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

(エ) やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制時における運転者の措置

通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限されていることから、同区域等内にある運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

第17節 水防計画

【長崎地方気象台・土木部・港湾部・農林水産部・消防局・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会】

1 総則

本計画は、洪水又は高潮並びに津波による水災を警戒し、防除するため河川、港湾、ため池等に対する監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、消防機関の活動、他の水防管理団体との協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用を図る。

2 水防の機関

- (1) 水防法（昭和24年、法律第193号）第5条の規定による水防事務を処理する機関として、消防機関（消防局及び消防団をいう。以下同じ）がこれにあたる。
- (2) 消防機関と土木部等は、相互に連絡を図り洪水又は高潮による水災被害の軽減にあたる。

3 知事が水防警報を行う河川、水位情報を通知及び周知する河川

(1) 知事が水防警報を行う河川（水防法第16条）「水防警報河川」

| 河川名 | 水防警報の区間 | 基準量水標及び水位基準 | 水防警報発表者 | 関係水防管理団体 |
|-----|-----------------|----------------------|---------|----------|
| 相浦川 | (左右岸) 小川内川合流点～海 | 「(3)対象量水標及び指定水位」のとおり | 県北振興局長 | 佐世保市 |

(2) 知事が水位情報を通知及び周知する河川（水防法第13条）「水位情報周知河川」

| 河川名 | 水位情報周知区間 | 基準量水標及び水位基準 | 水位情報発表者 | 関係水防管理団体 |
|------|--|----------------------|---------|----------|
| 相浦川 | 左右岸：小川内川合流点～海 6,810m | 「(3)対象量水標及び指定水位」のとおり | 県北振興局長 | 佐世保市 |
| 宮村川 | 左岸：佐世保市萩坂町～海 右岸：佐世保市城間町～海 3,151m | | | |
| 早岐川 | 左右岸：佐世保市上原町～海 2,692m | | | |
| 江迎川 | 左右岸：佐世保市江迎町田ノ元～海 9,451m | | | |
| 佐世保川 | 左右岸：佐世保市桜木町～海 5,220m | | | |
| 小森川 | 左右岸：佐世保市横手町～海 | | | |
| 佐々川 | 左岸：佐世保市世知原町矢櫃～海 右岸：佐世保市世知原町槍巻～海 | | | |

(3) 対象量水標と指定水位

| | | 量水標名 | 地先名 | 水防団 (消防団) 待機水位 | 氾濫 注意水位 | 避難 判断水位 | 氾濫 危険水位 |
|------|------------------|-------------|----------------|----------------------|------------|------------|------------|
| 相浦川 | 水防警報河川 水位周知河川 | 中里堰 | 佐世保市 中里町 | 3.1m | 3.4m | | 4.0m |
| | | 相浦橋 | 佐世保市 相浦町 | 2.8m | 3.1m | 3.5m | 4.1m |
| 宮村川 | 水位周知河川 | 朝日橋 | 佐世保市 城間町 | 2.1m | 2.3m | 2.3m | 2.9m |
| 早岐川 | 水位周知河川 | 花高バイ パス橋 | 佐世保市 早苗町 | 1.0m | 1.7m | 1.7m | 2.1m |
| 江迎川 | 水位周知河川 | 高岩橋 | 佐世保市 江迎町小川内 | 1.2m | 1.8m | 1.8m | 3.0m |
| 佐世保川 | 水位周知河川 | 県北振興局 | 佐世保市 木場田町 | 2.0m | 2.3m | 2.6m | 3.2m |
| 小森川 | 水位周知河川 | 小森橋 | 佐世保市 権常寺町 | 2.0m | 2.6m | 3.2m | 4.0m |
| 佐々川 | 水位周知河川 | 長生橋 | 佐世保市世知 原町栗迎 | 1.0m | 1.4m | 1.7m | 2.2m |
| 佐々川 | 水位周知河川 | 新佐々橋 | 佐々町本田原 免 | 3.4m | 3.9m | 4.8m | 5.7m |

※ 水防警報とは、指定された河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められた場合に行うものである。(水防法16条)

※ 水位情報周知河川とは、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる恐れがある河川において、住民の皆様が安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位「氾濫危険水位」に達した時、その旨を関係機関に通知するとともに、一般に周知しなければならない指定した河川のことである。(水防法13条)

※ 氾濫危険水位とは、はん濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位(水防法第13条1項)であり、避難時の目安になるものである。

4 水防警報等の伝達方法及び避難場所

(1) 水防警報等の伝達方法

県からの水防警報、水位情報〔特別警戒水位(氾濫危険水位)〕及び避難情報(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)の伝達方法は、第1表のとおりとする。

(2) 避難場所

対象河川の避難予定場所は、本編第1章第4節の洪水避難場所による。

5 水防警報等に伴う活動

(1) 河川等の巡視

消防機関は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡回し、洪水、高潮の恐れがある箇所があるときは、直ちに県河川担当課又は港湾部等の河川、堤防等の管理者に必要な措置を求

める。

(2) 水防警報及び水位情報に係る出動等

対象河川に水防警報が発せられたとき又は水位が氾濫注意水位に達したときは、市関係部局及び消防局・消防団は所要の増員及び増隊を行い、出動の準備をする。

(3) 水防警報の種類、内容及び発表基準

ア 洪水時の河川に関する水防警報発表基準

| 種類 | 内容 | 発表基準 |
|----|--|---|
| 待機 | 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合には、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動は中止できない。 | 基準量水標において、「水防団待機水位」に達し、なお増水の恐れがあるとき。 |
| 準備 | 水防に関する情報連絡、水防器材の整備、点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動、通信及び輸送の確保等に努めることとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 | 基準量水標において、「水防団待機水位」を超え、「氾濫注意水位」を突破する恐れがあるとき。 |
| 出動 | 水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。 | 基準量水標において、「氾濫注意水位」に達し、なお増水の恐れがあるとき。 |
| 警戒 | 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。 | 基準量水標において、すでに「氾濫注意水位」を超え、災害がおこる恐れがあるとき。 |
| 解除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報が解除する旨を通告するもの。 | 基準量水標において、「氾濫注意水位」以下に降下し、再び増水の恐れがないとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

イ 避難判断水位、氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）の内容及び発表基準

| 内容 | 発表基準 |
|-----------------------------|---------------------------|
| 市長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考 | 基準量水標において、「避難判断水位」に到達した場合 |
| | 基準量水標において、「氾濫危険水位」に到達した場合 |

(4) 警戒出動等

(2)によるほか、雨量、潮位等により水防上必要があると認められるときは、消防機関は必要に応じ出動又は出動の準備をする。

(5) 水防巡視

水防警報が発令されたときは、直ちに河川の受持ち区域の消防機関にその旨を通知し、河川及び水門、樋門等の巡視を行わせる。

また、河川水位が通報水位（水防団待機水位）又は警戒水位（氾濫注意水位）に達したときは、関係消防機関に通知するとともに、「水防信号」及び広報車等により周知し、必

要な人員を招集し警戒、水防活動等に当たらせる。

ア 水防信号は、長崎県水防信号規則による。

イ 信号の種類は次のとおり

| 信号の種類 | 発するとき | 措置事項 |
|--------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 第 1 信号 | 河川の水位が警戒水位に達したとき | 一般市民に周知するとともに必要な人員を招集し、河川の警戒にあたる |
| 第 2 信号 | 消防機関より洪水のおそれがある旨の報告があったとき | 消防機関を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。 |
| 第 3 信号 | 堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したとき | 消防機関のほか、必要により一般市民の出動を求める。 |
| 第 4 信号 | 洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認められたとき | 関係警察機関に通報し、市民を避難場所に誘導する。 |

(6) 水位の通報

ア 防災危機管理局は、水位情報の通知を受けたときはその旨を消防機関に速やかに連絡する。また、必要に応じて消防機関に水位の確認を依頼する。

イ 依頼を受けた消防機関は確認した水位を防災危機管理局へ連絡する。

6 要配慮者利用施設

水防法第 15 条第 1 項第 4 号に定める施設とは、次に定める施設とする。

なお、対象河川の要配慮者利用施設は、第 2 表のとおりとする。

要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの）

(1) 社会福祉施設等

ア 高齢者施設

入所系高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム、有料老人ホームなど）、通所系高齢者福祉施設（通所介護、小規模多機能型居宅介護など）

イ 保護施設

ウ 障害児・者施設等

障がい福祉サービス事業の用に供する施設、障がい者支援施設、障がい児通所支援施設、地域活動支援センター、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム

エ 児童福祉施設等

児童福祉施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、認可外保育施設、子育て支援センター

(2) 学校

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校

(3) 医療施設

病院、診療所、助産所

7 潮位の通報

- (1) 高潮に関する予・警報の通知を受けたときで高潮の危険が予想されるときは、変動を監視し、波浪の最高波高を10cm単位で県北振興局に報告する。
- (2) 観測、連絡等は、水位の通報に準ずる。

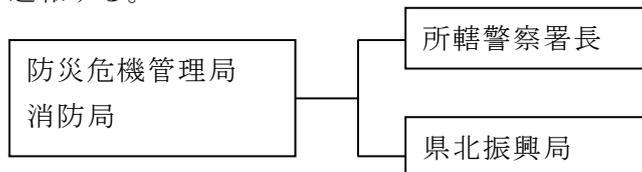
8 ため池等の巡視

農林水産部は、大雨特別警報発表及び震度5以上の地震発生時には、防災重点農業用ため池の緊急点検を行う。

防災危機管理局は、災害の発生する恐れがあるとき、又は気象の状況から必要があると認めるときは、防災重点農業用ため池を除くため池等から指定し、農林水産部、消防機関に巡視を要請する。

9 決壊の通報

堤防その他の施設が決壊したときは、地域住民に周知するとともに、下記の関係機関に直ちに通報する。



※決壊とは、通常施設の全部又は一部の損壊を意味する。したがって、報告する場合は「表のり崩れ」、「裏のり崩れ」、「漏水」、「天端亀裂」、「破堤」、「氾濫」という具合に具体的な用語を用いる。

10 通信施設の確保

水防時の通信を確保するため、公衆通信施設、鉄道通信施設、気象官署通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設の関係機関と積極的に調整を図る。

11 協力及び応援

(1) 河川管理者の協力

河川管理者（長崎県）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 河川に関する情報（県が管理する河川の情報）の提供

具体的な項目及び伝達方法については下記のとおり

| 項目 | 伝達方法 |
|-------------|--|
| 河川水位情報、雨量情報 | インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 |
| 氾濫危険水位情報 | F A X |
| 水防警報 | F A X |
| 河川管理施設の操作状況 | ・ダム情報：インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 ・水門（樋門）：電話、F A X、電子メール等 ・ダム：電話、F A X、電子メール等 |

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 市が行う水防訓練への参加

エ 市の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与

(2) 近隣水防管理者からの応援

水防上緊急の必要があるときの応援を確保するため、近隣水防管理者との間に消防機関、水防団の応援協定の締結を推進する。

(3) 警察官の出動要請

水防上必要があるときは、警察官の出動を所轄警察署長に要請する。

(4) 自衛隊の派遣

河川の決壊等緊急を要するときは、県を通じて自衛隊の派遣要請を行う。

(5) 建設業協力会の応援

水防活動の応援を受けるため、建設業協力会との間に協定の締結を図る。

12 水防倉庫及び備蓄資材器具

| 河川名 | 所在地 | | | | | | | | | | | | | | | | | 計 | | |
|--------|----------------|-----------|----------|----------|--------|----------|------------|----------|----------|-----------|------------|------------|------------|-----------|----------|----------|----------|-------|-------|--------|
| | 宮村川 | 小森川 | 小森川 | 日字川 | 佐世保川 | 相浦川 | 相浦川 | 相浦川 | 相浦川 | 佐々川 | 佐々川 | 高峰川 | 福井川 | 小佐々川 | 鹿町川 | 江迎川 | 福浦川 | | | |
| 水防倉庫名 | 宮地区水防倉庫 | 三川内地区水防倉庫 | 早岐地区水防倉庫 | 日字地区水防倉庫 | 中央水防倉庫 | 相浦地区水防倉庫 | 中里皆瀬地区水防倉庫 | 大野地区水防倉庫 | 柚木地区水防倉庫 | 世知原地区水防倉庫 | 吉井東部地区水防倉庫 | 吉井南部地区水防倉庫 | 吉井北部地区水防倉庫 | 小佐々地区水防倉庫 | 鹿町地区水防倉庫 | 江迎地区水防倉庫 | 宇久地区水防倉庫 | | | |
| 資 材 | 杉丸太 | 本 | 54 | 147 | 135 | 94 | 98 | 85 | 83 | 96 | 90 | 19 | 120 | 0 | 88 | 47 | 0 | 0 | 20 | 1,176 |
| | 鉄筋 | 本 | 368 | 252 | 1,172 | 700 | 909 | 2,430 | 562 | 220 | 241 | 825 | 238 | 230 | 232 | 720 | 800 | 1,600 | 500 | 11,999 |
| | 土のう袋 | 枚 | 1,340 | 600 | 3,400 | 2,400 | 3,850 | 11,249 | 1,600 | 350 | 660 | 2,800 | 800 | 720 | 649 | 2,023 | 2,800 | 3,600 | 1,400 | 40,241 |
| | ブルーシート | 枚 | 55 | 36 | 60 | 29 | 480 | 23 | 33 | 25 | 29 | 25 | 35 | 39 | 13 | 23 | 32 | 29 | 15 | 981 |
| | 縄 (又はビニロープ) | 巻 | 16 | 20 | 43 | 13 | 5 | 30 | 18 | 22 | 26 | 43 | 35 | 21 | 33 | 37 | 20 | 12 | 18 | 412 |
| | ホゲ又はザル | 個 | 21 | 20 | 20 | 23 | 20 | 20 | 22 | 27 | 20 | 19 | 30 | 21 | 18 | 30 | 34 | 19 | 4 | 368 |
| | 鉄線 | K | 30 | 10 | 30 | 30 | 50 | 30 | 35 | 30 | 0 | 25 | 20 | 40 | 10 | 25 | 10 | 10 | 20 | 405 |
| 器 具 | スコップ | 丁 | 21 | 21 | 22 | 24 | 18 | 21 | 19 | 20 | 18 | 23 | 18 | 20 | 20 | 43 | 12 | 17 | 17 | 355 |
| | モッコ | 個 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 15 | |
| | 唐鍬 | 〃 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 7 | 5 | 11 | 0 | 75 |
| | 片ツル・両ツル | 〃 | 8 | 5 | 8 | 11 | 5 | 6 | 5 | 5 | 9 | 7 | 9 | 3 | 6 | 15 | 10 | 4 | 4 | 120 |
| | 斧 | 個 | 4 | 4 | 7 | 5 | 5 | 5 | 5 | 3 | 8 | 4 | 3 | 4 | 4 | 5 | 4 | 4 | 1 | 75 |
| | 鎌 | 丁 | 10 | 10 | 13 | 10 | 16 | 10 | 9 | 10 | 8 | 10 | 10 | 10 | 14 | 10 | 10 | 15 | 4 | 179 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|----|----|----|---|---|----|----|----|----|---|---|---|---|----|---|----|-----|
| 片手ハンマ | 個 | 10 | 10 | 19 | 12 | 9 | 8 | 14 | 10 | 11 | 12 | 8 | 9 | 9 | 7 | 13 | 6 | 10 | 177 |
| ペンチ | 本 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 | 5 | 5 | 3 | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 | 5 | 3 | 3 | 74 |
| 鋏 | 丁 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 4 | 1 | 2 | 49 |
| 掛矢 | 本 | 6 | 7 | 9 | 8 | 6 | 6 | 8 | 7 | 8 | 5 | 9 | 2 | 6 | 7 | 3 | 1 | 4 | 102 |

13 資材器具の調達

- (1) 多量の水防用資材器具を必要とするときに備え、調達先と協議を図っておく。
- (2) 車両を調達するときは、市において緊急車両の確認事務を行う。

14 輸送路の確保

水防資材器具、人員、応援の確保を図るため、市道について輸送路の確保を図る。

15 その他

上記のほか、水防法、長崎県水防計画、長崎県地域防災計画による。

第1表（水防警報等の伝達方法）

